

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
上新川郡	十六年九月 常置委員	十六年七月	未詳	寶田彌六
同	十七年一月 常置委員	同	同	神保東作
同	十七年二月 常置委員	同	同	堀田周造
同	十七年六月 常置委員	同	同	水野忠嗣
同	十七年六月 常置委員	同	同	馬場道久
同	十七年六月 常置委員	同	同	井城興八郎
同	十七年六月 常置委員	同	同	重松覺平
同	十七年六月 常置委員	同	同	數井養作
同	十七年六月 常置委員	同	同	米澤紋三郎
同	十七年六月 常置委員	同	同	菅野新作
同	十七年六月 常置委員	同	同	田村惟昌
同	十七年六月 常置委員	同	同	田村文平
同	十七年六月 常置委員	同	同	岩間覺平

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
同	十七年四月 十七年七月 常置委員、議長	同	未詳	南兵吉
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	堀宗平
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	島尾三郎
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	廣岡萬九郎
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	島田孝之
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	得能通孝
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	五十嵐政雄
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	武部尙堅
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	武部尙志
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	安念次左衛門
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	寶田安平
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	寶田良太郎
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	島崎良太郎
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	谷井音人
同	十六年九月 十七年六月 常置委員	同	同	小澤與三

射水郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大橋十右衛門	坂非敬義	山崎善之丞	谷井友吉	菅原滋治	高田清次郎	橋本求	西能源四郎	大矢四郎兵衛	栗山三郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十七年六月	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十七年六月十九日副議長 十八年十二月常置委員									
十八年五月	十八年二月	十八年五月	十八年五月	十八年五月	十八年五月	十八年五月	十八年五月	十八年五月	十八年五月
十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月	十八年十一月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

明治十八年縣會議員

選挙區	職名	選挙年月	退職年月	氏名
上新川郡		十八年十二月	二十三年十月 死亡	寶田安平

選挙區	職名	選挙年月	退職年月	氏名
同	常置委員	二十一年三月	二十三年二月 半數改選	山野清平
同	常置委員	二十一年三月	二十一年三月	渡邊甚四郎
同	常置委員	二十一年三月	二十年	菅野新作
同	常置委員	二十一年三月	二十年	高見彌
同	常置委員	二十一年三月	二十年	波邊正風
同	常置委員	二十一年三月	二十年	島尾三郎
同	常置委員	二十一年三月	二十年	山岸佐太郎
同	常置委員	二十一年三月	二十年	安念次左衛門
同	常置委員	二十一年三月	二十年	石崎彦太郎
同	常置委員	二十一年三月	二十年	島田孝之
同	常置委員	二十一年三月	二十年	正村兵太郎
同	常置委員	二十一年三月	二十年	藤村幸太郎
同	常置委員	二十一年三月	二十年	渡邊順伯

明治二十一年縣會議員

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
上新川郡	常置委員	二十一年三月	二十四年十一月	高田清次郎
下新川郡	副議長	同	二十三年七月	田村惟昌
同	議長	同	二十四年七月	竹内四郎
同	同	同	二十五年二月	谷順平
婦負郡	同	同	二十五年六月	恒田嘉一
同	同	同	同	内山正治
同射水郡	常置委員	同	二十三年七月	南磯一郎
同	常置委員	同	同	坂井敬義
同	常置委員	同	同	金谷太次郎
礪波郡	常置委員	同	同	大矢四郎兵衛
同	同	同	同	西能源四郎
射水郡	同	同	同	中西哲成
下新川郡	同	同	同	關口彦三

明治二十三年縣會議員

同	補缺	同	同	岡與左衛門
上新川郡	補缺	同	同	福村清平

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
上新川郡	常置委員	二十三年三月	二十五年三月	岩城隆常
同	議長	同	二十三年十一月	石坂專之介
同	常置委員	同	二十七年五月	藤村幸太郎
同	常置委員	同	同	菅原滋治
下新川郡	常置委員	同	同	阿部欣治
婦負郡	常置委員	同	同	淺野長太郎
射水郡	常置委員	同	同	大坪三郎
同	副議長	同	同	堀二作
礪波郡	常置委員	同	同	五十嵐政雄

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員
二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月	二十三年三月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月	二十五年七月
仲平	武部其文	森正太郎	石坂嘉一	上野安太郎	同	同	同	同	同

明治二十五年縣會議員

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
上新川郡	議長	二十五年七月	二十七年九月	金岡又左衛門
下新川郡	同	同	二十七年十二月	山澤長九郎
同	同	同	同	宮崎廣八郎
同	同	同	同	岡與左衛門
同	同	同	同	重松覺平
同	同	同	同	酒井重則

明治二十七年縣會議員

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
射水郡	常任委員	同	同	寺島松右衛門
同	同	同	同	陸田又五郎
同	同	同	同	島省左右
同	同	同	同	桂井他八郎
同	同	同	同	矢後孫二
同	同	同	同	正木善一郎

選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
上新川郡	常任委員	二十七年七月	二十七年十二月	林豐二
同	副議長	二十七年九月	同	石坂嘉一
同	同	同	同	中野幸作
同	同	同	同	福村清平
同	同	同	同	濱田長次郎

同	富山市	同	高岡市	下新川郡	同	同	同	同	西礪波郡	東礪波郡	中新川郡	氷見郡	高岡市
二十九年九月 參事會員				二十九年九月 參事會員					廿九年九月 副議長				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三十一年八月 半數改選	同	同	同	三十年十月	三十一年八月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年七月 府縣制實施	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選
五十嵐政雄	邨澤金廣	江守精一	菅野傳右衛門	鍋島太郎兵衛	福井重成	宮崎廣八郎	谷平三郎	阿部欣次	市山久造	荒木文平	正木善一郎	新堂信六	篠井甚吉

中新川郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東礪波郡
三十一年十一月 補缺	三十一年四月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年九月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年九月 補缺	三十一年九月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年九月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年九月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年九月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年八月 補缺	三十一年八月 補缺
三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施	三十一年八月 半數改選	三十一年七月 府縣制實施
中屋靜二	伊林久平	高安健三郎	中土仲太郎	林陪見	赤間徳次郎	佐々木平兵衛	福井重成	稻垣梅太郎	石黒準太郎	野崎榮太郎	岩脇孫八	菅谷二平	島莊次		

同	東礪波郡	同	水見郡	同	同	同	射水郡	同	同	婦負郡	同	同	同	同
副三 議長 六年 十月			參事 八年 九月			參事 九年 十月	三十六年 十月議長 三十九年 十月參事 會長			參事 八年 七月	參事 六年 十月			參事 六年 十月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	滿四 十年 九月	三十八 年七 月	同	同	同
田中 清文	上田 又一	和泉 善六	清水 幸太 郎	寺島 松右 衛門	金武 中央	石黒 準太 郎	大橋 十右 衛門	江本 信好	數井 孝次	田村 民井	松田 久次 郎	伊東 祐賢	伊東 忠二	

明治四十年縣會議員

上新川郡	選舉區	職名	選舉年月	退職年月	氏名
參事 十年 十月			四十年 九月		松浦勝太郎
同	西礪波郡	同	同	同	松島與信
同	同	同	同	同	藤田久信
同	同	同	同	同	北六一郎
同	同	同	同	同	篠岡貞次
同	同	同	同	同	矢後孫人
同	富山市	參事 九年 十一月	同	同	羽根平三郎
同	同	同	同	同	中田太七郎
同	高岡市	參事 八年 九月	同	同	菅池岩吉
同	婦負郡	同	補三十八 年八月	同	淺尾清太郎
同	西礪波郡	同	補三十八 年九月	同	安井幸治
同	東礪波郡	同	補三十六 年九月	同	岩井藤三郎

射水郡	同	同	婦負郡	同	同	同	同	下新川郡	同	同	中新川郡	同	同
四十年十月 議長					四十二年十二月 議長					四十年十月 副議長	四十年十月 議員		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大橋十右衛門	玉生道尊	内山逸興	増山政次郎	川瀬八郎	森丘覺平	中島榮吉	脇坂靜之助	濱田長次郎	佐々木平兵衛	野崎源七郎	中屋靜二	藤永義治	澤木又八

富山市	同	同	同	西礪波郡	同	同	同	東礪波郡	同	氷見郡	同	同	同
				四十年十月 議員				四十年十月 議員	四十年十月 議員	四十年十月 議員			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
									四十一年一月死亡				
岩田大中	安井幸治	矢木安一	藤田久信	齋藤宗平	富賀見欽十郎	岡部長左衛門	島莊次	梶尾宗四郎	川島十作	武田久作	石黒準太郎	金武央	畑長三郎

同	同	沖田正近
高岡市	同	川崎富次郎

備考 議長、副議長、常置委員、參事會員ノ退職ハ記入ヲ省略ス

本表中、當廳書類焼失前ニ係ルモノハ、人名ノ脱漏及年月ノ誤謬ナキヲ保セス、

〔富山縣報〕

富山縣告示第四百四十四號

府縣制第二條、及府縣會議員定數規則第一條、第二條ニ依リ、本縣各郡市ニ於テ選舉スヘキ、縣會議員定數左ノ通、

明治二十九年八月十四日

富山縣知事安藤謙介

- | | | | |
|------|----|------|----|
| 上新川郡 | 三人 | 中新川郡 | 三人 |
| 下新川郡 | 五人 | 富山市 | 二人 |
| 婦負郡 | 三人 | 射水郡 | 四人 |
| 氷見郡 | 二人 | 高岡市 | 一人 |
| 東礪波郡 | 四人 | 西礪波郡 | 四人 |

富山縣告示第三百三號

府縣制第五條、第四百三十三條ニ依リ、各選舉區ニ於テ、選舉スヘキ縣會議員ノ數ハ、內務大臣ノ許可ヲ得テ、左ノ通相定ム、

明治三十二年七月十五日

富山縣知事金尾稜嚴

- | | | | |
|------|----|------|----|
| 上新川郡 | 三人 | 中新川郡 | 三人 |
| 下新川郡 | 五人 | 婦負郡 | 三人 |
| 射水郡 | 四人 | 氷見郡 | 三人 |
| 東礪波郡 | 四人 | 西礪波郡 | 四人 |
| 富山市 | 二人 | 高岡市 | 一人 |
- 計三十一人

富山縣告示第四百四十五號

明治二十九年八月二十八日、本縣各郡市ヲシテ、府縣制ニ依リ縣會議員ヲ選舉セシム、

明治二十九年八月十四日

富山縣知事安藤謙介

富山縣告示第四百四十九號

今上天皇明治十六年

下新川郡、縣會議員選舉會不成立ニ付、更ニ來ル九月十二日ヲ以テ選舉セシム、
明治二十九年八月二十九日 富山縣知事安藤謙介

〔法規分類大全〕 第二編 官職門五

明治二十年十二月、現在府縣會選舉被選舉權所有者、及議員常置員ノ數、

地租、五圓以上ヲ納ムルモノ、

府縣名	選舉權ヲ有スルモノ	選舉權ヲ有セサルモノ	計
富山縣	族華士 平 民 四八 二四、四九一	族華士 平 民 二 二、二四九	族華士 平 民 五〇 二六、七四〇
			計 二六、七九〇

地租十圓以上ヲ納ムルモノ、

府縣名	被選舉權ヲ有スルモノ	被選舉權ヲ有セサルモノ	計
富山郡	族華士 平 民 三三二 一四、九三三	族華士 平 民 三 一、六八九	族華士 平 民 三五 一六、六二二
			計 一六、六五七

○富山縣以外は省略

〔富山縣內務部地方課調査〕

明治十六年分縣以來ノ縣會議長及ヒ副議長左ノ如シ

議長

武部 尙志	南 兵吉	米澤紋三郎	島田 孝之
石坂 專之介	谷 順平	堀 二作	金岡又左衛門
竹脇 茂三郎	大矢四郎兵衛	堀 二作	上野安太郎
關野 善次郎	菅野 新作	岡本 八平	大橋十右衛門
森丘 覺平			

副議長

大橋十右衛門	田村 惟昌	堀 二作	上野安太郎
竹脇 茂三郎	石坂 嘉一	菅野 新作	阿部 欣治
黒田次郎右衛門	荒木 文平	田中 清文	野崎源七郎

八月 丁丑 朔

十七日、^巳富山縣、始めて縣會を開く、

〔富山縣布達〕

示第二十三號

本月十七日ヨリ、富山縣師範學校内ニ於テ、臨時縣會開設候條、此旨告示候事、

明治十六年八月十五日

富山縣令國重正文

示第三十號

本月十七日ヨリ、富山師範學校内ニ於テ、臨時縣會開設之處、本日閉會候條、此旨告示候事、

明治十六年八月二十三日

富山縣令國重正文

〔富山縣内務部地方課調査〕

富山縣會

年 度	通 常		臨 時		開 閉	年 月 日
	通 常	臨 時	通 常	臨 時		
十 六 年 度	通 常	臨 時	同	同	十 六 年	八 月 十 七 日 閉 八 月 廿 三 日 閉 九 月 廿 六 日 閉 十 月 三 十 日 閉 一 一 月 廿 七 日 閉 一 一 月 廿 九 日 閉 三 月 廿 九 日 閉
十 七 年 度	通 常	臨 時	同	同	十 七 年	三 月 廿 九 日 閉

年 度	通 常		臨 時		開 閉	年 月 日
	通 常	臨 時	通 常	臨 時		
十 八 年 度	通 常	臨 時	同	同	十 八 年	六 月 十 七 日 閉 六 月 廿 三 日 閉 三 月 廿 九 日 閉 四 月 廿 六 日 閉 六 月 廿 二 日 閉 六 月 廿 八 日 閉 十 月 廿 四 日 閉 十 月 卅 一 日 閉
十 九 年 度	通 常	臨 時	同	同	十 八 年	十 一 月 卅 四 日 閉 十 二 月 十 日 閉 十 二 月 廿 六 日 閉 六 月 廿 二 日 閉 六 月 廿 八 日 閉 十 月 廿 四 日 閉 十 月 卅 一 日 閉
二 十 年 度	通 常	臨 時	未 詳	未 詳	十 九 年	五 月 廿 七 日 閉 五 月 卅 三 日 閉 十 一 月 十 七 日 閉 十 一 月 廿 三 日 閉 未 詳
二 十 一 年 度	通 常	臨 時	二 十 一 年	二 十 一 年	二 十 一 年	三 月 廿 四 日 閉 三 月 卅 一 日 閉 未 詳
二 十 二 年 度	通 常	臨 時	二 十 一 年	二 十 一 年	二 十 一 年	八 月 廿 七 日 閉 八 月 卅 三 日 閉 十 月 卅 一 日 閉 十 一 月 六 日 閉 十 一 月 廿 二 日 閉 十 一 月 廿 八 日 閉 三 月 廿 四 日 閉 三 月 卅 一 日 閉
二 十 三 年 度	通 常	臨 時	二 十 三 年	二 十 三 年	二 十 三 年	十 一 月 廿 一 日 閉 十 二 月 七 日 閉 十 二 月 廿 三 日 閉 三 月 九 日 閉 三 月 廿 五 日 閉 三 月 卅 一 日 閉

二十七年		二十六年		二十五年		二十四年		二十三年	
臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時
同	二 十七 二	二 十六 六	二 十六 六	二 十五 五	同	二 十四 四	二 十四 四	二 十三 三	同 同
九 月 二 十 一 日	七 月 二 十 一 日	十 月 二 十 一 日	十 月 一 日	十 月 二 日	九 月 十 五 日	七 月 二 十 五 日	十 月 二 十 三 日	十 月 二 十 二 日	二 月 二 十 五 日
閉	閉	閉	閉	閉	閉	閉	閉	閉	閉

三十一年度		三十年度		二十九年度		二十八年度	
臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時
三 十 一 年	三 十 一 年	三 十 一 年	二 十 九 年	三 十 年	同 同	二 十 九 年	二 十 八 年
九 月 二 十 一 日	十 月 二 十 一 日	一 月 三 十 一 日	十 月 二 十 一 日	二 月 十 九 日	十 月 三 日	九 月 十 七 日	六 月 二 十 二 日
閉	閉	閉	閉	閉	閉	閉	閉

三十一年度	三十二年度	三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度
臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	臨時
三十一	三十二	三十三	三十三	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日	十一月十六日

〔第二回富山縣財政一斑〕

四十一年度	四十年度
臨時	臨時
四十一	四十
九月廿四日	十一月十五日

十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	廿一年度	廿二年度
經常額	經常額	經常額	經常額	經常額	經常額	經常額
三五三、六〇四	四一四、二二六	二八四、六四〇	四六七、六一四	三九六、二七二	三七八、八七五	四〇一、六七六
廿九年度	三十年度	卅一年度	卅二年度	卅三年度	卅四年度	卅五年度
經常額	經常額	經常額	經常額	經常額	經常額	經常額
一、三六九、七九五	一、九〇九、六二五	一、二九九、一六〇	一、二七二、八三六	二、〇五二、〇〇〇	一、一八八、四四四	一、三二〇、二二四

廿三年度	四二一、〇七二	卅六年度	一、七九五、三四五
廿四年度	一、〇七一、四四〇	卅七年度	一、二一七、三〇七
廿五年度	六四六、四八〇	卅八年度	一、二五九、四三〇
廿六年度	四七四、五八八	卅九年度	一、三七一、六二四
廿七年度	四九三、六五四	四十年度	一、二四一、六六七
廿八年度	六九一、三〇四		

〔富山縣報〕

富山縣告示第五百五十七號

本年十七日、内務大臣ヨリ、府縣會規則第三十四條ニ依リ、當縣縣會ノ解散ヲ命セラレタリ、

明治二十七年十二月二十日

富山縣知事徳久恒範

〔越中明覽〕

二十七年十二月、縣會議員酒井重則縣會に於て、土木案に關して知事不信任を決議せんと提議し、議員寺島松右衛門之を賛成し、憤慨して議案を卓上に抛ちたり、決議案遂に通過す、時の知事徳久恒範大に怒り、即日中止を

命し、越へて十七日、内務大臣より解散を命せらる、

二十五日、^丑後備軍駐在官駐在所を富山に假設す、

〔法令全書〕

陸軍省達甲第二十二號 明治十六年六月二十六日

府縣 札幌根室沖繩ノ三縣ヲ除ク

明治十四年常省達第七號達後備軍司令部條例中、別冊之通改正追加候條、此旨相達候事、

(別冊)

後備軍司令部條例改正 抄
後備軍司令部職員配置表

府縣	職員
富山	駐在官一 郡區駐在官二

〔富山縣布達〕

乙第七十一號

郡役所 戶長役場

當縣後備軍駐在官當分ノ内、第七師管後備軍司令部内ニ於テ、事務取扱候趣、乙第四十五號ヲ以相達置候處、今回富山山王町廿四番地へ假駐在所設置、事務取扱候趣、同所ヨリ申越候條、豫備後備軍籍之者へ告示スヘシ、此旨相達候事、

明治十六年八月廿五日

富山縣令國重正文

〔法令全書〕

勅令第二十九號 明治二十一年五月十二日

大隊區司令部條例 抄

第六條 各大隊區司令部ノ位置左ノ如シ、

富山 〇富山以外は省略

〔富山縣布達〕

達第三百八十一號

郡役所 戸長役場

富山大隊區内監視區域、及監視區長駐劄地、左ノ通相定候旨其筋ヨリ通牒アリ、

明治二十一年五月三十日

富山縣知事國重正文

大隊區	監視區域	駐劄地
富山	上新川郡、下新川郡、碓波郡、射水郡、大野郡、益田郡、吉田郡、吉城郡	富山
	飛騨郡、益田郡、吉田郡、吉城郡	高山

達第四百六十二號

郡役所 戸長役場

富山大隊區内監視區域及監視區長駐劄地、本年五月達第三百八十一號ヲ以テ相達置候處、左ノ通改定候旨、其筋ヨリ通牒アリ、

明治二十一年七月三日

富山縣知事國重正文

大隊區	監視區域	駐劄地
富山	上新川郡、下新川郡、碓波郡、射水郡、大野郡、益田郡、吉田郡、吉城郡	富山
	射水郡、碓波郡、碓波郡	高山

〔參考〕

〔富山縣報〕

訓令第五十四號

今上天皇明治十六年

郡役所 市役所 町村役場

富山大隊区内監視區域及監視區長駐劄地左ノ通改定シ、本月ヨリ施行候旨、其
筋ヨリ通牒アリタリ、

明治二十三年四月四日

富山縣知事藤島正健

大 隊 區	駐劄地		監視區域
	富山	富山市、上新川郡、下新川郡	
富山	高岡	高岡市、射水郡、礪波郡、婦負郡	吉城郡、益田郡、大野郡
	高山		

〔富山聯隊區司令部調査〕

明治廿八年三月七日、富山大隊區富山監視區域内

下新川郡ヲ削キ之ヲ魚津監視區トシ、同郡魚津町ニ監視區長駐劄所ヲ増設、

〔法令全書〕

勅令第五十六號 明治二十九年三月二十五日

聯隊區司令部條例○節

第八條 各聯隊區司令部ノ位置ハ左ノ如シ、

富山 ○他の聯隊區司令部は省略

第十條 本條例ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス、

陸軍省告示第十八號

聯隊區司令部條例第六條ニ依リ、同司令部ノ位置ヲ左ノ通定ム、

明治三十二年十二月一日 陸軍大臣子爵桂 太郎

富山聯隊區司令部 富山縣富山市 ○他の聯隊區司令部は省略

軍令陸第三號 明治四十年九月十七日 抄

陸軍管區表左ノ通改正ス、

(別表)

陸軍管區表

旅管聯隊區	第三十一	高岡	富山縣高岡市、水見郡、射水郡、石川縣珠洲郡、鳳至郡
		富山	富山縣富山市、下新川郡、中野川郡、岐阜縣大野郡、益田郡

今上天皇明治十六年

陸軍省告示第二十一號

陸軍管區表ニ依リ、各聯隊區司令部略○中左記ノ位置ニ於テ、十月一日ヨリ事務ヲ開始ス、

明治四十年九月十八日 陸軍大臣寺內正毅

富山聯隊區司令部 富山縣富山市千石町

高岡聯隊區司令部 同 右

○他の聯隊區司令部は省略

是月、皇典講究分所を、富山にに假設す、

〔富山縣布達〕

報告第七號

今般、本縣下富山神道事務分局内へ、皇典講究分所假設相成候條、此旨報告ス、

明治十六年八月十四日

富山縣

九月戊申

十一日、戊午下新川郡生地海岸に高波起る、

〔三日市警察分署調査〕

明治十六年九月十一日、南暴風ノタメ、下新川郡生地

町海岸ニ高波起リ、波除工事三十間ヲ破壊シ、濱納屋二十七棟ヲ倒潰シ、市街家屋ニ浸水ス、此時ヨリ復舊工事ニ初メテ石材ヲ用ユ、

明治十七年甲申

紀元二千五百四十四年

一月庚戌

十五日、甲子富山縣教育會規則を改む、

〔富山縣布達〕

甲第六號

今般、富山縣教育會規則別冊之通改正、

但右ニ關スル從來ノ達指令等ハ、自今適用セス、

右布達候事、

明治十七年一月十五日

富山縣令國重正文

○別冊

富山縣教育會規則

第一條 本會ハ、管内教育ノ上進ヲ企圖シ、諮詢講究ノ爲メ、開設スルモノトス、

第二條 本會ハ左ノ職員ヲ以テ組織シ、毎會縣令之ヲ命ス、但郡書記小學校教

今上天皇明治十六年 十七年

三九七

員及ヒ學務委員ハ、郡長ヲシテ便宜撰舉セシム、

一 縣立師範學校職員 二人

一 學務擔任郡書記 五人

一 町村立小學校教員 五人

一 學務委員 五人

以上三項ノ職員ハ每郡一名宛トス、

第三條 本會ノ議案ハ、縣令之ヲ發ス、略下

〔參考〕

〔富山縣布達〕

示第五十五號

本年甲第六號布達、富山縣教育會、本月十一日ヨリ向フ七日間、縣廳構内ニ於

テ開設ス、

但會場ノ都合ニ依リ傍聴ヲ禁ス、

右告示候事、

明治十七年五月二日

富山縣令國重正文

十八日、即富山に中越新聞の發行あり、

〔富山警察署調査〕

明治十六年五月九日、石川縣ヲ割キテ新ニ富山縣ヲ設置

セラル、ト同時ニ、縣廳ニ屬スル印刷物ノ業ヲ營ム者興レリ、然ルニ其出資者

ノ一人タル山野清平ハ、單ニ普通ノ活版事業ニ甘ンゼス、寧ロ一新聞ヲ興サン

コトヲ欲シ、關野善次郎ト謀テ、小澤活版所ヲ讓リ受ケ、新ニ共同活版所ナルモ

ノヲ富山市總曲輪百五十九番地ニ興シ、着々新聞發行ノ計畫ヲ立テ、翌明治十

七年一月八日ヲ以テ、新聞發行ノ免許ヲ受ケ、同十八日ヲ以テ市メテ第一號ヲ

發行セリ、中越新聞ト題ス、發行及印刷署名人ハ山本定信、編輯署名人ハ長谷川

義信ニシテ、主筆ハ高桑致芳ナリ、當時ニ於ケル紙幅及内容ノ如キハ、全面四號

活字四頁一部ノモノニシテ、隔日發行ナリ、十九年七月二日ヨリ五號活字ヲ用

キ、同八月廿一日ヨリ一週六日ノ發免ト改メ、二十一年七月二十五日富山日報

ト改題シ、同時ニ明カニ改進黨義ヲ抱持スル旨ヲ宣言シ、二十七年十月一日無

休刊トナル、

四月辛巳

十九日、亥漆樹の植栽を獎勵す、

〔富山縣布達〕

告諭第三號

近來、漆樹ハ多ク殺搔ノ法ヲ用ヒ、或ハ之ヲ濫伐シ、更ニ意ヲ栽植ニ盡サザルヲ以テ、漆樹ノ數漸ク減少シ、漆液ノ量次第ニ缺乏ヲ告グルニ至レリ、抑モ往昔大寶元年、朝廷民ノ園地ヲ有スル者ヲシテ、上戸ハ一百根以上、中戸ハ七十根以上、下戸ハ四十根以上ヲ五年間ニ植ヘシメラレシヨリ、逐次諸方ニ繁殖シ、全國至ル處之レアラサルノ地ナク、久シク桑樹ト相頡頑スルノ勢力ヲ有セリ、爾後其制一タヒ廢セラレシヨリ、植樹培養ニ注意セス、恰モ拋棄セシモノ、如シ、加之漆液ニ混合スルニ佛掌薯、蕃椒、軟糖、松脂油ノ諸物ヲ以テシテ、需用者ヲ瞞着スルモノ往々之レアリ、其害タル直接漆器ノ精粗ニ關スル實ニ大ナリトス、蓋シ漆器ノ製造ハ我國一種ノ特技ニシテ、外國ニ稱揚貴重セラレ、一大國產ナリ而シテ斯ク原料タル漆液ノ粗惡不精ナルトキハ、國產ノ名聲ハ忽チ地ニ落チ、竟ニ不測ノ損害ヲ招クハ必然ナレハ、當業者ノ宜シク察スヘキ所ナリ、故ニ殺搔ノ酷法ヲ用ヒス、濫伐ノ弊ヲ止メ專ラ心ヲ栽植ニ盡シテ、漆器製造上ニ注意致スヘシ、此旨告諭ス、

明治十七年四月十九日

富山縣

七月壬子

二十日、辛未戶長所轄區域及ひ役場位置を改む、又戶長を官選とす、

〔富山縣布達〕

甲第七十五號

本縣、從前ノ戶長役場ヲ廢シ、更ニ戶長所轄區域及役場位置、別冊〇別冊之通相定ム、

右布達候事、

明治十七年七月二十日

富山縣令國重正文

甲第七十六號

自今戶長ハ當廳ニ於テ撰任ス、
右布達候事、

明治十七年七月二十日

富山縣令國重正文

〔參考〕

〔富山縣布達〕

今上天皇明治十七年

乙第三百〇號

郡役所 戸長役場

敷町村ヲ管轄スル役場ハ、自今役場所在ノ町村名ヲ掲ケ、何町村外何箇町村役場ト稱スヘシ、此旨相達候事、

但シ役場標札ノ儀ハ、其町村名ヲ列記スル儀ト心得ベシ、

富山縣令國重正文代理

明治十七年十月十四日

大書記官前田利充

〔富山市沿革志〕

明治十七年六月、戸長役場區域ヲ改正シ、上新川郡富山町ニ五役場ヲ設ケ、婦負郡富山町ニ一役場ヲ置カル、而シテ九年區畫改正ノ時、富山町ヲ離レ、十一年郡區制定ノ際、町ニ入リシ所ノ十一箇村、即チ上新川郡礪部村、安野屋村、西田地方村、西中野村、小泉村、大泉村、清水村、西公文名村、東田地方村、及ヒ婦負郡愛宕村、畑中村ハ復々町ヲ出テ、兩郡ヲ合セテ五村落、戸長役場ノ下ニ分屬ス、

三十日、勸業委員及ヒ、勸業各會設置準則を定む、

〔富山縣布達〕

示第九十四號

勸業委員及ヒ勸業各會設置準則、別紙之通相定ム、

右告示候事、

明治十七年七月三十日

富山縣令國重正文

○別紙

勸業委員及勸業各會設置準則

第一章

勸業委員ノ設置

第一條勸業委員ハ、町村若クハ聯合町村ニ於テ、勸業ノ事ヲ擔任シ、郡長戸長ノ

諮問ニ備ルモノトス、
略○下

〔參考〕

〔富山縣布達〕

報告第二號

本月二十日ヨリ、通常勸業諮問會ヲ開設ス、此旨報告ス、

明治十八年一月十日

富山縣

告示第八十三號

今上天皇明治十七年

本月二十三日ヨリ二十五日迄三日間富山ニ於テ縣農會ヲ開設ス、
明治二十年十一月十六日 富山縣知事國重正文

〔富山縣報〕

富山縣令第六十號

勸業事業ノ發達ヲ圖ル爲メ、勸業諮問會ヲ設ケ、其規則左ノ通相定ム、
明治二十七年十月八日 富山縣知事徳久恒範

勸業諮問會規則

- 第一條 勸業諮問會員ハ、勸業事項ニ關シ、知事ノ諮問ニ答フルモノトス、
- 第二條 勸業諮問會員ハ、二十名トシ、其任期ハ二箇年トス、
- 第三條 勸業諮問會員ノ外、關係官吏ヲシテ意見ヲ陳述セシムルコトアルヘシ、
- 第四條 勸業諮問會ハ、毎年一回之ヲ開ク其會期ハ十日以内トス、
但必要アルトキハ、臨時開會スルコトアルヘシ、
- 第五條 勸業諮問會員ハ、意見ヲ演フルニ止リ、互ニ討論スルコトヲ得ス、
- 第六條 勸業諮問會員ニハ、開會中旅費日當ヲ給ス、

是月、諸川出水、

〔越中史略〕

同十七年七月、越中諸川洪水あり、

八月朔發未

十一日癸巳、土木費及土木補助費區別を定む、

〔富山縣布達〕

甲第八十九號

土木費及土木補助費區別、別紙之通制定ス、

但明治十五年石川縣甲三十五番布達ハ自今適用セス、

右布達候事、

明治十七年八月十一日

富山縣令國重正文

○別紙

土木費及土木補助費區別

- 第一條 左ノ道路、橋梁、及堤防、修築工費ハ、地方稅ヲ以テ支辨スルモノトス、
但河川ノ急防ハ關係町村ノ責任トシ、出張員ノ指揮ニ依リ施工セシ者ニ限
リ、其町村ノ地租十分一ヲ超過シタルモノハ本條ニ同シ、
- 道路橋梁

從石川縣界富山ヲ經テ至新潟縣界境村
 從下新川郡三日市村入膳村ヲ經テ至泊町村
 從縣廳至富山越前町
 從富山町至飛騨國界蟹寺村
 從富山町至岩瀨港
 從高岡町至伏木港
 從高岡町氷見ヲ經テ至能登國界小瀧村

堤防

庄川
 常願寺川
 黒部川

第二條

左ノ道路、橋梁、堤防、波除、修築工費、其關係町村ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

ハ、地方稅ヲ以テ補助スルモノトス、

道路

從魚津町濱經田村生地村ヲ經テ至三日市村

從滑川町至上市村
 從上市村至水橋町
 從富山町至上市村
 從富山町至松本開
 從富山町至上瀧村
 從富山町至八尾町
 從富山町至西岩瀨町
 從水橋町東岩瀨ヲ經テ至濱黒崎村
 從岩瀨港至伏木港
 從追分茶屋村水戸田村出村ヲ經テ至石動町
 從小杉三ヶ村黒川村ヲ經テ至八尾町
 從高岡町戸出福光村ヲ經テ至加賀國界高窪村
 從伏木港至氷見町
 從氷見町至能登國界三尾村
 從今石動町福光村ヲ經テ至城端町

- 從井波町至福光村
- 從戶出村至井波町
- 從今石動町津澤町村ヲ經テ至井波町
- 從今石動町至杉木新村
- 從福野村至城端町
- 從高岡町二塚村ヲ經テ至中野村
- 從東笹津村至東猪谷村
- 從西猪谷村至加賀澤村
- 從城端町小瀬峠ヲ經テ至飛驒國界打越村
- 從城端町至下梨村
- 從井波町利賀谷ヲ經テ至下梨村
- 從下梨村至西赤尾町村
- 從八尾町至南大立谷村
- 從八尾町切詰ヲ經テ至飛驒國界
- 從放生津町吉久新ヲ經テ至能町村

- 從放生津町至大門新町
- 從上瀧村水須村ヲ經テ至有峰村
- 從氷見町中波村ヲ經テ至脇村
- 從大門新町中田町ヲ經テ至庄金剛寺村
- 從井波町至杉木新村
- 從杉木新村津澤町村ヲ經テ至高窪村
- 從上村木村太郎丸村島尻村ヲ經テ至平澤村
- 從上村木村天神野新村ヲ經テ至田糶村
- 從水橋町松本開ヲ經テ至口峠寺村
- 從生地村芦崎村横山村ヲ經テ至泊町村
- 從滑川町大浦村ヲ經テ至伊折村
- 從上市村至名荷谷村

橋梁

堤防

前項道路ニ架スル平面二坪已上ノモノ

神通川	小矢部川	早月川
片貝川	境川	小川
布施川	上市川	白岩川
荒赤井川	熊野川	井田川
山田川	彌波山田川	大井川
彌波境川	池川	利賀川
笹川	百瀬川	久婦須川
谷川	土川	二俣川
堀川	鮎川	八幡川
笠木川	ゴミ川	平會川
小早月川	ダモ川	黒川
枋津川	大岩川	角川
舟川		

波除
海岸

瀧廻

〔富山縣内務部土木課調査〕

地方税又ハ縣費ヲ以テ、支辨若クハ補助ヲ爲ス、道路堤防波除ノ區別ニ就テハ、分縣以後明治十七年八月、甲第八十九號土木費及土木補助費區別ノ制定アリ、其後廿七年二月、縣令第八號同年十一月、縣令第七十一號ヲ以テ該區別ヲ改正シ、同三十七年十月、縣令第五十三號ヲ以テ更ニ之ヲ廢止シ、同時ニ土木費支辨、及補助規程ヲ定メ、同三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行シ以テ今日ニ至レリ、

九月甲寅

十七日、庚午富山兩本願寺說教場を別院と改む、

〔富山市沿革志〕

九月十七日、兩本願寺說教場ハ、共ニ別院ニ引直シノ許可ヲ得、是レ說教場ハ、平素佛陀ニ參詣スヘキ性質ノ者ニアラスシテ、最初設立ノ素定ニ戻リ、信徒ノ遺憾少ナカラサリシヲ以テ、之ヲ出願セシニ由レリ、

〔參考〕

〔富山市沿革志〕

明治十二年十一月二十六日、伴ツテ眞宗本派本願寺本山會所ナル者豐川町ニ在リシガ、嚮キニ說教場設立ヲ其ノ筋ニ出願シタルニ、是ノ

日ニ於テ許可ヲ受ケタリキ、是レ明治三年廢寺合併以後數多ノ信徒ヲ一室ニ集メテ、説教ヲ聽聞セシムル場屋ナキニ由リ致ス所ノ者ナリ、翌十三年今ノ處

八坪五合、庫裏凡ソ百五十六坪、境内地所凡ソ四千坪許、
明治十三年二月十三日、眞宗大谷派本願寺説教場開設ヲ出願セシニ、三月十五日其ノ許可ヲ得、是ノ地所ヲ購求シ、堂宇ヲ今ノ處ニ造營ス、其ノ建物タル、木

十月 朔甲申

六日、北下新川郡宮崎村火あり、

〔下新川郡宮崎尋常小學校報告〕

明治十七年十月六日、宮崎村加藤久次郎ヨ

リ失火シ、戸數八十戸餘ヲ焼失ス、

十日、北町村の總稱あるものは、之を町村名に冠せしむ、

〔富山縣布達〕

甲第百十三號
町村ノ總稱惣由輪外七十六町、總アル者ハ、以來其總稱ヲ町村名ニ冠スヘシ、
右布達候事、

明治十七年十月十日

富山縣令國重正文代理

富山縣大書記官前田利充

〔參考〕

〔富山縣報〕

明治二十五年十二月二十三日記事欄

高岡市大字町村名變更

高岡市内、左記ノ大字町村名ヲ改稱シ、且ツ爾後高

岡市某町ト稱呼スルコトニ致シ、度旨、高岡市長ヨリ具申セシニ依リ、本月十九

日、本縣知事ニ於テ許可ヲ與ヘタリ、○左記 省略

〔富山縣報〕

明治三十二年三月十七日號報欄

富山市大字名改稱ノ許可

富山市ノ大字町名ヲ稱スルニハ、從來「富山市大

字富山何町」ト稱スルモノト、又「富山市大字何町」ト稱スルモノトノ二様アリシ

カ、今回該市會ノ決議ヲ經テ、單ニ「富山市何町」ト改稱シタキ旨稟請セシニ依リ、

本月十三日日本縣知事ニ於テ許可ヲ與ヘタリ、

十一月 朔乙卯

礪波郡高窪越、新道成る、

〔富山縣內務部土木課調査〕

今上天皇明治十七年

高窪越新道ノ開鑿

礪波郡福光町石崎和善及同町谷村友吉ノ二名ハ、夙ニ加越兩國ノ境界、群峰並列交通ノ遮断セルヲ歎キ、新道開鑿ノ計畫ニ苦慮スルコト多年ナリシカ、偶明治十四年加賀國河北郡清水谷村ノ有志者、同國同郡吉原村ヨリ越中國礪波郡末澤新村ニ達スルノ道路ヲ、修築セントスル計畫アルヲ聞クヤ、奮然起テ之ニ接續セシメント欲シ、身親シク山河ノ險ヲ冒シ、幾多ノ艱難苦辛ヲ經テ、同年八月遂ニ測量ニ着手スルニ至レリ、斯クテ自ラ一線路ヲ確定シ、其主唱者トナリ、近郷ノ有志者ト謀議シ、翌十五年一月始メテ新道開鑿ヲ出願シ、同十六年三月漸ク其許可ヲ得タリ、設計豫算金壹萬九千七百九拾二圓拾二錢八厘、内三千九百五十八圓四十二錢六厘ハ各地方廳ヘ地方稅ノ補助ヲ出願シ、同年六月金三千五百圓ノ補助ヲ受ケ、其他ハ有志者ノ寄付金ヲ募集シ、其用ニ充テ、明治十七年十一月ヲ以テ、其新道開鑿事業ハ至ク竣工ヲ告ケタリ、

十二月乙酉

十三日、丁酉、同業組合準則を定む、

〔富山縣布達〕

示第四百四拾壹號

凡ソ、同業者組合ヲ結ヒ規約ヲ定メ、各種營業上ノ福利ヲ増進シ、濫惡ノ弊害ヲ矯正スルハ今日ノ急務ニシテ、民業ノ隆替ニ關スルヲ以テ、今般別紙同業組合準則相定候條、向後組合ヲ結ヒ規約ヲ定メ、認可ヲ請ハントスル者ハ、右準則ニ基ツキ出願スヘシ、

右告示候事、

明治十七年十二月十三日

富山縣令國重正文

○別紙

同業組合準則

第一條 農工商ノ業ニ従事スル者ニシテ、同業者或ハ其營業上ノ利害ヲ共ニスルモノ、組合ヲ設ケントスルトキハ、適宜ニ地區ヲ定メ、其地區内同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ、規約ヲ作り當廳ノ認可ヲ請フヘシ、
略○下

〔參考〕

〔富山縣布達〕

甲第三十七號

今上天皇明治十七年

近來、不良ノ茶ヲ製シ、販賣候者有之趣、右口業者ノ妨害ト相成ノミナラス、本邦輸出物中重要ナル、製茶ノ盛衰ニモ相關候義ニ付、管内ニ於テ茶業ニ従事スル者ハ、別紙○別紙略ス茶業組合準則ニ基キ、組合相立規約ヲ設ケ、認可ヲ請クヘシ、右布達候事、

明治十七年四月四日

富山縣令國重正文

明治十八年乙酉

紀元二千五百四十五年

一月丙辰

四日、己未高岡米商會所の開始あり、

〔高岡新報〕

明治四十一年 五千號

高岡米穀取引所沿革

○定期取引ノ起原 高岡取引所の沿革を記するに先立ち、我高岡の定期取引は、如何なる時代より行はれしかを覈査するに、曠昔加賀藩時代に於て、加州公領内金澤高岡の兩地に、米場と稱するものを設け、收納米を定期取引に附し、加越能三ヶ國の收穫米を、單に加賀米と稱し居たるも、其實越中米は大部分を占めたるを以て、該米場は自然高岡に勢力を奪はるゝに至り、當局者は遂に高

岡米場を禁止したり、

○高岡綿場寛文社 高岡米場の禁止と共に、定期取引は一先づ杜絶せんとしたるも、之に代ふるに高岡綿場なるもの起れり、其認可を得たるは、寛文二年にして、之を寛文社と稱し、綿の定期取引熾んに行はる、其原料は多く大阪地方より輸入し、新川郡一般の木棉原料に供給したるものなるが、金澤米場と兩々相俟ちて、頗る繁盛を極めたり、

○肥料會社豊饒社 明治四年に至り、高岡米場の再興及び肥料會社の新設を出願し、將に認可ならんとするに當り、金澤米場連の反對運動に妨げられ、其目的を遂ぐるを得ざりしも、在來金澤人に限られたる仲買人は、加越能三ヶ國より隨意加入するを許され、又た同時に肥料會社の認可を得、之を豊饒社と稱し、朋緋の定期取引を開始したるが、其繁盛は現今取引所の遠く及ばざる處なりし、然るに明治十四年法律二十一號の公布に依り、總ての定期取引禁止の打擊に遭遇せるも、豊饒社のみは金澤藩の認可なりしを以て、幸に禁止を免れ、後一ヶ年間存続したり

○高岡米商會所の創立

明治十五六年中、石川縣廳に向け、米場設立の出願

今上天皇明治十八年

四一七

をすること屢々なりしも、金澤米場に影響せんことを恐れ、種々の障碍を興へて容易に認可を得る能はず、茲に於てか商界の不便不利甚だしく、或は白胡麻の賣買なりと稱して、窃に米の定期取引を行ふもあるなど、公開市場の設立を渴望せること頗る切なり、烏山敬二郎、藤井能三、海内果等の諸氏、石川縣廳の不法に對し痛く激昂して、反抗的に熱心なる分縣運動を開始し、遂に成功して富山縣を置かるゝや、時を移さず縣下十數名の資産家發起となり、明治十七年六月十六日付にて、時の縣令國重正文氏に左の創立願書を提出したり、

高岡米商會所創立願

明治九年八月、太政官第百五號公布、米商會所條例、及爾後條例中改正ノ旨趣其他時々ノ布告ニ基キ、凡ソ下條ノ目的ニ據テ、協同結社高岡米商會所ヲ創立シ、營業致度候ニ付、右創立御許可被下度、依テ別紙創立證書、並ニ定款申合規則相添、此段奉願候也、

- 一 創立場所 富山縣越中國射水郡高岡町
- 一 越中全國戶數 凡十四萬六千六百餘
- 一 該國費消米 凡八十萬石

- 一 同產出米 凡百三十萬石
- 一 同輸出米 凡五十萬石

内 譯

- 三十萬石 射水郡伏木港ヨリ輸出
- 六萬石 同 放生津港ヨリ輸出
- 五千石 同 氷見町ヨリ輸出
- 五萬石 新川郡東岩瀬町ヨリ輸出
- 三萬石 同 滑川町及水橋町ヨリ輸出
- 三萬石 同 魚津町ヨリ輸出
- 同 横山村ヨリ輸出
- 二萬五千石 石田村ヨリ輸出
- 泊町村ヨリ輸出

- 一米商人 不詳
- 一 賣買取引米 凡積百萬石

右現今ノ實況及將來賣買ノ見込共、書面之通御座候以上

略○中

右創立願書の提出と同時に、創立證書定款申合規則の認可を申請し、且藤井能三を頭取に、宮林彦九郎を副頭取に、正村平兵衛を肝煎出納係に、正村五平を肝煎商議係に、折橋二策を肝煎検査係に選定し、共に認可を申請せし處、九月十五日付を以て、創立證書定款申合規則及役員選定の認許あり、尋で十二月十八日開業免狀の下附ありしを以て、翌十八年一月四日、通町一番地に於て開業し、同十月四日御馬出町七十六番地へ移轉せり、而して其當時の仲買数は、左記二十三名にして身元保證金は一千圓なりし、略○中

○營業延期 米商會所の營業期限は滿五ヶ年、明治二十三年一月にて營業期限の滿了に方り、同二十一年十月十六日付を以て、二十四年六月三十日迄營業延期を申請し、同十二月六日付を以て、其開届けを得たり、略○中

○營業再延期 一度營業を延期したるも、米商會所は、明治二十四年六月三十日迄の期限なりしを以て、更に定款申合規則に改正を加ふるの條件を付し、二十七年六月三十日迄三ヶ年間延期の件、二十四年三月廿八日付にて申請し、四月二十日付を以て認可を得たり、

○高岡取引所の設立 先是明治二十年六月十五日付を以て、高岡取引所の

創立を出願し、七月十八日認可を得たるが、米商會所とは全然別個に屬するを、後年合併して今日に至れるものなり、該取引所は高岡御馬出町七十六番地、即ち現取引所南方空地に設立し、米、胴緋、練綿、石油、食鹽、公債證書、有價證券等の定期賣買を取引したるが、兎角業務振はずして後休業するの止むなきに至れり、略○中 然るに二十六年に至り、取引所法發布され、同法三十六條に據り、會員組織に變更すべき必要を生じ、七月十八日付を以て、高岡商品取引所と改稱の件出願、八月十日認可を得、次で同九月廿六日、更に會員組織高岡肥料、外五品取引所と改稱の件出願し、九月二十六日付にて認可を得、茲に再び取引を開始したり、略○中

○兩取引所の合併 高岡肥料外五品取引所及び高岡米穀取引所は、表面上兩立し、總ての組織も全然別個たりしと雖も、其關係人に至つては殆んど同一なりしを以て、絶へず取引上の關係を斷つ能はざると共に、双方の不便渺ながらざりし爲め、遂に兩所合併の必要を生じ、明治二十九年九月二十七日付を以て、兩所合併と同時に高岡米穀外五品取引所と改稱し、十一月十二日認可を得たり、

○高岡米穀外四品取引所 前項米穀外五品取引所は、即ち米、胴鮭、食鹽、石油、公債、株式の六品を取引せるものなるが、其後公債及び株式の二品を、單に有價證券と稱することとなり、名義上一品を減じて、高岡米穀外四品取引所と改稱したり。此時代は米、胴鮭、有價證券等の取引、頗る殷盛を極めたるが、食鹽、石油の二品は、兎角不振の状態なりし、○中

○株式高岡米穀取引所 取引所の盛衰に關しては所屬仲買人の増減に依つて、豫め推測し得る處なるが、米商會所として創立されたる以來、終始仲買數の異動を示しつゝありと雖も、兩取引所合併以前は創立當時の二十八名を最多數として、絶へず其上に出づることなく、明治二十六年以降に至りて、漸次増加の傾向を呈したるは、全く兩取引所合併の好果にして、三十六年に至るや、法律の規定に基き、向ふ十年間營業の繼續を出願し、其認可を得たるは三十六年六月五日にして、其際株式會社高岡米穀取引所と改稱し、爾來益々隆盛に進みつゝ、今日に至れり、

〔高岡市沿革志〕

明治二十六年十月一日、高岡米商會所ヲ米穀取引所ト改稱シ、又高岡取引所ヲ肥料外五品取引所ト改稱ス、

十四日、已富山公園地を廢して、富山縣廳地と定む、

〔富山縣布達〕

示第七號

當縣廳ノ義ハ、從前富山公園地ニ假設來候處、今般右公園ヲ廢シ、更ニ當縣廳地ト相定ム、

右告示候事、

明治十八年一月十四日

富山縣令國重正文

二十五日、庚富山縣中學校開校式を行ふ、

〔富山縣布達〕

甲第六十九號

今般本縣廳下、富山へ中學校ヲ設置シ、富山縣中學校ト稱シ、來ル明治十八年一月開校ス、

但校舍ノ位置並ニ生徒募集ノ期日ハ、追テ報告スヘシ、

右布達候事、

明治十七年六月卅日

富山縣令國重正文

報告第一號

本縣中學校來ル廿五日開校ス、此旨報告ス、

明治十八年一月十日

富山縣

〔富山縣立富山中學校一覽〕

縣會ハ、豫算全額三千二百二十四圓九十九錢一厘ヲ議決シ、校舍新築費ハ全ク削除シタルトモ、幸ヒ有志者ノ寄附アリシニ依リ越中國富山總曲輪ニ於テ、校舍敷地千五百五十二坪ニ、建物六百三十六坪餘、新築スルヲ得ルニ至リ、明治十七年六月三十日、本縣下富山ニ中學校ヲ設置シ、富山尋常中學校ト稱スル旨ヲ達セラレ、○下

〔富山縣法規類聚〕

下

縣令第三十八號 明治十九年十二月二十三日

本縣中學校ヲ富山縣中學校ト改稱シ該校規則左ノ通相定ム、○規則

〔富山縣報〕

富山縣令第十六號

本縣、富山市ニ設置ノ富山縣尋常中學校ヲ、明治三十一年四月一日ヨリ、富山縣富山尋常中學校ト改稱ス、

明治三十一年三月十一日

富山縣知事阿部 浩

富山縣告示第三十三號

本縣立尋常中學校名稱ハ、明治三十二年四月一日ヨリ、左ノ通り改稱ス、

明治三十二年三月十日

富山縣知事金尾稜嚴

富山縣富山尋常中學校ヲ、富山縣第一中學校ト改稱、○下

富山縣告示第五百十九號

本縣立師範學校ヲ除ク既設學校左記ノ通改稱ス、

明治三十四年十月四日

富山縣知事楡垣直右

舊 校 名	改 校 名
富山縣第一中學校	富山縣立富山中學校

○下

四月 朔 丙 戌

八日、^巳神通川出水、尋て庄川も水溢る、

〔富山縣水害誌〕

明治十八年四月八日、神通川出水、一丈一尺八寸、浸水千五百三十戸、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治十八年四月二十一日、庄川出水、淺井村堤防

缺壞シ、同村人家三戸、二口村人家三十五戸、大門町人家三戸流失、常盤橋モ亦流
サル、田地ノ荒廢スルモノ、貳十餘町歩、

民有山林組合準則を定む、

〔富山縣布達〕

示第三拾八號

今般民有山林組合準則、別紙之通相定ム、

右告示候事、

明治十八年四月八日

富山縣令國重正文

○別紙省略

二十八日、北礪波郡中田町火あり、

〔中田警察分署調査〕

明治十八年四月廿八日午後零時、礪波郡中田町寺口小

左衛門方ヨリ出火、家屋百餘戸ヲ燒失ス、

五月丙辰

六日、辛酉治水區を定めて、土木出張課を設く、

〔富山縣布達〕

乙第百二號

郡役所 戶長役場

今般管内ヲ三分シ、左ノ治水區ヲ定メ、其區内へ土木課出張所ヲ設置候條、此旨
爲心得相違候事、

明治十八年五月六日

富山縣令國重正文

治水區

- 第一區 庄川幹支派流川及其他ノ小川並ニ射水郡海岸潟廻、
- 第二區 常願寺川神通川白岩川上市川ノ幹支派流川及其他ノ小川並ニ婦負
郡上新川郡海岸、
- 第三區 黒部川早月川片貝川小川笹川境川ノ幹支派流川及其他ノ小川並ニ
下新川郡海岸、

出張所位置

- 等一區出張所 射水郡大門新町
- 第二區出張所 上新川郡向新庄村
- 第三區出張所 下新川郡沓掛村

今上天皇明治十八年

四二七

〔參考〕

〔富山縣報〕

富山縣訓令第四號

郡市役所 町村役場

從來ノ治水區出張所ヲ廢シ、土木區事務所ヲ置キ、其所轄區域及事務所位置左ノ通り相定ム、

明治二十七年一月十九日

富山縣知事徳久恒範

區別	所轄	郡市名	事務所位置
第一區	礪波郡射水郡高岡市		射水郡大門町大字大門村
第二區	婦負郡上新川郡ノ内 <small>早月川堤防ヲ除ク</small>	富山市	上新川郡新庄町大字新庄村
第三區	上新川郡ノ内 <small>早月川堤防ニ限ル</small>	下新川郡	下新川郡三日市町大字三日市村

〔富山縣內務部土木課調査〕

一 明治廿九年三月一日、土木區事務所ヲ土木出張所ト改稱シ、併セテ第一區土木出張所ノ位置ヲ、射水郡野村大字蓮花寺村ニ移轉ス、

一 同年四月一日、分郡ニ付キ、土木出張所所轄區域ヲ、左ノ通變更ス、

區別	所轄	區域
第一區	射水郡、水見郡、東礪波郡、西礪波郡、高岡市	
第二區	上新川郡、中新川郡、婦負郡、富山市	
第三區	下新川郡	

其後、第一、二區出張所ノ位置ニ屢變更アリ、

一 同卅七年三月卅一日土木出張所ヲ廢止シ、同年四月一日、河川ニ關スル事務ヲ分擔セシムル爲メ、庄川ニ一人、小矢部川ニ一人、神通川ニ一人、常願寺川ニ一人、黒部川ニ一人、片貝川ニ一人、各河川主任ヲ、又道路ニ關スル事務ヲ分擔セシムル爲メ、縣内ヲ二分シテ、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡、富山市ノ四郡一市ノ第一道路工區ニ一人、東礪波郡、西礪波郡、射水郡、水見郡、高岡市ノ四郡一市ノ第二道路工區ニ一人、各道路主任ヲ設ケタリ、

一 同卅八年二月十八日、河川主任及道路主任ノ制ヲ廢止シ、河川及道路ヲ通シテ之ニ關スル事務ヲ分擔セシムル爲メ、縣内ヲ六工區ニ分チ、各工區ニ工區

主任一名ヲ設ケタリ、

其ノ所屬郡市町村ハ左ノ如シ

工區 所屬郡市町村

高岡市ノ内、

西礪波郡(后出町ノ一部ヲ除ク)

東礪波郡北山田村、山田村、南山田村、大鋸屋村、城端町、北野村、藪谷村、平村ノ内、井波町ノ内、南山見村、井口村、高瀬村、山野村ノ内、福野町、南野尻村、廣塚村、野尻村、東野尻村、出町ノ内、上平村ノ内、

氷見郡一圓、

射水郡二上村、守山村、横田村ノ内、西條村、掛開發村ノ内、伏木町之内、能町村ノ内、

高岡市ノ内(第一工區ニ屬スル部分ヲ除ク)

第二工區

西礪波郡ノ内(同上)

東礪波郡ノ内、

射水郡ノ内、

第一工區

第三工區

富山市ノ内、
婦負郡一圓、

上新川郡堀川村ノ内、蛭川村ノ内、新保村、大久保村ノ内、大澤野村ノ内、下夕村ノ内、船峠村ノ内、福澤村ノ内、熊野村ノ内、大庄村ノ内、月岡村ノ内、東岩瀬町ノ内、豊田村ノ内、大廣田村ノ内、奥田村ノ内、富山市ノ内(第三工區ニ屬スル部分ヲ除ク)

第四工區

上新川郡ノ内(同上)

中新川郡ノ内(第五工區ニ屬スル部分ヲ除ク)

中新川郡上市町ノ内、滑川町ノ内、南加積村、山加積村、中加積村ノ内、西加積村ノ内、北加積村、東加積村、早月加積村、濱加積村、南加積村ノ内、白萩村ノ内、

第五工區

下新川郡魚津町、下中島村、上中島村、松倉村、上野方村、下野方村、片貝谷村、加積村、道下村、經田村、天神村、西布施村、東布施村、石田村、田家村、生地町ノ内、三日市町ノ内、前澤村ノ内、

第六工區

下新川郡ノ内(第五工區ニ屬スル部分ヲ除ク)

一河川ニシテ二工區以上ニ涉ルモノハ、流域最モ長キ工區ノ所屬トス、
一縣支辨道路ニシテ、工區ノ所屬市町村内競合セルモノハ、元標又里程標ヲ以テ分界トス、

一明治卅九年六月一日、第一工區内ニ上村ヲ、二上村ノ内ニ守山村ヲ、守山村ノ内ニ各改メ、且、水見郡一圓ヲ削除シ、第二工區内ヘ、水見郡一圓ヲ加ヘタリ、
一明治卅九年十月一日、第一工區ハ西礪波郡役所内ニ、第二工區ハ射水郡役所内ニ、第三工區及第四工區ハ縣廳構内ナル、元第二區土木出張所建物内ニ、第五工區ハ下新川郡役所内ニ、第六工區ハ元第三工區土木出張所内ニ、各工區員事務室ヲ設ケタリ、

十九日、^甲杏立歿す、

〔杏凡山墓誌〕

○表面 凡山杏先生墓

○裏面 先生紳立、字士立、號凡山、明治十八年五月十九日歿、享年六十六、

小西有義拜書 門人建之

〔越中史略〕

杏凡山名は立、字は子立、凡山は其號、敏次郎と通稱す、越中富山の

人なり、富山侯に仕へ、廣徳館の祭酒となり、同藩學政に對して大に効勞あり、又加賀侯、その名を聞き、富山侯に請ひて、金澤明倫堂の文學教官となす、王政維新の際、藩命を奉し、前田家々録を編輯せり、後官途を辭し、専ら子弟を教育す、

廿二日、^丁藤田憲歿す、

〔本朝畫家人名辭書〕

上

吳江藤田君墓誌銘 君生文政十年十一月某日歿

明治十八年五月二十二日、葬東京谷中、年五十九、世仕富山藩、自幼好學、口不絕聲、手不釋筆、背座一室、且讀且錄、不就寢、太孺人竊視之、蚊集其手、又屢血蝨動於坐下者數十、太孺人以告、君始知之、其父某君奇之、命遊江戸、江戸固人文淵藪、以學術文章雄視一世者、肩相比而其持論在勤王者、推天山藤森翁、君乃執贄事之、日聽其說、有所點誦、爲人豪爽、有氣力、袍襟灑脫、講習餘暇、作畫々如其人、翁見而奇之、既而幕府興黨人獄、多殺勤王士、翁獲罪去、江戸君亦召還、其藩爲藩學教授、君乃上書言時事、藩主嘉之、然事之關藩政者、必取決其宗、藩金澤、然後行之、故君又上書宗藩、具陳意見、居亡幾、戊辰役興、王師征越、後拔長岡、長岡之賊不屈、陰圖復之、而會津米澤及水戸諸賊出力、援之、據守險要、或出沒與板近傍、大張氣勢、先是藩主恩君之言、任藩軍參謀、以從王師、至是君進兵、與板擊賊松原山、賊得地利、力拒銳甚、君勵衆挺進、擊

之飛丸中左頰目眩倒地衆扶而退或謂余曰當時吾參軍在總督府審知諸藩兵勇怯謂富山之兵可用自君負重創其衆遂不振君還家治銃創數日獲痊而東北諸賊悉平明治中興之業定於是諸藩皆置公議公用人於東京藩主乃以君爲家公用人蓋公議公用人者一藩之選也故在此職者多選好官君不以爲意迄至廢藩置縣辭職臥家謂人曰吾世仕富山藩致忠於藩即所以忠於皇室今藩已廢吾可以自娛矣自是日耽文墨賦詩作畫畫素傳狩野氏法至是悉滌去之專取法南宗韻致益高風神彌遠君姓藤田諱憲字憲章其先富山重忠仕源賴朝以驍勇著其孫某食藤田鄉因氏焉後世或屬北條氏或仕德川氏至晉太郎諱重義始仕富山藩於君爲高祖某君諱重孝任先手足輕頭於君爲考妣某氏君娶高野氏生一男二女男賚先君歿養橋本賢三爲嗣以次女妻之季女未嫁先是太孺人謂君曰士而不仕學雖多奚爲君固孝謹恐違其意出而奉職不復擇官退食之餘必展練吮墨 天皇勅作青綠山水一幅君畫重當世銘曰畫發其華邪其文亦綺而燦文舒其憤邪其人固有武幹克繼乃祖之風敵愾王家之難其氣存乎身後其筆雲爛而霞煥此墓誌銘ハ靜齋居士堤正勝ノ撰スル所ナリ

三十一日、丙戌富山餌指町火あり、

〔富山市沿革志〕

五月三十一日午後八時十五分餌指町安田政太郎ノ家ヨリ出火ス會マ南風甚ク猛烈ニシテ官衙七ヶ所小學校五ヶ所社寺四十二宇民家五千九百二十五戸土藏納屋四百二十三棟燒失シ潰家三十戸ナリシカ五十二ヶ町三ヶ村奥田下新村廣田中島村東田地方村ニ亘リ又橋梁ヲ燒火スル六十九架燒死者九人アリ六月一日午前五時二十分ニ至リテ鎮火ス此ノ時本派本願寺別院モ亦燒失シタリ今ノ建物ハ燒失後再建ニ係リ座敷齋所對面所ヲ合セテ建坪凡ソ三百餘坪其ノ對面所ヲ以テ假リニ之ヲ本堂ニ充川ス

六月丁亥朔

五日、辛卯下新川郡島清吉、機業を獎勵せし爲め追賞せらる、

〔下新川郡三日市郡常高第小學校報告〕

追賞授與證

富山縣越中國下新川郡三日市町島直平祖父

故 島 清吉

金貳拾圓

文化年間郡民ヲシテ織物ノ業ニ就カシメント欲シ或ハ機箆ヲ分與シ或ハ綿花ヲ供給シ又親ラ四方ニ奔走シテ之カ販路ヲ開キ終ニ宿志ヲ達シ地方

今上天皇明治十八年

四三五

ノ一物産ヲ成ス、後人遺澤ヲ蒙ル者少ナカラス、其功績著シ、因テ之ヲ追賞ス、
明治十八年六月五日 農商務卿從三位勳一等伯爵西郷從道

二十九日、乙、岡田信之歿す、

〔吳陽岡田先生之碑〕式部官從四位勳四等伯爵前田利同篆額

近歲學者概趨洋學、修漢學者旋作旋輟、視師門如逆旅、惟吾友富山岡田吳陽、以漢學授徒、終始如一、其徒亦學之不疑、及門之士、前後數千人、國人皆仰以爲先生可謂盛矣、及其棄世、遠近爲之歎嗟、門生相謀、欲傳其德於不朽、遠來求文、余願交游中、余最善先生、誼不可辭、按狀、先生諱信之、字君忠、後更君行、吳陽其號、本姓小西氏、富山藩廣德館訓導、小西君諱有斐之第二子也、年十九始游江戶、昌平齋居三年而歸、及再游、余與結交、先生性寬冲夷、曠與物無抵、愉愉怡怡、常帶笑容、然勉學不懈、善賦詩、屬文、又善書、篆隸諸體、莫不備、尤妙於行草、龍蛇飛動、有法而不紊、人皆愛敬之、業成還國、栗園岡田先生養爲嗣、妻以其兄之子、因冒岡田氏、安政二年、栗園先生年七十致仕、先生襲其祿、班馬廼任廣德館學正、四年任橫目職、主監察參機務、人懼先生不勝煩、先生任之不疑、屢上意見、明治二年、越中地大震、山崩川塞、經數十日、決潰漂沒十餘村、先生往檢之、憫町民流離、酌盈劑虛、以濟民食、今是時也、范仲淹故智、可製

乃建議欲興土功、俄免就問、經數年、爲表扈從、于役江戶、余亦再在昌平、先生時來訪、余衣袴整修、儀止詳雅、不復存故態、但豐眉纖眼、欣然如笑者、可認識爲君忠、余以是戲之、拍掌相笑、驢浴如故也、間一歲去任、表扈從橫目、爲裏預進、班近習頭、任廣德館文學兼藩主師範、明治二年、藩主奉 朝意、改革藩制、置議局、議之、先生亦與焉、四年九月任一等教師、無何、學館廢、令先生保管其書籍、專力家塾教育、勿懈、回資以年俸米三十苞、五年 朝廷頒學制、先生以其未遑、能如制、議設變則中學、十年爲富山師範校教諭、明年辭、先是置宅於清水村、爲菴、菴至是增築、塾舍、以育英爲樂、小西氏父祖皆以書名家、岡田氏前田侯世臣、栗園先生諱淳之、以儒學別與、家任與儒者、進近習頭、在家亦開塾授徒、號學聚舍、先生繼之、教授不倦、加以本父之筆法、是以門人倍進、明治革制、諸藩舊學皆廢、學聚舍、雖然獨存、以終先生之世、自創始、至于是、閱歲八十年、教子弟不可勝數、先生父子積功於教育如此、宜其國人之慕德而不措也、以文政八年七月十六日生、明治十八年六月廿九日卒、享年六十有一、葬南新町大信寺先塋之側、所著文章、軌範脈理、及詩文稿若干卷、藏于家、配岡田氏生三男、少長並天、仲正之承家、女五、其四皆適士族、一天、岡田氏先生卒、繼配岡崎氏無子、先生平生篤於孝友、初栗園先生有四子、以少子元之嗣宗家、已而諸子皆歿、故乞先生爲嗣

也、先生與元之同居、輯睦無間、如親昆弟、遭災別居、已構室又招之共居、其任橫目例、禁人同居、先生以宅屬元之、身出寓於外、再造室、明治初以一寺院充家塾、復舉其宅讓元之、其篤行概此類也、銘曰

德爲儀表 職持風紀 審審立朝 恂恂居里 犯而不校
有喜無愠 育英啓蒙 化被州郡 一朝去世 子弟逸逸
追慕索闕 吳山之陽 崇碑表德 以副衆望

明治十九年十一月建 修史局編修從六位勳六等藤野正啓謹

正五位 日下部東作 書

七月 丁巳

一日、丁暴風雨、諸川水溢れ、沿海難破船多し、尋て水火罹災者の救恤金を下賜せらる、

〔全國大洪水記〕

十八年七月一日、北ノ大暴風、伏木浦、魚津、水橋、東岩瀬港内ノ難破船ニ至リテハ、慘害ヲ極メ、加フルニ射水川、神通川、黒部川等ノ諸川満水シテ堤防ヲ破壞シ、富山ノ如キハ、火災ノ後、六月一日五千九百餘軒焼失、又水害ヲ被リ言語同斷ヲ極ム、

〔參考〕

〔小杉警察分署調査〕

明治十八年十月十八日、暴風被害アリ、小杉町ハ就中多ク五戸ノ潰家アリ、

〔富山縣報〕

示第百壹號

管下、水火災ニ罹リ候者之慘狀及上申候處、今般優渥ナル思召ヲ以テ、金貳千五百圓救恤トシテ下賜候旨、宮内省ヨリ被達候、
右告示候事、

富山縣令國重正文代理

明治十八年七月九日

富山縣大書記官前田利充

八月 戊子

二十日、丁礪波郡福光及ひ、加賀國金澤間の道路開通す、

〔西礪波郡土山尋常小學校報告〕

明治十八年八月二十日、福光、金澤間ノ道路

開通式ヲ行ヘリ、

九月 己未

今上天皇明治十八年

二十日、寅、寅、上新川郡上市町火あり、

〔上市警察分署調査〕

明治十八年九月二十日夜、

上市町鎮座神明社例祭ノ前夜

上市横町ニ

於テ、興行中ノ輕業小屋ニテ、釣洋燈ヲ落シテ出火シ、折柄東風強ク全燒百二十戸、半燒十戸、罹災民中貧困ノモノ多カリシ爲メ、一時非常ノ慘狀ヲ呈セシモ、附近村落ノ有志等ヨリノ義捐金ヲ得テ、漸ク之ヲ救済ス、

是秋、痘瘡流行シ、翌春に至る、

〔富山警察署調査〕

明治ノ初年ニ於ケル、痘瘡患者ハ毎年多少ノ發生ヲ見タ

リシト雖、其發生甚タ遲緩ニシテ、流行ノ兆ヲ認メタルコト少シ、次ニ同十八年秋季ヨリ、同十九年ノ春季ニ及ヒテ、凡ソ六千有餘ノ患者ヲ發生セシハ、流行ノ極メテ盛ンナリシヲ察スルニ足レリ、

十一月庚申

十一日、庚申、富山縣、米、繭、絲、共進會を富山に開く、

〔富山市沿革志〕

明治十八年十一月十一日ヨリ二十日間、富山縣米、繭、絲、共進

會ヲ公會所ニ開カル、繭糸ノ二種ハ姑ク之ヲ舍キ、特ニ米ノ一種ニ就キテ之ヲ言ハンニ屢キニ、明治十四年米共進會ヲ金澤ニ開カレタルカ當時我カ越中米

ノ出品數ハ、僅ニ六十九點ニ過キス、又昨年米麥種麻共進會ヲ新潟ニ設ケラレシ時ニ方リ、我カ越中米ノ出品數タル、五百五十一點ナリシモ、本會ノ出品數ハ、實ニ千六百五十二點ノ多キニ及ヘリ、

〔富山縣布達〕

示第九拾號

本年五月示第六拾號ヲ以テ告示置候、米、繭、絲、共進會規則、別紙〇別紙ノ通相定ム

但會場ノ位置ハ、追テ告示スベシ、

右告示候事

明治十八年六月廿五日

富山縣令國重正文

示第百八號

本年六示第九拾號ヲ以テ告示置候、本縣米、繭、絲、共進會々場位置ハ、富山梅澤町大法寺ニ定ム、

右告示候事

今上天皇明治十八年

四四一

明治十八年七月廿七日

富山縣令國重正文代理

富山縣大書記官前田利充

示第百三十五號

本年七月示第百八號ヲ以テ告示置候、米繭絲共進會々場位置、富山惣曲輪公會堂ニ變更ス、

右告示候事、

明治十八年十月廿六日

富山縣令國重正文

是月、稻垣示等、國事犯の爲め拘禁せらる、

〔大阪事件判決〕

裁判言渡書

富山縣越中國射水郡棚田村七百三十八番地

平民稻垣篤父無職業

被告 稻垣 示

富山縣越中國射水郡小白石村千百三十番地

石川乾方同居士族農業

同 魚住 治

石川縣加賀國石川郡成村三十七番地平民農業

同 井山 惟誠

富山縣越中國射水郡打出本郷村千八百八十二番地

同居平民農業 同 川村 潔

富山縣越中國射水郡棚田村七百三十八番地

平民篤叔父農業

同 稻垣良之助

富山縣越中國射水郡鳴島村五十三番地

平民無職業

同 加納 卯平

富山縣越中國射水郡野寺新村百四十四番地

平民農業

同 寺島松右衛門

同 縣同 國同郡西藤平藏村二千七百七十二番地
平民農業

同 南 磯一郎

同 縣同 國同 郡佐野村千七百七十六番地

平民農業

同 野崎榮太郎

同 縣同 國婦負郡松木村二百八番地

平民農業

同 重松 覺平

同 縣同 國射水郡戸破村四千二百二十九番地

平民無職業

同 釜田 喜作

同 縣同 國同 郡十二町島村二百十七番地

平民農業

同 島 省左右

同 縣同 國同 郡中川村九百二十二番地
平民農業

同 金 武 央

○前後五十八人の姓名住所族籍を
臚列す今越中以外の人には略す

右外患、爆發物取締罰則違反、強盜、及び其教唆、詐稱屬籍氏名受鑑札及び其教唆、
罪人藏匿、罪人隠避、未決囚逃走、受賍被告事件に付、大阪輕罪裁判所豫審判事の
言渡に因り、當控訴院檢察事長、犬塚盛規の公訴を受け、各被告人及び其辯護人、板
倉中小林幸次郎、石黒涵一郎、澁川忠次郎、横田彪彦、善積順藏、砂川雄峻、星亨、山田
泰造、菊地侃二、北村佐吉、寺田寛、戸田竹馬、澤田正泰、森作太郎、吉田恒吉、竹中鶴次
郎、立會檢察事、別府景通、堀田正忠の辯論を聴き、吉村大次郎、玉水常治、加納卯平に
對しては、治罪法第二百六十九條の規則に従ひ、告知書を送達するも、其猶豫期
限内出廷せざるを、以て、檢察官の意見を聞き、缺席の儘審理を遂ぐる處、
被告人大井憲太郎、磯山清兵衛、小林樟雄等は、舊自由黨員にして、平素自由平等
の主義を執り、日本政府の組織を變更して、責任宰相の政府、即ち代議政體を設
立せんことを希圖し、又東洋亞細亞の形勢上、夙に慷慨する所あり、就中朝鮮國

は其國權鞏固ならず、常に他國の干渉を受け、徒らに獨立の體面を失ふのみならず、人民亦た隨て自由安寧を保つ能はざるを憐み、之を救護せんとするの情誼と自由を擴張し、内治を改良せんとするの宿志とに依り、明治十八年五六月の交、東京府下谷區練堀町三十六番地大井憲太郎宅に於て、清兵衛、樟雄等は屢々會合し、朝鮮國政府の組織を變更し、完全なる獨立を得せしめ、施て内治の改良に及はしめんと目的を以て、憲太郎、樟雄は内地に在て、金策其他後事を擔任し、清兵衛は渡韓實行者の首領と爲り、其方法は乃ち同志二三十人を率ひ渡航し、其事を舉ぐるに當り、檄文を四方に宣布し、以て國民を煽動し、激徒の蜂起すると同時に、同志を指揮して在廷の大臣を襲殺し、内外交々現政府を侵襲せは、忽ち政府を顛覆することを得、其國自ら獨立す可し、又一面目清韓三國の葛藤を生し、爲めに我國内治の改良を見るに至らんと謀議し、更らに憲太郎、樟雄の知友山本憲を大阪より招き、日本義徒檄告宇内人士云々の檄文を起草せしめたり、

被告人稻垣示は、亦清兵衛等と其主義を同くする者なり、而して明治十八年六月中、有一館にある實弟良之助歸國し、續て七月上旬同館生井山惟誠、亡加藤宗七來り、憲太郎、清兵衛等の朝鮮計畫を告げ、且清兵衛の言を傳へ、其資金募集を依頼するより、示は之に應じ直に同郷人寺島松右衛門、南磯一郎、野崎榮太郎、重松覺平、島省左右、釜田喜作、金武央等に説き、松右衛門、磯一郎、榮太郎、覺平より各金百圓、喜作より金七十圓、省左右より金九十四圓、央より金三十圓、外に金側時計一個、此見積代金四十圓、總計金六百三十四圓を前後數次に受取り、而して示は亡宗七に金八十圓を渡し歸京せしめ、尋て七月下旬出京し、清兵衛、憲太郎等に面接し、詳かに其計畫を聽き、其謀議に參與し、金策に従事して二次に金四百圓を清兵衛に交附し、一旦歸國し、更に九月初旬出京して、金二百圓を清兵衛に交附したり、

同年十月、清兵衛が同志と分離するに及び、小林樟雄より之を憲太郎に報じ、其來阪を促すに當り、示は十一月上旬、憲太郎に代り來阪し、樟雄に面し、樟雄は清兵衛が所在搜索し得ざると、且該計畫を繼續せんには、資金募集の急務なることを告ぐるにより、示は直に歸京し、憲太郎に報じ、更に憲太郎と謀議し、同郷人尾崎匠太郎より、額面一千圓の中山道鐵道公債證書を借受け、山際七司に依頼し、之を他に賣却せしめ、代金壹千拾五圓を得て、十一月十二日、憲太郎と共に再

ひ大阪に來り、樟雄、章吾等と銀水樓に會し、章吾を以て更に渡韓の首領と爲し、示は其資金壹千餘圓を携へ、長崎迄の監察者と爲り、十一月十六日、章吾と共に大阪を發し、同月廿日、長崎に着し、同港に於て、鎮西日報を見て朝鮮云々の記載あるより、竊に該舉を中止せんと思考中、同月廿三日、事發覺し、逮捕せられたり、又示は、明治十八年一月中、越中國高岡共愛館に於て、越後の有志佐藤倉三と稱し來りたるに面晤し、其本名は原利八にして、富松正安と共に強盜を行ひ、事發覺し逃れ來りたる者たることを知り、而して即時高岡二番町旅舎大聖寺屋に誘ひ、二日間宿泊せしめ、尙旅費五圓を與へ立去らしめたり、又示は、明治十八年七月下旬、東京小梅村寓居に於て、清兵衛より爆發物の藥品、金硫黃入の行李を寄托せられ、尙九月中旬、田代季吉、霜島幸次郎が持參せし、爆發物の器具を受取り、所持せしとのことは、共に證憑充分ならざるものとす、又示は、明治十五年八月八日、金澤輕罪裁判所に於て、官吏侮辱の罪に依り、重禁錮五月に處せられ、又明治十七年五月日不詳、集會條例違反の罪に依り、輕禁錮一月に處せられたり、被告、人田代季吉、魚住滄、井山惟誠、久野初太郎、橋本政次郎、窪田常吉、川村潔、赤羽根利助、武藤角之助、稻垣良之助、田崎定四郎、玉水常治等は

憲太郎、清兵衛、樟雄等の計畫に組し、各其實行者となり、清兵衛、章吾に隨ひ、内藤六四郎、加納卯平、吉村大次郎、落合寅市、大矢正夫、片岡光政、亡加藤宗七、土屋市助、川北寅之助、山崎重五郎等都合廿四人、朝鮮國に渡航し、主領者の指揮を待ち、日本義徒、檄告、宇内人士云々の檄文を宣布し、以て朝鮮國民を煽動し、激徒の蜂起すると同時に、爆發物又は刀劍を使用し、該國要路の大臣を襲撃するの衝に當らんことを約し、清兵衛に於て其準備已に了りたるを以て、同人の命に依り、明治十八年八月より十月に涉り、數次に東京を發し、大坂に來集し、其月廿五月初太郎、政次郎、常吉、滄、利助、角之助、良之助は、章吾に従ひ、清兵衛の先發として出立、其翌翌二十七日、長崎に着港せり、然るに其月三十日、清兵衛より章吾、宛の荷物濡れた東に歸れ、との暗語電報に接したるを以て、初太郎、政次郎は事情視察として上阪したり、此時已に清兵衛は潜身して、所在分明ならざるを以て、十一月十四日、銀水樓に於て、憲太郎、樟雄、章吾、及び示等相會同し、更に章吾をして清兵衛に代り首領たらしめ、前志を繼ぎ實行すべしと議決したるを以て、翌十五日、初太郎は其旨を通知するため、長崎に歸り、政次郎、惟誠、潔、常治は、六四郎、英等と共に章吾に従ひ、其翌十六日出發して、各長崎に向ひ、其月二十日、着港、二十三日

同港に於て逮捕せられたり、

被告人寺島松右衛門、南磯一郎、野崎榮太郎、重松覺平、釜山喜作、島省左右、金武央は明治十八年七月上旬、稻垣示より金圓調達の依頼を受け、松右衛門、磯一郎、榮太郎、覺平は各金百圓、喜作は金七十圓、省左右は金九十四圓、央は金三十圓外に金側時計一個、此見積代金四十圓前後、數次に之を稻垣示に交附したるも、朝鮮計畫に同意したりとのことは、其證據充分ならざるものとす、

又松右衛門が明治十八年九月、東京府下小梅村稻垣示が寄留宅に於て、示留守中田代季吉等が、數次に持參したる、朝鮮計畫に使用する、爆發物の器具及び其藥品を、其情を知り之を受取り、秘藏したるのことは、其證據充分ならざるものとす、

被告人内藤六四郎、加納卯平、吉村大次郎、落合寅市は、朝鮮計畫に同意し、各其の實行者となり、明治十八年八月、九月の間に在り、渡鮮のため東京を發し大坂に來たりたり、是れより先き六四郎は計畫費として、金四百圓を磯山清兵衛に交付したり、

以上の事實は、司法警察官豫審判事の作りたる、被告人大井憲太郎、磯山清兵衛、小林樟雄、新井章吾、稻垣示、田代季吉、魚住滄、井山惟誠、久野初太郎、橋本政次郎、窪田常吉、川村潔、赤羽根利助、武藤角之助、稻垣良之助、田崎定四郎、玉水常治、石塚重平、館野芳之助、山本憲、景山英、波越四郎、村野常右衛門、天野政立、飯田喜太郎、安東久次郎、長阪喜作、山本興七、菊田久米三郎、大矢正夫、佐伯十三郎、難波春吉、内藤六四郎、氏家直國、山本鹿造、落合寅市、吉村大次郎、寺島松右衛門、南磯一郎、野崎榮太郎、重松覺平、釜山喜作、島省左右、金武央、小松大、久保財三郎、藤井茂治、山際七司、山川市郎、窪田久米、霜島幸次郎、淵岡駒吉、小久保喜七、日下部正一、井村智宗、遠藤福壽、中村橋雄、富田勘兵衛、土屋市助、片岡光政、前田鈴吉の訊問調書、參考人尾崎匠太郎、原利八、寺島正節、上中元吉、眞鍋市太郎、吉田虎松、松本市右衛門、松本伊八、安東ツル、安井佐七、大島清吉、高桑辰三郎、小林甚之助、宇野藤兵衛、田月宗助、三浦龜吉の訊問調書、富田勘兵衛、落合寅市の言渡書、證人石井快瑜、森本嘉四郎、森紋藏、參考人伊賀我何人及各被告人が當公庭の陳述、石井快瑜、岡橋清三、岸十郎平、神奈川縣相模國愛甲郡座間村戸長役場の盜難届、諸家宅搜索調書、檢證調書、警視總監、大坂鎮臺病院藥劑課長、大坂衛生局試験所の回答書、大坂砲兵工廠に於て爲したる試験檢調書、陸軍一等技手澤邊春水の檢定報告書、大坂衛生試験所

の鑑定答辨書、概文差押へたる物件、電報、書翰等に徴し、其證據充分なりとす、因て之れを法律に照す左の如し、

刑法第三百三十三條、外國に對し私に戰端を開きたるものは、有期流刑に處す、其豫備に止るものは、一等又は二等を減す、

同第九條、重罪輕罪を犯すことを知つて器具を給與し、又は誘導指示し、其他豫備の所爲を以て正犯を幫助し、犯罪を容易ならしめたる者は、從犯と爲し、正犯の刑に一等を減す、但し正犯現に行ふ所の罪、從犯の知る所より重き時は、止だ其知る所の罪に照し、一等を減す、

同第三百七十八條、人を脅迫し、又は暴行を加へて財物を強取したる者は、強盜の罪と爲し、輕懲役に處す、

同第三百七十九條、強盜左に記載したる情狀ある者は、一個毎に一等を加ふ、

一、二人以上共に犯したる時、

二、兇器を携帯して犯したる時、

同第二百五條、人を教唆して、重罪輕罪を犯さしめたる者は、又正犯と爲す、

同第三百五十一條、犯罪人又は逃走の囚徒、及び監視に付せられたる者なること

を知つて之を藏匿し、若くは隱避せしめたる者は、十一日以上一年以下の輕禁錮に處し、二圓以上二十圓以下の罰金を附加す、

若し重罪の刑に處せられたる、囚徒に係る時は、一等を加ふ、

同第四百十二條、已決の囚徒逃走したる者は、一月以上六月以下の重禁錮に處す、

若し獄舎獄具を毀壞し、又は暴行脅迫を爲して逃走したる者は、三月以上三年以下の重禁錮に處す、

同第四百四十四條、未決の囚徒入監中逃走したる者は、第四百四十二條の例に同じ、但し原犯の罪を判決する時に於ては、數罪俱發の例に照して處斷す、

同第二百二十三條、擅に人を監禁制縛して毆打拷責し、又は飲食衣服を屏去し、其他苛酷の所爲を施したるものは、二月以上二年以下の重禁錮に處し、三十圓以上三十圓以下の罰金を附加す、

同第二百四十四條、屬籍身分氏名を詐稱し、其他詐僞の所爲を以て、免狀鑑札を受けたる者は、十五日以上六月以下の重禁錮に處し、二圓以上二十圓以下の罰金を附加す、

同第三百九十九條強盜盜の贓物なる事を知て之を受け、又は寄藏故買し、若しくは牙保を爲したるものは、一月以上三年以下の重禁錮に處し、三圓以上三十圓以下の罰金を附加す、

同第四百條前條の罪を犯したるものは、六月以上二年以下の監視に付す、
明治十七年第三十一號布告、火藥取締規則第二十五條、私に火藥類を製造し、若しくは販賣したるものは、軍用にあらすと雖も刑法第五百五十七條を適用し、私に之を所有したるものは、刑法第六十條を適用す、

刑法第六十條、第五百五十七條に記載したる物品を、私に所有したるものは、二圓以上二十圓以下の罰金に處す、

治罪法第四百一條、犯罪の證據充分ならざる時は、無罪の言渡を爲し、且つ被告人を放免すべし、

右之理由なるを以て、判定する左の如し、○以下、大井憲太郎以下の判定文は略す、
載す、越中以外の人の判定文は略す、

稻垣示が外患罪は、同上輕禁獄の處刑法第八十九條及び第九十條に照し、情狀を酌量し一等を減じ、同第六十九條に從ひ、二年以上五年以下の輕禁錮、罪人隱避罪は再犯なるを以て、同第九十二條に照し一等を加へたる範圍内に於て、輕

禁錮一月罰金十圓に處すべきの處、二罪俱發に係るを以て、同第百條に照し一の重き外患罪に從ひ、

輕禁錮五年に處す

稻垣 示

仍ほ刑法第三百三十五條に依り、二年の監視に付す、

爆發物取締罰則違犯の件は、證據十分ならざるに依り無罪、

田代季吉、魚住滄、井上惟誠、久野初太郎、橋本政次郎、窪田常吉、川村潔、赤羽根利助、武藤角之助、稻垣良之助、田崎定四郎、玉水常治が外患罪は、同上輕禁獄の處惟誠、利助、角之助、良之助、定四郎は犯時二十歳未滿なるを以て、刑法第八十一條に照し各一等を減じ、季吉、滄、初太郎、政次郎、常吉、潔、常治は同第八十九條及び第九十條に照し情狀を酌量し、各一等を減じ同第六十九條に從ひ、二年以上五年以下の輕禁錮の範圍内に於て、

魚住 滄○田代季吉以下八名は姓名を略す

井山 惟誠

川村 潔

稻垣良之助

各輕禁錮二年に處す、

仍ほ刑法第三百三十五條に依り、一年の監視に付す、

季吉が氏名詐稱受鑑札の罪は、再犯なるを以て同第九十二條に照し、一等を加へたる範圍内に於て、重禁錮四月罰金五圓に處し、常治が逃走罪は重禁錮五月に處すべきの處、二罪俱發に係るを以て、同第百條に照し一の重き外患の罪に従ひ、又季吉、澹、惟誠、初太郎、政次郎、常吉、潔、利助、定四郎が、爆發物取締罰則違犯の件は、開戦の際使用する目的に出でたるを以て、該罰則を適用するの限にあらざるを以て各無罪、

内藤六四郎、氏家直國、山本鹿造、落合寅市、加納卯平、吉村大次郎の内六四郎、寅市が外患罪は、同上輕禁獄の處刑法第八十九條及び第九十條に照し、各一等を減じ同第六十九條に従ひ、二年以上五年以下輕禁錮の範圍内に於て、各輕禁錮二年に處すべき者、六四郎、直國、鹿造、寅市、卯平、大次郎が二次の制縛罪は、二月以上二年以下重禁錮三圓以上三十圓以下の罰金の範圍内に於て、各重禁錮二年罰金三十圓に處し、又大次郎が逃走罪は重禁錮五月に處すべきの處、二罪俱發に係るを以て、同第百條に照し、犯情重き一の千手院の所爲に従ひ、

各輕禁錮二年に處し罰金三十圓を附加す

加納 卯平○前後四人
の姓名略す

南 磯一郎
野崎集太郎
重松 覺平
釜田 喜作
島 省左右
金武 央

南磯一郎、野崎榮太郎、重松覺平、釜田喜作、島省左右、金武央、小松大、久保財三郎、藤井繁治、山際七司、山川市郎、淵岡駒吉、小久保喜七が外患の件、窪田象が外患及強盜の件、寺島松右衛門、霜島幸次郎、日下部正一、井村智宗、遠藤福壽、中村楯雄が、外患及爆發物取締罰則違犯の件は、俱に

各無罪且つ放免す

寺島松右衛門○前後十三人
の姓名略す

玉水常治、加納卯平、吉村太次郎は、治罪法第四百七條に依り、刑の期滿免除に至

るまで、何時にても故障を爲すことを得、但捕に就きたる時は、十日内に故障を爲すべし、

差押物件之内、外患罪の用に供したる、赤燐、硫酸加里、金硫黄、硫黄、鐵鑽、鐵葉鑽、硝子鑽、檄文、脊負籠、石炭箱、刀劍、仕込杖、強盜罪の用に供したる、刀、西洋鎗、銃、芋繩、手拭、仕込杖、提灯、蠟燭、杖、真田紐は刑法等四十三條に依り沒收す、又差押物件の内、書狀三通、電信八通、手帖一冊は大井憲太郎へ、漆入蓋物外十五點、書類六通、金三百圓、支那革匣は、磯山清兵衛へ、書狀八通は小林樟雄へ、電信三通、旅行願一通、書狀三通、手帖一冊は新井章吾へ、書狀、電信各一通、手帖一冊、金千十五圓は稻垣示へ、吹革及屬品外小道具三十七點、燻粉は田代季吉へ、電信按外三點は橋本政次郎へ、人名書一通は窪田常吉へ、電信書狀合せて六通は川村潔へ、手帖一冊は赤羽根利助へ、手帖一冊は武藤角之助へ、書狀、寫真、手帖合せて四點は景山英へ、書狀一通は山本憲へ、受賣約定書一通、鳩麥餠、帖簿、書類、曹達、餠共合せて七品は安東久次郎へ、雨衣外二十二點は長阪喜作へ、書五點は山本鹿造へ、手帖書狀共四點は氏家直國へ、書狀一通は寺島正節に、書狀三通は小久保喜七へ、書狀一通は淵岡駒吉へ、刀、錫茶壺、雨掛風呂敷は井村智宗へ、刀一本、書狀一通は中村楯

雄へ、書狀二通、手帖一冊は岩崎萬次郎へ、本箱蓋は石井快瑜へ、書狀八通は櫻井德太郎へ、書類十四通は鹽見逸刀太へ、書狀一通、金十圓は青木八重へ、電信手帖等五點は亡土屋市助の族へ、書狀一通は亡山崎重五郎の親族へ、販賣帖一冊は安井佐七へ、治罪法第三百八條に依り還付す、

明治二十年九月二十四日、第二期臨時大坂重罪裁判所に於て、檢事別府景通、堀田正忠立會宣告す、

裁判長評定官	井上操
陪席評定官	臣佐武
陪席評定官	矢野茂
裁判所書記	飯田平吉
裁判所書記	津田一郎

又本按に牽連せし、山中三次郎以下に係る強盜被告事件の宣告は、全く本件に關係せざるを以て、其宣告文を掲載せず、只従前本按に牽連せし所なるを以て其刑期のみを掲げんに、山中三次郎は有期徒刑十二年、諏訪次郎吉は重懲役十年、諏訪正太郎は同九年、齋藤兵造、渡邊得次郎は各重禁錮五年、監視一ヶ年にて

綾部覺之助は死亡したるを以て公訴消滅せし旨の言渡ありたり、
是歳、富山縣學事通報を發刊す、

〔富山縣布達〕

乙第五拾六號

郡役所、戶長役場、學務委員事務所
縣立學校、町村立小學校

〇〇〇月ヨリ、本縣學事通報ヲ發シ、其規則別紙之通ニ條、此旨相達候事、

明治十八年三月七日

富山縣令國重正文

學事通報規則

第一條 本則ハ教育諸般ノ事項及狀況ヲ〇〇處互相通シ、以テ管内教育者ノ
識見ヲ啓發シ、其注意ヲ喚起センガ爲メ設クルモノトス、

第二條 本則通報ノ期月ハ、毎年二月、五月、八月、十一月ノ四回トス、〇下

〔參考〕

〔富山縣布達〕

訓令第六十六號

郡役所 戶長役場
縣立學校 小學校

明治十八年^三乙第五十六號達、本縣學事通報規則ハ、本月三十一日廢止ス、

明治二十二年三月十六日

富山縣知事藤島正健

明治十九年

紀元二千五
百四十六年

二月^{壬辰}

十日、^辛諸會社諸市場を設立し、又は水車を使用せんとするものをして、許
可を受けしむ、

〔富山縣布達〕

甲第拾貳號

諸會社諸市場ヲ設立シ、及水車ヲ使用セントスルモノハ、縣廳へ出願許可ヲ得
ヘシ、

右布達候事、

富山縣令國重正文代理

明治十九年二月十日

富山縣少書記官木間瀬柔三

今上天皇明治十八年 十九年

〔参考〕

〔石川縣治一覽表〕

明治十年
調査

會		社	
硫黃社	富山町	養生社	小杉新町
自由社	福光町	文開社	城端町
雄文社	立野村	修好社	杉木新町
百鍊社	福野村	盟文社	今石動町
豐饒社	高岡町		

四月 卯 辛卯

二日、壬辰、射水郡放生津火あり、

〔新湊警察署調査〕

明治十九年四月二日、新湊放生津中町通高岡屋方ヨリ出火シ、山王町、紺屋町及中町ノ幾部ヲ焼失セリ、此戸數二百戸、而シテ燐失建物ノ重ナルモノハ、小學校一棟ナリ、

田圃蟲害豫防規則を定む、

〔富山縣布達〕

甲第貳拾九號
田圃蟲害豫防規則左ノ通相定ム、
右布達候事、

明治十九年四月二日

富山縣令國重正文

田圃蟲害豫防規則

第一條 豫防スベキ害蟲ハ、螟蟲、浮塵子、カゲムシ、クワン、蟬、蝸、ケハ、ク、ス、ハ、ク、カ、ル、ク、ム、シ、
ノ四種トス、

第二條 害蟲田圃ニ發生セシトキハ、其作人ハ直ニ驅除ニ着手シ、其景況ヲ戶長及勸業委員ニ報知スヘシ、

但他人ノ田圃ニ害蟲アルヲ見認タルトキモ、亦報知スルコト本文ニ同シ、
○ 申 略

第五條 前號地區内ニ於テ、害蟲蔓延ノ微アリト認ムル者ハ、直ニ戶長若クハ勸業委員ニ報知スヘシ、
○ 申 略

第十一條 第二條ノ驅除第五條ノ報知ヲ懈リ、第三條第六條ノ指揮ニ背クモノハ、一日以上三日以下ノ拘留、又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料

今上天皇明治十九年

四六三

ニ處ス、

〔参考〕

〔富山縣農會調查〕

本農會ハ明治三十二年六月二十日ヨリ六日間、東本願寺富山別院ニ於テ、害蟲驅除講習會ヲ開催シ、講師トシテ、岐阜縣名和昆蟲研究所長名和靖ヲ招聘シ、修了生百四名ヲ出セリ、同時ニ害蟲圖解ヲ作製シ、農事試験場、小學校、郡、町村農會ニ無料配布ヲ爲セリ、

五日、^{未、乙}上新川郡西水橋火あり、

〔滑川警察署調査〕

明治十九年四月五日、正午西水橋町字辻ケ堂村金泉孫三郎方ヨリ出火シ、折柄風烈シク水利悪シキ爲メ、急チ三百八十餘戸ヲ燒キ拂ヒ翌六日ニ至リ鎮火セリ、

七月 ^{壬戌}朔

十二日、^{西、癸}内務省、越中國を、第三區土木監督區署の管轄に屬せしむ、

〔法令全書〕

内務省令第十三號

府 縣 沖繩 除ク

土木監督區署官制左ノ通定ム、

明治十九年七月十二日

内務大臣伯備山縣有朋

土木監督區署官制

第一條 内務省直轄ノ工事、及府縣土木ノ事業ヲ監督スル爲メ、全國ヲ分チ土木監督區ヲ置ク、其區域名稱ハ左ノ如シ、

第三區 越後 岩代ノ内 越中 佐波 能登 加賀 越前

勅令第八十七號 抄明治三十八年三月二十八日

内務省官制中左ノ通改正ス

第十二條ノ二 内務大臣ハ必要ニ應シ地方ニ出張所ヲ置キ、直轄土木工事、並
河川、道路、港灣、及砂防ノ調査ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得、

附則

本令ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、

土木監督區署官制ハ之ヲ廢止ス、

内務省告示第五十七號

内務省官制第十二條ノ二ニ依リ、東京、新潟、名古屋、大阪ニ内務省土木出張所ヲ

置キ、別表ノ區域ニ從ヒ、直轄土木工事、並河川道路等ノ調査ニ關スル事務ヲ分掌セシム、

明治三十八年四月一日

内務大臣子爵芳川順正

(別表)

名	稱	區	域
内務省新潟土木出張所		富山縣	

外○富山縣以
は省略

飛驒ノ内 信濃ノ内 ○他は省略

[参考]

[法令全書]

勅令第八十六號

明治二十七年七月三十日

抄

土木監督署官制

第一條 地方土木事業監督ノ爲メ、府縣ヲ分畫シテ七土木監督區トス、其區域

左ノ如シ、

第三區

新潟縣 長野縣 石川縣 富山縣

是月、虎列刺病流行す、

[富山縣布達]

甲第七十四號

目下、虎列刺病流行ノ兆有之候ニ付、當分ノ中祭禮諸興行、其他人民群集スルコトヲ停止ス、

右布達ス、

明治十九年七月十九日

富山縣令國重正文

示第七拾五號

今般、當縣ヲ虎列刺病流行地ト認定セラレタリ、右告示ス、

明治十九年七月二十一日

富山縣令國重正文

[参考]

[富山縣布達]

訓第七拾七號

郡役所 戸長役場

本年五月下旬、コレラ病當縣へ輸入セシ以來、頗ル流行猖獗ヲ極メ、該病ニ罹ルモノ既ニ三千貳百有餘人ニシテ、命ヲ殞スルモノ貳千人ニ垂ントス、中ニハ父母併死シテ、遺孤飢餓ヲ告ケ、或ハ一家舉テ該病ニ斃レ、爲メニ絶家シタルモノモアリテ、其慘狀實ニ名狀スヘカラサル次第ニ有之、就テハ臨時常置委員會ニ於テ、豫防費ヲ議スルコト既ニ再度ニ及ヒ、其議定ノ金額貳萬五千餘圓ニ昇レリ、加之各町村會モ該費ヲ議定徵收シ、人民ノ負擔輕カラス候處、不幸ニシテ該病尙未終熄ノ期ニ達セサルノミナラズ、逐日猖獗ヲ逞フスルノ現況ナレハ、隨テ費用モ亦多額ヲ要シ候、就テハ目下民間困弊ノ際、默視スヘカラザル儀ニ付、稍資力アルモノハ、地方費或ハ町村費ニ對シ、各自應分ノ寄附ヲナシ、同胞救治ノ資ニ供シ候様取計フヘシ、

右訓令ス、

明治十九年八月十七日

富山縣知事國重正文

報第三拾三號

本年第三十四回傳染病患者表

右報告ス、

明治十九年八月卅一日

富山縣

明治十九年自一月一日至八月廿八日各病患者總數抄

歸	轉		總計		虎列刺	腸窒扶斯	痘	疥
	全治	死亡	未治	歸				
全治	一八二	二〇五	二七	五六〇	一一六	一一二		
死亡	一、四三九	一、四五九	四	一五二	二七	二二		
未治	一、〇七八	一、〇九九	二六	三八八	七九	六三		
總計	二、六九九	二、七六三	九九七	一、二〇〇	二、三三二	一九六		
男	一、四六二	一、五〇〇	一、二〇〇	二、〇九七	一、一〇〇	一、一〇〇		
女	一、二三七	一、二六三	九七	一、一〇〇	一二二	八六		

〔富山縣衛生第三次年報〕

傳染病患者抄

年	號	患死別	虎列刺	腸窒扶斯	痘	疥
明治十九年		患	一六、二七一	二、八八〇	一、三三九	
		死	一一、七六四	五七五	一九五	

今上天皇明治十九年

四六九

〔富山警察署調査〕

明治十九年、縣下虎列刺患者一萬六千餘人ニ達セシガ、内一萬七百餘人ノ死亡アリ、之等ノ豫防消毒費ハ、實ニ十三萬八千六百餘圓ニ達セリ、

〔富山縣布達〕

告諭第貳號

昨年虎列刺病ノ、我カ富山縣下ニ發生セシ時ニ當ルヤ、海陸檢疫ノ法ヲ嚴ニシ、消毒撲滅ノ術ヲ盡セシモ、病勢猖獗ヲ縱ニシ、遂ニ縣下一般ニ蔓延シ、實ニ患者一萬六千二百七十一名、死者一萬七百六十四名ノ多キニ至レリ、今ニシテ當時ノ慘狀ヲ回想スレハ、誰カ酸鼻セサルモノアラシヤ、○下

明治二十年五月十二日

富山縣知事國重正文

十九日、庚辰富山縣令國重正文、富山縣知事に任す、

〔富山縣布達〕

告示第七十六號

從五位勳六等國重正文

任富山縣知事

明治十九年七月十九日 宣下

右告示ス、

明治十九年七月二十三日

富山縣知事國重正文

〔參考〕

〔法令全書〕

勅令第五十四號

明治十九年七月十二日 抄

地方官官制

府 縣

第一條 各府縣ニ職員ヲ置ク、左ノ如シ、

知事

書記官

收稅長

屬

收稅屬

典獄

今上天皇明治十九年

副典獄

書記

看守長

看守副長

八月 朔 癸巳

廿六日、戊午礪波郡佐加野村火あり、

〔戸出警察分署調査〕 明治十九年八月廿六日、佐加野村ヨリ出火シ、折柄西南

ノ強風ト、且ツ消防機關ノ設備ナキ爲メ、同村六十二戸ニ延焼セリ、

十月 朔 甲午

庄川の中田橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河川名	橋名	幅長	竣工年月	摘	要
庄川	中田橋	二八九間一六 三、三三	明治十九 年十月	里道 北般若村大字上麻生新村 中田町大字上麻生村	間賃取

〔東礪波郡中田高等常小學校報告〕 中田町ト戸出町トノ間、雄神川ニ架スルヲ

中田橋ト云フ、郡中第一ノ長橋ニシテ、元中田渡トテ舟ニテ往來セシモノナル

ガ、明治十九年始メテ之ヲ架設セリ、
巡查講習所を、縣廳構内に置く、

〔富山縣巡查教習所調査〕 明治十九年十月、巡查講習所ヲ縣廳構内に創立ス、

十二月 朔 乙未

二日、甲申司法省登記所の位置を定む、

〔法令全書〕

司法省令甲第四號

登記所ノ位置、及管轄區域、別表ノ通之ヲ定ム、

明治十九年十二月二日

司法大臣伯爵山田顯義

司法省令甲第四號別表

登記所位置管轄區域表 抄

管轄廳

富山始審裁判所

登記所

富山 上大久保

上瀧

松本開

日中上野

竹内

今上天皇明治十九年

四七三

石割 神田 上市 枋山 宮路岩崎 滑川 長澤
 中名 八尾東 魚津 三日市 入膳 舟見 高岡
 戸破 堀岡新村 新湊放生津 伏木本 水見御座
 十二町 泉村 阿尾 杉木 福光 城端 井波
 權正寺 福岡 今石動 下梨

勅令第六十四號 (明治二十一年九月十五日)

治安裁判所出張所ヲ置キ、登記事務并期日ヲ定メ、裁判事務ヲ取扱ハシム、其位置及管轄區域ハ司法大臣之ヲ定ム、

司法省令甲第一號

本年、勅令第六十四號ニ依リ、治安裁判所出張所位置、及ヒ管轄區域別表ノ通相定ム、

北海道廳、及ヒ隱岐、對馬、大島、各島廳管內ヲ除クノ外、各登記所ハ治安裁判所出張所開廳ノ前日限リ廢止ス、
○別表 省略

明治二十一年十月十九日

司法大臣 伯僑 山田 顯義

司法省令第十號

各地方裁判所管內ニ、區裁判所出張所、并登記所ヲ増設シ、明治二十三年、司法省令第四號、及明治十九年、^{十二}司法省令甲第四號、登記管轄區域別冊ノ通改定ス、

但新設出張所開廳迄、其管內登記事務ハ、從前ノ管轄廳ニ於テ之ヲ取扱ハシム、

明治二十六年六月十三日

司法大臣 芳川 顯正

(別冊)

區裁判所出張所及登記所管轄區域表 抄

地方裁判所		區裁判所		出張所		登記所	
富山		富山	魚津	東岩瀬、二松、松本開、上市、滑川、八尾、長澤、	三日市、入善、舟見、泊、	高岡	小杉、新湊、氷見、
杉木新		城端、福光、井波、今石動、福岡、中田、平、					

明治二十年丁亥

紀元二千五百四十七年

今上天皇明治十九年 二十年

一日、射水郡伏木私立測候所を富山縣に屬し、富山縣伏木測候所と改稱す。

〔富山縣布達〕

告示第三十四號

伏木測候所之儀ハ、二十年度以往地方税經濟ニ屬シ候ニ付、本年四月一日ヨリ富山縣伏木測候所ト改稱スヘシ、

富山縣知事國重正文代理

明治廿年三月廿三日

富山縣書記官瀧吉弘

〔富山縣內務部勸業課調査〕

伏木測候所沿革

明治十五年、伏木町藤井能三ハ測候所ノ設立ヲ主唱シ、同志ヲ糾合シ、遂ニ區費ヲ投シテ設立ノ議ヲ決シ、翌十六年二月內務省地理局氣象臺ニ器械ノ購入ヲ委托シ、伏木燈明臺ヲ廳舎ニ充テ事務ヲ開始シ、伏木私立測候所ト稱シタリ、是レ實ニ本邦ニ於ケル私立測候所ノ嚆矢トナス、同十二月一日ヨリ假ニ成規ノ觀測ヲ開始シ、翌十七年一月一日ヨリ定時觀測ヲ實施シ、十八年一月、內務大臣

ノ認可ヲ得、同二月ヨリ東京氣象臺ト氣象電報ヲ交換シ、且ツ地理局所屬ノ測候所ト同等ノ資格ヲ以テ諸般氣象觀測ノ取扱ヲナスコトニ定メラレ、又東京氣象臺ヨリ暴風警戒電報ヲ受クルノ運ニ至リタルヲ以テ、同四月ヨリ本縣廳、富山警察署、各郡役所、及東岩瀬戸長役場ニ之ヲ通報スルコト、ナリ、十九年四月十五日伏木町ニ於テ暴風警報信號標ヲ建設シ、警報信號ヲ開始セリ、二十年四月一日、之ヲ縣事業ニ移シ、富山縣伏木測候所ト改稱ス、而シテ同八月勅令第四十一號ヲ以テ、氣象臺測候所條例ヲ發布セラレ、地方測候所ノ費用ハ所在地ノ地方費ヨリ支辨スヘキコト、ナリ、同十月內務省告示第四號ヲ以テ、地方測候所ノ位置ヲ富山縣伏木ニ定メラレタリ、廿五年七月地方天氣豫報ヲ發布スルコトトナリシヲ以テ、之ガ豫報ヲ實施シ、廿六年四月一日ヨリ全國天氣豫報ト共ニ伏木地方天氣豫報ヲ發布シタリ、而シテ伏木町ニハ暴風信號標柱ヲ利用シテ、規定ノ天氣信號旗ヲ掲ケ、本縣廳ニ電報シ、縣設揭示場及ヒ富山市內巡查交番所ニ揭示シ、又各新聞社ニ掲載シテ普及ヲ計リタリ、又同月ヨリ管内氣候調査ノ爲メ、縣下各郡役所ニ郡費ヲ以テ氣象觀測器械ヲ設備セシメ、毎日午前十時、午後二時ノ二回觀測ヲ行ハシム、二十七年地震計拮付ノ計畫成リ、四月

一日ヨリ震災豫防調査會ヨリ正午時報ノ爲メ最寄電信局測候所間ニ電話線ヲ架設セラレ、同十二月地震計室ヲ構内ニ建設シ、地震計ノ据付ヲ行ヒ、二十八年二月一日ヨリ觀測ヲ施行シ、同六月暴風警報ハ更ニ下新川郡泊町及礪波郡役所ニ通知シ、廿九年四月ヨリ管内觀測所ハ分郡ノ結果、七個所ニ増加シタリ、三十年四月、神通川出水豫報ノ爲メ、上流ノ氣象ヲ知ルノ必要ヲ認メ、岐阜縣ニ交渉シテ、船津警察署ニ氣象觀測ヲ囑託シ、又同七月下新川郡魚津町、中新川郡滑川町、水見郡水見町ニ、八月上新川郡東岩瀬町ニ、縣立暴風信號標ヲ設置シ、取扱人ヲ置キテ、揚卸ヲ開始シ、縣廳及ヒ下新川郡泊町ニ於テ之ヲ揭示ス、三十五年四月、郡費支辨ノ管内觀測所ヲ全廢シ、同月本縣訓令甲第四十二號ヲ以テ、管内氣象觀測規程ヲ定メ、新ニ上新川、下新川、西礪波ノ各郡役所、縣農事試驗場、及農學校並八尾分校ニ觀測主任ヲ、中新川郡立山村大字芦峯寺ニ觀測員ヲ置キ、管内氣象觀測機關ノ整理ヲ行ヒ、同五月本所及管内觀測所ニ於ケル觀測成蹟ヲ編輯シ、富山縣氣象報ヲ毎月發刊シテ、官公署學校ニ頒布シ、以テ應用上ノ參考ニ資スルコトトナシ、三十六年下新川郡泊町ニ町立暴風警報信號標ヲ設置シ、四十年四月下新川郡舟見町ニ觀測所ヲ増置シタリ、

上新川郡滑川町火あり、

〔滑川警察署調査〕 明治廿年四月一日正午、滑川領家町柿澤善次郎方ヨリ出火シ、五百餘戸ヲ燒失セリ、

二十一日、丙富山荒町火あり、

〔富山沿革志〕 明治二十年四月二十一日、午後二時十五分、荒町杉坂榮藏ノ家ヨリ出火ス、時ニ西南ノ風アリテ、全燒人家八百一戸、明家四十六戸、倉庫七棟、納屋四十二棟、劇場一所、電信柱三本、潰家三十四戸ニシテ、四時十分鎮火ナリ、是レ皆一昨年五月烏有ニ歸シタル所ニシテ、今復タ此ノ災厄ニ罹ル、其ノ慘狀實ニ言フニ忍ヒサル者アリ、

〔參考〕

〔富山縣布達〕

告諭第壹號

縣下火災ノ多キ、明治十七年以降二十年ニ至リ、既ニ四百九拾貳回ニシテ、家屋ノ燒失セシモノ、壹萬壹千三百〇四戸ナリ、其貴重ノ財産ヲ灰燼ニ付シ去リシハ幾許ソヤ、當時ノ慘狀ヲ回想スレハ、誰カ酸鼻セサルモノアラシヤ、火災ノ恐

ルヘキ實ニ如此、豈ニ恒ニ之レヲ防グノ設備ナカルベケンヤ、如斯慘憺猛烈ナル災害ノ延蔓ヲ防遏スルノ策、一ツハ家屋ノ建築ニ據ルト雖トモ、要スルニ消防組ヲ設立シ、其器具ヲ充實スルニ外ナラサルヘシ、故ニ消防組ノ設ケアル町村ハ、益其器具ノ充實ヲ謀リ、其設ケナキモノハ、明治十七年八月、甲第九拾七號ヲ以テ布達シタル、消防取締規則ノ趣旨ニ依準シ、速ニ豫備ノ充實ヲ勉メ、時ニ臨テ悔ヒナカラシムコトヲ望ム、

明治二十一年二月九日

富山縣知事國重正文

二十八日、^案家屋制限規則を定む、

〔富山縣布達〕

縣令第四拾八號

上新川郡及婦負郡

富山市街並ニ右市街ニ接續スル村

火災豫防ノ爲家屋制限左ノ通相定ム、

明治二十年四月二十八日

富山縣知事國重正文

一 國道及防火線ノ兩側、並防火線内ニ孕メル町村ノ、家屋納屋等ノ家根ハ、明治

二十年七月ヨリ明治二十五年七月迄ノ内、瓦葺ニ改修スヘシ、

一 前項ノ外ニ係ル一般ノ家屋納屋等ノ家根ハ、明治二十年七月ヨリ明治三十年七月迄ノ内、瓦葺ニ改修スヘシ、

一 總テ土藏ノ家根ハ、明治二十年七月ヨリ明治二十三年七月迄ノ内、瓦葺ニ改修スヘシ、

一 新ニ建築スル家屋土藏納屋等ノ家根ハ、前各項ノ年限ニ係ハラズ、總テ瓦葺ニ爲スヘシ、

一 家屋土藏納屋等ノ家根ヲ瓦葺ニ爲スルハ、同時ニ周圍ノ壁土ヲ厚サ二寸以上ニ爲スヘシ、

一 家屋土藏納屋等ノ周圍ノ壁ハ板ヲ除ク外、蕙菰杉皮等ノ燃質物ヲ以テ覆フコトヲ得ス、

但本文ノ燃質物ヲ以テ從來覆ヲ爲シタルモノハ、本年七月限取除クヘシ、
一 蕙菰杉皮等ノ類ヲ以テ、一時雪覆ヲ爲スハ苦シカラスト雖モ、前年十月ヨリ翌年三月限トス、

〔參考〕

今上天皇明治二十年

〔富山縣警察部保安課調査〕

火災豫防ノ爲メ、明治二十年六月九日富山縣令第七十號ヲ以テ、家屋建築規則ヲ定メ、市街地ニ之ヲ施行シ、同二十七年十月四日富山縣令第五十四號ヲ以テ、建物制限規則ヲ發布シ、富山市高岡市及射水郡伏木町ニ之カ施行ヲ命令セリ、同三十一年九月三十日、富山縣令第五十七號ヲ以テ、明治二十六年縣令第七十號家屋建築規則及同二十七年縣令第五十四號建物制限規則ヲ廢シ、更ニ市街地家屋建築規則ヲ發布シ、重ナル市街ニ之ヲ適用シタルカ、同三十二年八月、富山市ニ大火災アリ、依テ同九月一日ヲ以テ富山縣令第五十一號建物制限規則ヲ定メ、同時ニ明治三十一年縣令第五十七號市街地家屋建築規則ヲ廢セリ、該建物制限規則發布ノ翌三十三年六月、高岡市ニモ亦大火災アリ、爾後一層該則ノ勵行ヲ期シタル結果、漸次兩市及其ノ他ノ市街地ニ於ケル家屋建築ノ改良ヲ見ルニ至リタリ、

以上ハ本縣ニ於ケル、家屋制限及建築沿革ノ大要ニシテ、該則ノ施行方ニ付テハ、罹災後ノ假家屋ニ對スル、一時的縣令等ヲ發布セシコト數回アリシモ、之ヲ省略セリ、

五月 朔 寅

十八日、^未小學校生徒の服裝を改めしむ、

〔富山縣布達〕

訓令第八十四號

郡役所 戶長役場 小學校

小學校生徒ハ、平常椅卓駢列ノ間ニアリテ、各種ノ學業ヲ受ケ、或ハ體操科ヲ修ムル等、常ニ其衣帶ヲ輕便ニスルハ、最モ緊要ノ儀ニ有之、殊ニ高等小學校ニ在リテハ、隊列運動ヲ課スヘキ規則ナレハ、從來ノ如ク長袖和袴ニテハ、到底其業ヲ修ムルニ適セサレハ、今ヤ生徒ノ服裝ヲ改良スルコトノ、止ムヘカラサルノ時機ニ際會セリ、然ルニ若シ其裁縫區々ニ涉ルトキハ、獨リ其觀ヲ惡フスル而已ナラズ、中ニハ動作ニ不便ナルモノモ可有之候條、自今小學校男生徒ノ着服ハ、漸次左ノ雛形ニ準據調製候様、誘導勸奨スヘシ、

追テ小學校生徒ノ内、從來ノ風習ヲ襲ヒ、今以テ結髮又剃髮ヲナスモノアリ、右等ハ衛生上其害不少儀ナレハ、開明ノ時運ニ際シ、主トシテ改良セシムヘキ筋ニ候條、自今都テ尋常斯髮ニ相改候様、併セテ誘導スヘシ、

今上天皇明治二十年

四八三

今上天皇明治二十年

明治二十年五月十八日

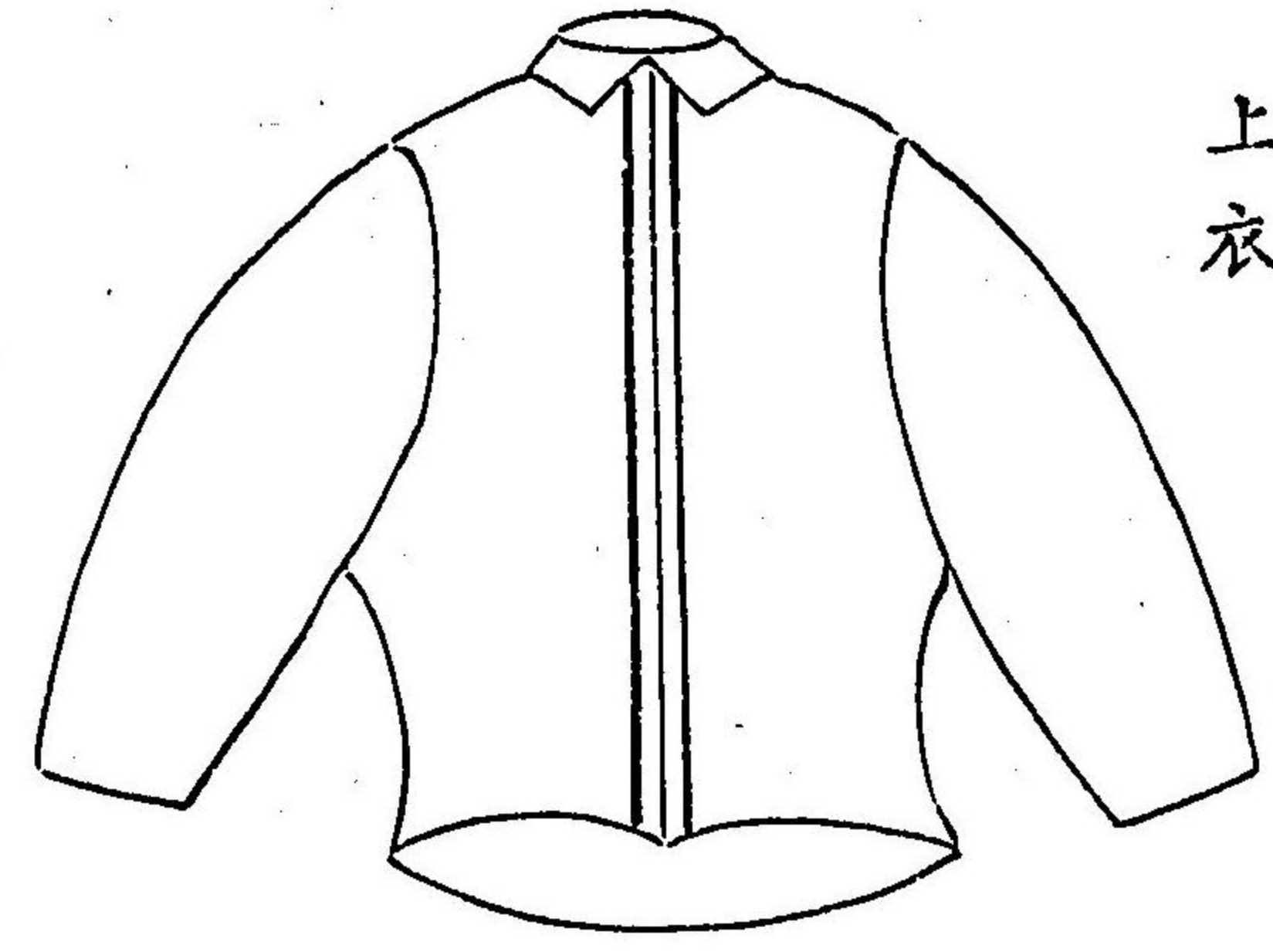
富山縣知事國重正文

四八四

上衣袴木綿小倉
冬衣紺色 夏衣鼠色
帽黒羅紗

上衣

前



後

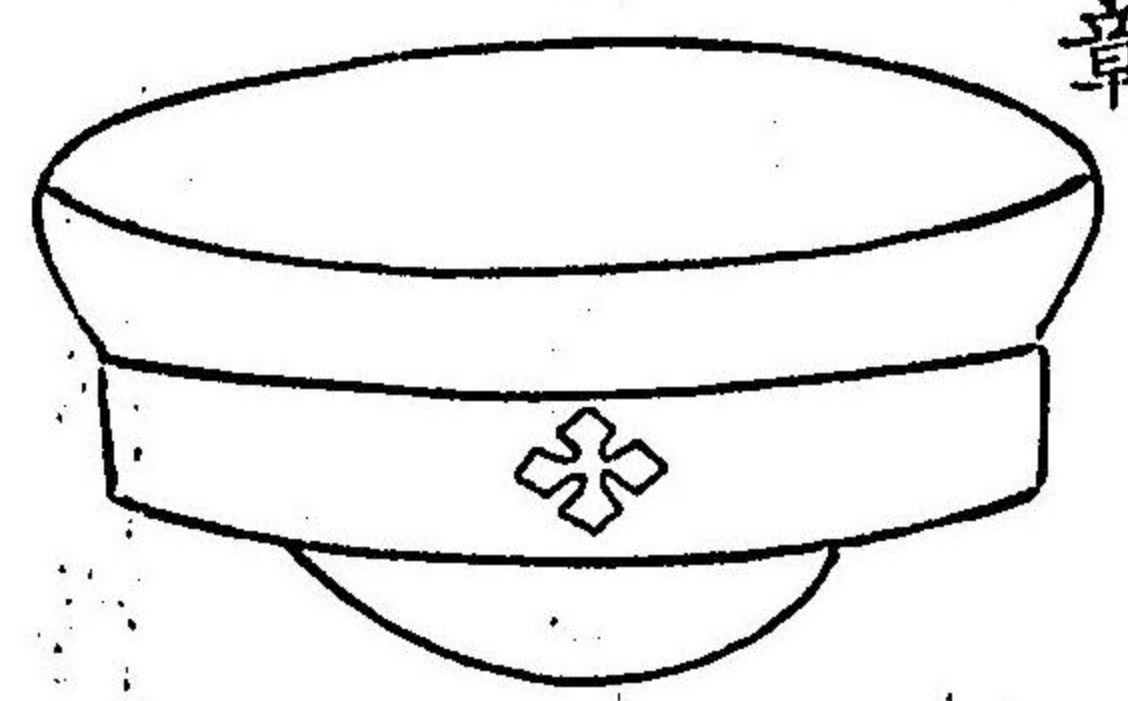


同

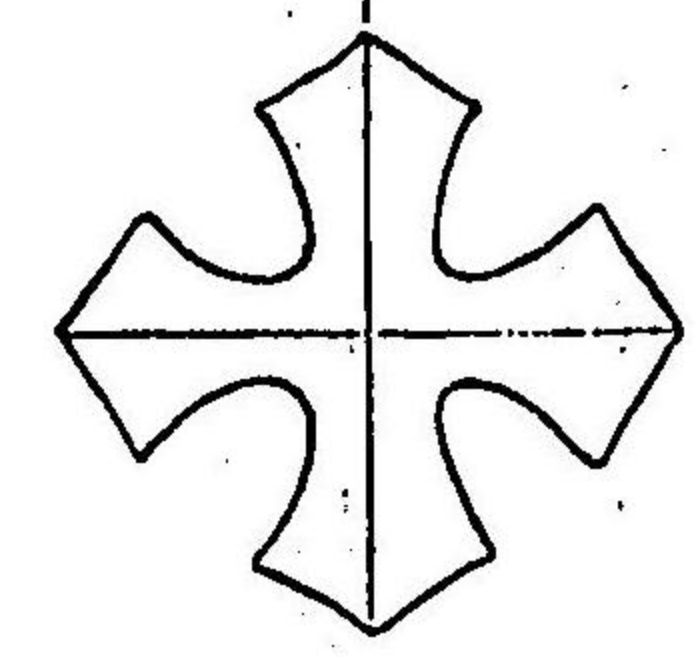
今上天皇明治二十年

同前章
眞鍮

帽



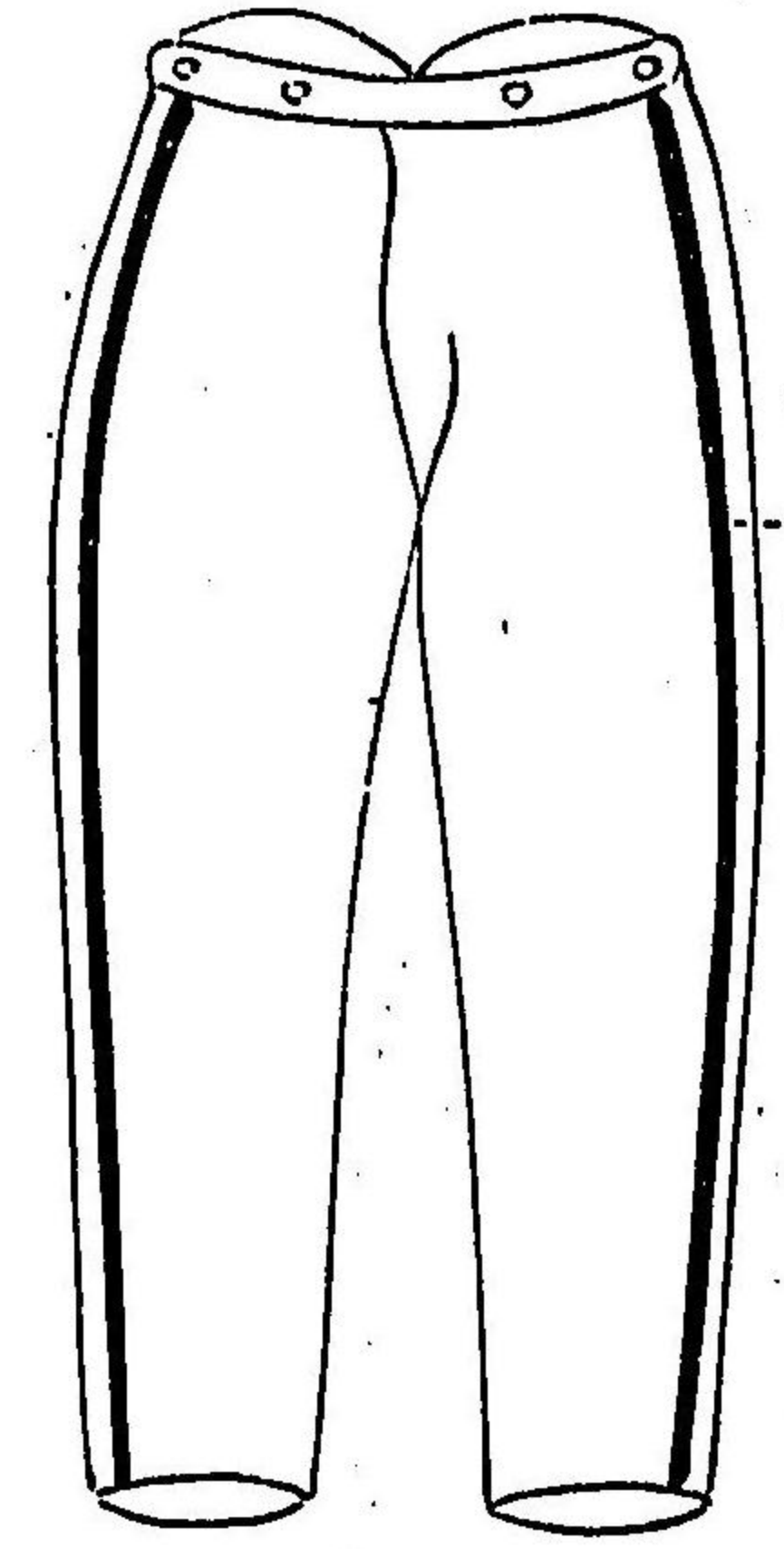
帽前章縱横各八步



四八五

級長ヲ置クトキ袖印赤筋巾二步

赤筋巾一步



二十三日、子、戌尋常師範學校構内に、幼児保育場を設く、

〔富山縣布達〕

告示第五拾八號

今般、泰西幼稚保育ノ方法ニ倣ヒ、本縣尋常師範學校構内ニ於テ、幼児保育場ヲ設ケ、該場假規則別紙ノ通相定メタリ、

明治二十年五月廿三日

富山縣知事國重正文

○別紙

富山縣尋常師範學校幼兒保育場假規則

一設置ノ目的

本場ハ、蘇倫道德ヲ本トシテ、幼兒ヲ保育シ、家庭教育ヲ裨ケ、小學教育ノ基礎ヲナスヲ以テ目的トス、

一保育ノ課程

第一條 保育ノ課ハ、會集修身ノ話、庶物ノ話、木積立、板排ヘ、箸排ヘ、豆細工、珠繫キ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取り、紙剪リ、畫キ、方數ヘ、方讀ミ、方書キ、方唱歌、遊嬉トス、略○下

〔參考〕

〔富山縣師範學校一覽〕

附屬幼稚園ハ、明治二十年六月、新築落成シタルモノニシテ、之レヲ本縣幼稚園ノ嚆矢トス、而シテ此ノ建物ハ、同三十二年本館改築敷地取廣メノ爲メ、現今ノ箇所ニ移築シタリ、同年三月同園ハ一旦廢止シタリシカ、同三十四年四月ヨリ再興シ、以テ今ニ至レリ、

六月丁酉

是月、富山市内の火防用水路工事成る、

〔富山市沿革志〕

明治二十年六月、火防線路ノ工事了ル、其ノ第一線路ハ、幅七間〇尺長サ六町五十七間ニシテ、其ノ第二線路ハ、幅上ニ同シク、長サ十五町十間ナリ、原泉混々トシテ乾涸ノ憂ナク、流勢廻々トシテ沮滯ノ狀ヲ見ス、亦以テ當初設計ノ差ハサルヲ知ルニ足レリ、

〔上新川郡蜷川尋常小學校報告〕

明治二十年ノ頃、土川ヨリ分水シテ一條ノ川ヲ開鑿シテ、富山市内ノ防火用ニ供ス、

今上天皇明治二十年

四八七

〔參考〕

〔富山市沿革志〕 明治二十六年八月、東堤町ヨリ新川原町ニ至ル、火防道路成ル、道幅五間ニシテ其ノ長サ三百十四間ナリ、

八月 戊戌

二十七日、^甲本縣師範學校内に、教育品批評會を開設す、

〔富山縣布達〕

告示第六拾五號

本縣尋常師範學校内ニ於テ、左ノ規程ニ基キ、來ル八月二十七日ヨリ向フ五日間、教育品批評會ヲ開設ス、

但本會ハ縱覽ヲ許ス、

明治二十年七月二日

富山縣知事國重正文

教育品批評會規程

第一條 本會ハ、教育ノ改良上進ヲ計ランカ爲メ、教育ニ關スル物品ヲ蒐集陳列シ、以テ學校生徒ノ競争心ヲ振起シ、公衆ノ智識ヲ啓發スルヲ以テ目的トス、

第二條 本會ノ物品ハ、縣立學校並小學校生徒ノ作文算術圖書習字裁縫實業

科ニ屬スル製品、及授業用器械器具、標本校舎圖面學校沿革誌學校諸表簿學事統計並ニ授業案ノ製法學校管理上ニ屬スル方法等トス、

但本文授業器械器具、標本等苟モ職員ノ自製ニ係リ又ハ實業科ニ屬スル製品等ノ類ハ、其精粗ヲ問ハス、可成出品センコトヲ要ス、

第三條 作文算術圖書習字裁縫ノ出品物ハ、各郡ヲ數區ニ分チ生徒ヲ集合シ學務課僚臨監ノ上、之ヲ調製セシメ、其他ハ適宜出品セシムルモノトス、○下

告示第七拾貳號

教育品批評會ハ、來ル九月三日マテ、延期縱覽ヲ許ス、

明治二十年八月三十日

富山縣知事國重正文

九月 己丑

三十日、^{戊戌}礪波郡石崎和善及ひ同郡谷村友吉、藍綬褒章を賜はる、爾後受領者八名に及ぶ、

〔富山縣知事官房調査〕

富山縣越中國礪波郡福光村 石崎 和善

今上天皇明治二十年

四八九

越中國礪波郡福光村ヨリ、高窪村ニ至ル道タル、險惡狹隘ニシテ、運輸ノ不便ナルヲ愛ヒ、之カ開鑿ヲ企圖スルノ際、鷹野徳右衛門ノ、加賀國河北郡彌勒繩手村ヨリ、福光村ニ達スル、道路ノ開鑿ヲ經畫スルニ會シ、協心戮力私財一千圓ヲ棄捐シ、明治十七年九月遂ニ其効ヲ奏スルニ至ル、其成蹟著明ナリトス、依テ明治十四年十二月七日、勅定藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス、

明治二十年九月三十日

富山縣越中國礪波郡福光新町村 谷村 友吉

前項同文

明治二十年九月三十日

富山縣越中國礪波郡五位山村長 田畑 康和

資性廉正、明治五年戸長副戸長等ノ職ヲ奉シ、能ク治シ難キノ町村ヲ治メ、町村制實施ノ際、村長ニ舉ラレ、地方制度ノ主旨ヲ體認シ、専ラ自治ノ發達ヲ計リ、多年公同ノ事務ニ誠實勤勉シ、其勞効顯著ナリトス、○以下前文に同し

明治二十五年七月八日

富山縣越中國射水郡打出本江村助役 小野孫三郎

資性廉正、明治六年戸長副戸長等ノ職ヲ奉シ、能ク治シ難キノ町村ヲ治メ、町村制實施ノ際、助役ニ舉ラレ、地方制度ノ主旨ヲ體認シ、専ラ自治ノ發達ヲ計リ、多年公同ノ事務ニ誠實勤勉シ、其勞効顯著ナリトス、○以下前文に同し

明治二十五年七月八日

富山縣越中國上新川郡東三郷村長 佐々木兵三郎

資性廉直、一郷ノ屬望スル所トナリ、夙ニ十村役トナリ、尋テ戸長ノ職ヲ奉シ、町村制實施ノ際、古稀ノ老體ヲ以テ村長ニ舉ラレ、任期滿ルモ仍ホ再撰セラレ、能ク地方制度ノ主旨ヲ體認シ、専ラ自治ノ發達ヲ圖リ、原野ヲ開墾シ、流氓ヲ移殖シ、水患ヲ防禦シ、部民ヲ調和スル等、四十有餘年公同事務ニ誠實勤勉シ、其勞効顯著ナリトス、○以下前文に同し

明治廿六年十二月八日

富山縣越中國射水郡伏木町大字伏木本町 藤井 能三

資性孝順、父ノ遺志ヲ繼ギ、心ヲ公益ニ注キ、率先私費ヲ投シ、教師ヲ聘シテ、學校ヲ設立シ、大ニ教育ノ普及ヲ圖ル、是ニ於テ射水礪波二郡、靡然風化四十餘校踵テ起リ、皆則ヲ茲ニ取ルニ至ル、又伏木港ニ海路標ナキヲ愛ヘ、有志ヲ勸誘シ、燈

臺ヲ建築シテ、始テ定期航海ノ便ヲ通シ、天田越ノ險峻ニシテ行旅ノ艱難ナルヲ慨キ之カ鑿平ヲ主唱シテ、加越間陸路ノ運輸ヲ開キ、其他救濟賑恤等ノ爲メ費ス所尠トセス、洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ、成績著明ナリトス、○以下前文に同じ

明治廿七年二月廿一日

元富山縣越中國射水郡伏木町長 中谷隆風

資性温良、夙ニ村政ニ從ヒ、尋テ郡衙ニ奉職シ、明治二十六年本町長ニ舉ケラレ能ク自治ノ發達ヲ圖リ、諸理ヲ整理シ民心ヲ調和シ、力ヲ道橋ノ改築河港ノ浚渫ニ竭シ、以テ運輸交通ヲ便ニシ、殊ニ二十八年虎列拉病流行ノ際、町民ヲ啓誘シテ最先避病院ヲ修築シ、銳意專精寢食ヲ忘レ、檢疫ニ從事シ、吏員ヲ鼓勵シ、患者ヲ厚遇シ、指示監董宜キヲ得、其施設スル所一地方ノ模楷ト爲ルニ至ル、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、○以下前文に同じ

明治三十一年四月二十九日

富山縣越中國西礪波郡植生村長 太田信岑

資性謹厚、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ、町村制施行以來、再三選マレテ村長ト爲リ、能ク地方制度ノ旨ヲ體認シテ、自治ノ發達ヲ圖リ、最モ力ヲ救荒賑恤ニ竭シ、又

五箇山ノ特産タル、煙硝ノ製造ヲ擴張シ、貧民ノ生業ヲ裨ケ、教員ヲ養成シテ學事ヲ奨メ、其他道路ヲ開鑿シ、惡疫ヲ豫防シ、養蠶ヲ勸誘スル等、克ク其職ニ稱ヒ諸務齊整處民安輯ス、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、○以下前文に同じ

明治三十一年十一月二十三日

富山縣越中國上新川郡蜷川村長 黒越六平

資性温和、夙ニ村政ニ從ヒ一郷ノ望アリ、町村制施行以來、再選マレテ村長ト爲リ、能ク地方自治ノ發達ヲ計リ、殊ニ學校ノ設備ヲ完成シ、農事ノ改圖ヲ誘掖シ道路橋梁ヲ修理シテ、運輸交通ニ利便ヲ與ヘ、其他衛生ノ組織ニ、基本財産ノ増殖ニ、窮民救恤ノニ、皆克ク力ヲ竭シ、鞅掌多年諸務整飾シ、衆民輯和ス、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、○以下前文に同じ

明治三十六年六月十二日

富山縣高岡市長射水郡横田村長 堀 二作

夙ニ村務ニ從ヒ聲望アリ、町村制施行ノ際組合村長、尋テ横田村長ニ舉ラレ、高岡市長ヲ兼攝任滿ルモ再ヒ膺選シ、能ク自治ノ發達ヲ圖リ、最モ心ヲ實業ノ振作ニ注キ、耕地ヲ整理シ米質ヲ改良シ、工藝學校物産陳列場等ノ設立ニ盡瘁シ、

其他教育ヲ勵マシ惡疫ヲ防キ、基本財産ヲ増殖シ、殊ニ明治廿九年、千保川洪水及同三十三年、市内大火災ニ際シテハ、日夜奮勵復舊工事ニ幹旋盡力シ、施設經營宜シキヲ得、居民ヲシテ其塔ニ安ンセシム、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、○以下前文に同じ

明治四十年五月十六日

十月己亥朔

一日、己亥射水郡伏木町火あり、

〔伏木警察分署調査〕

明治二十年十月一日伏木湊町、出村磯次郎ヨリ出火、焼失家屋等四百餘戸ニ及ヒ、焼死者二名アリ、

二十一日、己未下新川郡宮崎村火あり、

〔下新川郡宮崎村小學校報告〕

明治二十年十月二十一日宮崎村、佐田長助ヨリ失火シ、戸數九十戸餘ヲ焼失ス、

是月、文部大臣森有禮巡視す、

〔富山縣立中學校一覽〕

明治二十年十月卅日、森文部大臣巡視セラル、

十一月庚午朔

二十二日、辛卯縣會議事堂の竣工式を行ふ、

〔富山市沿革志〕

明治二十年十一月二十二日、富山縣會議事堂四月起工ノ竣工式ヲ舉行セラル、回顧スレハ富山縣ヲ置レシヨリ以來、茲ニ五年ノ星霜ヲ經過シ、縣會ヲ開設スル毎ニ、社寺若クハ學校ヲ假用シ、其ノ不便言フヘカラサル者アリタリキ、然ルニ輪奐見ルヘキノ議事堂ヲ建造ス、將來議事ニ便益ヲ與フル豈ニ鮮少ナリト爲サンヤ、

〔富山縣内務部地方課調査〕

縣會議事堂ハ、明治二十年縣廳ノ門前濠ヲ隔テ、工費總額金一萬千九百六十六圓三十七錢二厘ヲ以テ新築セシカ、三十二年ノ火災ニ於テ、縣廳舍ト同シク類焼ノ災厄ニ罹リタリ、其後久シク縣廳舍ノ一部ヲ以テ之ニ充テ、四十一年同構内ニ工費總額金十二萬三千二百二十六圓ヲ以テ、階下三百九十九坪五合、階上三百五坪九合ノ建築ニ着手セリ、

是歲、痘瘡及ひ腸窒扶斯流行す、

〔富山縣衛生第三次年報〕

傳染病患者

年 號	患死別	腸 窒 扶 斯	痘 瘡
明治二十年	患	二、五〇四 _人	五、二三四 _人
	死	四五七	一、一四五

〔富山縣布達〕

訓令第三拾壹號

郡役所 戶長役場

一昨十九年一月、天然痘患者ノ本縣下ニ現出セシ以來、歲ヲ踰エ四時ニ亘リテ流行シ、今ニ全ク終熄ノ域ニ造タラス、而シテ前二ケ年間ニ於ケル、患者總數五千九百七十五人、死亡千三百七十六人ニシテ、百人中死亡ノ比例ハ實ニ二十七八五分二厘ニ該レリ、然レモ天然痘ヲ以テ彼ノ虎列刺病ニ比スレハ、其病性ノ猛劇ナラサルト、一時死亡ノ少數ナルヨリ、人々之ヲ畏怖スルノ念慮ヲ抱カサルモ、此ノ如クニシテ今後數年間、尙ホ終熄セサルハ、累年ノ患者死亡ヲ擧ケ

テ積算シ、彼ノ虎列刺病ニ倍蓰スル所ノ、多數ニ上ホランモ測リ知ルヘカラス、頃日ノ官報ニ據ルニ、清國香港ニ於テ天然痘ノ流行益猖獗ヲ極メ、去月十四日ヨリ同二十一日ニ至ル、僅々一週間内ニ、該病ニ罹リ死亡セシ者、遂ニ八十三人ノ多キニ達シタリト云フ、抑モ天然痘ノ病性タル、假令其流行一時屏息シテ、患者ノ跡ヲ絶ツニ至ルモ、殘毒冥々ノ中ニ潛伏シテ、再ヒ傳染ノ勢ヲ逞フスルヤ、宛モ枯木ノ春ニ遇フテ、萌芽ヲ發生スルカ如キ者タリ、況ンヤ該病傳播ノ好時節ナルニ於テヤ、且ツ夫レ香港ト我邦橫濱及ヒ其他各港トハ、交通頻繁ノ土地ナルニ因リ、文書ノ往復又ハ如何ナル媒介ニ由リテ、病毒ヲ齎シ來ルヤモ、亦測リ知ルヘカラサルヲ以テ、此際速ニ春季種痘所ヲ開設シ、一層種痘ヲ普及セシムベキ様、充分計畫セラルヘシ、

明治二十一年二月十五日

富山縣知事國重正文

改進自由兩黨有志、聯合懇親會を富山に開き、憲法發布、地租輕減等の建議案を議す、

〔富山警察署調査〕

明治二十年十月、改進黨島田孝之、大橋十右衛門、田村惟昌、

山野清平等、自由黨南磯一郎、野崎榮太郎、金瀬義明、菅原滋治、島崎良太郎ト共ニ

今上天皇明治二十年

四九七

富山ニ於テ兩黨聯合縣下有志大懇親會ヲ開ク、會スル者二百餘名、憲法發布、地租輕減、集會言論ノ自由ニ關スル件ヲ議シ、政府へ建議ノ決議ヲ爲セリ、

〔富山日報〕 明治二十年十月十九日

明治二十年十月君以下田孝之は大に時事に感ずる處あり、同志の士田村安念、菅野等と相謀り、富山縣會議員一同發起人となりて、管内有志者の大懇親會を富山に開けり、會するもの三百名なりき、當時地方の改進自由の兩黨は嫉視反目水火相容れず、氷炭相反するの極、鵝蚌の恐を演せんとするを見て、○中此會ありしなり、當時君は發起人總代として憲法發布、地租輕減集會言論の自由に關する意見を述へて、政府に陳情せんことを諮る、滿場拍手して之を賛す、○中翌日君は五郡の有志者數十名を神江畔の對青閣に會して、上書に關して議する處あり、衆議共起草を一に君に托せしも、惜い哉其手續に就きて異論を發せり、異論とは何ぞ甲は之を請願とせんと主張し、乙は之を建白とせんと論じ、議双々相固執して下らす、蓋し請願は當時内閣に提出すへきものにして、射水地方の自由黨員之を唱道し、建白は元老院に提出すへきものにして、君及君の同志者之を主張せしなり、議遂に協はす分裂を見るに至れり、君は建白を起草し

全管五郡の同志二十餘名を代表して上京することとなりしか、當時臨時縣會開會中なりしを以て、翌春を以て發程するに決せり、○中君の東都に達せしは二十一年一月の十五日なりき、保安條例の餘燼尙さめず、都下の人心恟々たり、君旅裝を解くや、先づ直に元老院議長大木喬任伯を其官邸に訪ふて、建白の趣旨を親しく陳陳し、夜の十二時を報するに及んで歸宿せりと、

〔高岡市高等小學校報告〕

明治二十年十二月集會言論ノ自由及ヒ地租輕減ノ三事ヲ政府ニ建議スル爲メ、縣下五郡ノ有志千二百七十七名ヲ代表シ、野崎榮太郎(射水郡佐)金瀬義明(射水郡橋下)ノ兩名建白ヲ携ヒ上京シ、元老院ニ呈出シタリ、
明治二十二年(月不詳、八月ヨリ十月ノ間)縣下有志二千九百五名ノ連署シタル條約改正中止ノ建白書ヲ携ヘ、堀二作(射水郡横)中西哲成(射水郡海)阿波加修造(新津川郡魚)右總代トシテ上京、元老院ニ呈出セリ、
明治二十二年十月縣下同志五千五百六十四名ノ連署シタル條約改正中止ノ建白書ヲ携ヘ、南磯一郎(射水郡佐)金武央(射水郡下)島崎良太郎(上新川郡)ノ三名總代トシテ、上京同月十八日ニ之レヲ元老院ニ呈出シ、且ツ議官山口(尙芳)ニ面

シ、其ニ事由ヲ陳シ、尙ホ他ノ議官ノ私邸ヲ叩キ其利害ヲ説ケリ、

〔中越明覽〕 明治二十二年大隈外務大臣條約改正案に關して、世論紛起し、非難の聲と賛成の聲は斷行中止の二派に別れ、争ふて政府に上書建白するに至れり、君孝之、島田は之を賛し、速に改正斷行を請ふの建白を元老院に捧げたり、

氷見郡藪田村等に「セメント」工場の創設あり、

〔氷見郡役所調査〕 本縣ニ於ケル「セメント」製造ハ明治二十年ヲ嚆矢トス、當時郡内灘浦一帯ノ岩石中天然ニ「セメント」成分ノ含有スルヲ知ルヤ、島丸伯爵藪田村大字杉泊宇波村大字宇波脇方ノ各村ニ工場ヲ設ケ、盛ニ之ヲ製出セシカ、其後廢業シタルヲ以テ、大東セメント株式會社之ニ代リ、泊ノ一工場ニテ同事業ヲ開キタリ、然ルニ之レ又卅八年十一月廿九日ニ至リ廢業シタルヲ以テ、卅九年十二月四日、三越セメント株式會社又更ニ其後ヲ承ケ業ヲ創メ、今日ニ及ブ、現在蒸汽機關三十馬力ノモノヲ用ユ、

明治二十一年戊子 紀元二千五百四十八年

四月 壬寅朔

九日、庚辰、馬場道久等、海防費を獻金し、黃綬章を授けらる、爾後受領者八名に

及ふ、

〔富山縣知事官房調査〕

- 金 五 千 圓 上新川郡東岩瀬町平民 馬場道久
- 金 千 五 百 圓 下新川郡泊 町平民 小澤與三
- 金 千 三 百 圓 富山市東四十物町平民 中田清兵衛
- 金 千 圓 富山市袋町平民 關野善次郎
- 金 千 圓 上新川郡東岩瀬町平民 森 正太郎
- 金 千 圓 下新川郡泊 町平民 伊東祐寛
- 金 千 圓 射水郡堀岡村平民 竹脇茂三郎
- 金 千 圓 射水郡伏木町平民 八阪金平
- 金 千 圓 高岡市守山町平民 正村義太郎

愛國ノ衷情ヲ表陳シ、防海ノ事業ヲ贊助シ、金圓獻納ス、依テ明治二十年五月二十三日、勅定ノ銀製黃綬褒章ヲ賜ヒ、茲ニ之ヲ表彰ス、

明治二十一年四月九日

十四日、乙卯、上新川郡東水橋町火あり、

今上天皇明治二十一年

〔滑川警察署調査〕

明治二十一年四月十四日午前二時、東水橋新大町松下次郎太方ヨリ出火、八十餘戸ヲ燒失ス、

十七日、戊午、高岡町火あり、

〔高岡市沿革志〕

明治二十一年四月十七日正午、定塚町字城道ナル五十里築次郎ノ家ヨリ出火シ、八百戸許ヲ燒失ス、是ヨリ定塚町道幅ヲ擴張シ、町端ニ至ルマテ之ヲ直線ノ道路トナセリ、

二十七日、戊辰、上新川郡三日市村火あり、

〔上市警察分署調査〕

明治二十一年四月二十七日夜、音杉村大字三日市村黒田健次郎方ヨリ出火シ、北風烈シカリシ爲メ、上市町字熊野町ニ飛火シ、九十八戸ヲ燒失ス、

六月癸卯朔

五日、丁未、衛生組合準則を定む、

〔富山縣法規類聚〕

訓令第九十九號

郡役所 戸長役場

衛生普及ノ爲メ、町村衛生組合準則設定候條、土地ノ狀況民俗習慣ニ依リ、便宜斟酌シ施行候機取計フベシ、但、但追テ組合設定候上ハ、其區畫及規約等ハ報告スベシ、

明治二十一年六月五日

富山縣令國重正文

市町村衛生組合準則

第一條 市町村内、各自ノ健康ヲ保持増進センカ爲メ、衛生組合ヲ設クルモノトス、

第二條 衛生組合ハ、市町村内ニ於テ、十戸乃至二十戸ヲ以テ組合區畫トシ、之ヲ設クルモノトス、

但、土地ノ情況ニヨリ、數町村ヲ併ハセ、又ハ其範圍ヲ伸縮スルヲ得、

第三條 毎組合ニ組長一人ヲ置キ、組合内取締ヲ爲サシムベシ、〇下略

十月乙巳朔

十四日、戊午、私立富山縣教育會、發會式を舉ぐ、

〔富山縣教育會調査〕

明治二十一年十月十四日、私立富山縣教育會發會式ヲ舉行シ、前後六ヶ年ニシテ解散セリ、本會ハ時々各郡市ニ部會ヲ開キ、又施設事業ノ一トシテ、私立富山縣教育會雜誌ヲ發行シ、二十一年ヨリ二十六年ニ至マ

テ三十三回ニ至リ廢刊ス、

各郡市教育會創立

- 富山市 二十八年十二月八日
- 高岡市 三十年十一月十六日
- 上新川郡 三十二年二月
- 中新川郡 三十一年六月五日
- 下新川郡 三十一年七月
- 婦負郡 二十九年五月十六日
- 射水郡 三十年一月十七日
- 氷見郡 二十九年十月
- 東礪波郡 三十年四月二十五日
- 西礪波郡 三十年五月五日

二十九日、^西藤島正健、富山縣知事に任す、

〔富山縣布達〕

告示第八十二號

富山縣知事從五位勳六等 國重正文

任内務省社寺局長

大藏書記官兼大藏省銀行局長 藤島正健
正六位勳六等

任富山縣知事

右明治二十一年十月二十九日 宣下

明治二十一年十一月五日

十二月^{丙午}朔

富山縣

二十日、^乙上新川郡森井きの、綠綬褒章を賜はる、爾後受領者十一名に及ぶ、

〔富山縣知事官房調査〕

富山縣越中國上新川郡四大森村 森井きの
森井太郎兵衛妻

資性順良、能ク姑ニ事ヘ孝養怠ラス、殊ニ明治二年姑ノ病ニ罹リ明ヲ失スル以
來、專ラ意ヲ看護ニ保擁ニ盡シ、承歡到ラサルナシ、志操ノ堅キ三拾餘年一日ノ
如シ、洵ニ奇特トス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ、其善行
ヲ表彰ス、

明治二十一年十二月二十日

今上天皇明治二十一年

富山縣越中國礪波郡石動町大字今石動町 中村彌八郎

幼ニシテ父ヲ喪ヒ、稍長スルニ及ヒ、能ク母ニ事ヘテ孝養怠ラス、母ノ疾病ニ罹ルヤ、神ニ平癒ヲ祈リ、即チ母ヲシテ八旬ノ壽域ニ躋ラシム、其家ヲ出ルヤ必ズ其方ヲ告ゲ、其膳ヲ奉スルヤ必ズ其食ヲ視ル、且ニハ母ヲ負フテ寺院ニ詣シ、夕ニハ母ヲ撫シテ寢室ニ安ンシ、意ニ先ンシ志ヲ承ケ以テ之ヲ歡ハシム、志操ノ堅四拾餘年一日ノ如シ、至性篤孝、洵ニ奇特トス、以下前文に同じ

明治二十六年十月十日

富山縣越中國礪波郡福光町大字福光村 中村林造

夙ニ志ヲ殖産ニ勵マシ、力ヲ養蠶製絲ノ改良ニ專ニシ、親シク各地ヲ巡歴シテ其得失ヲ考究シ、初メ衆費ヲ合シテ會社ヲ組織シ、製絲器械ヲ備付ヘ以テ舊慣手繰製ニ換ルモ、社員慳ハス中道解散セントスルヲ慨キ、家産ヲ舉テ獨力繼續シ、原料ヲ精撰シ工女ヲ督勵シテ、横濱市場ノ好評ヲ博シ、因テ販路ヲ海外ニ開キ、又人力製絲器ヲ創製シ、夏繭、銷繭、玉繭、解舒ノ新法ヲ按出シ、更ニ繭燥殺場ヲ建設シ、蠶絲業ヲ精勵シテ遂ニ本縣著明ノ物産ト爲スニ至ル、洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範トス、以下前文に同じ

明治二十六年十一月二十七日

富山縣礪波郡平村大字下梨村 水上善治

居村山間ニ在リ、道路梗塞産業ノ振ハサルヲ慨シ、意ヲ蠶絲ノ改良ニ專ニシ、親シク上信二國ニ遊ヒ、飼蠶ノ方法ヲ研究シ、良種ヲ購ヒ歸ツテ有志ニ頒チ、以テ之ヲ勸誘シ、傳習所ヲ起シ教師ヲ聘シテ、温育法ヲ生徒ニ傳授セシメ、荒蕪ヲ墾シテ桑園ヲ拓キ、水車ヲ設ケテ製絲場ヲ建テ、踵テ起ル者十有三逐年旺盛、遂ニ五箇山中著明ノ物産ト爲ルニ至ル、其他硝石製紙ノ販鬻ニ盡力シ、鎖橋ヲ架シ舟楫ヲ通シ、道路ヲ開キ、學校ヲ起シ、惡疫ヲ防キ、争訟ヲ解ク等、老齡ニ至ルモ倦マズ實業ニ精勵シ、公益ヲ規畫シ洵ニ衆民ノ模範トス、以下前文に同じ

明治二十六年十二月二十八日

富山縣越中國婦負郡四方町大字四方町 志甫傳四郎

資性温良、父母ニ事ヘテ至孝、曾テ父ノ疾病ニ罹ルヤ、日夜牀蓆ニ侍シ專ラ力ヲ湯藥ニ效シ、病モ亦尋テ癒ユ、後チ久クシテ前患再發、竟ニ起タサルニ至ルヤ號慟悲慟聞者感動セサルナシ、忌日毎ニ敬享之ニ事フル猶ホ生前ニ於ケルカ如シ、母亦漸ク老ヒ、偶々眼病ヲ患フ、看視療養甚タ努ムト雖モ、終ニ明ヲ失スルニ

今上天皇明治二十一年

及ヒ、起臥行止扶持懇篤到ラサルナシ、或ハ脊負シ或ハ手携シ、遠國ノ巨刹大寺ニ賽スルモノ前後四回、到處名勝古蹟ヲ説キテ以テ老心ヲ慰耕スル等、一意承歡茲ニ數十年、其他濟貧恤窮ノ舉モ亦渺ナカラス、郷間舉テ其德行ヲ稱ス、洵ニ奇特トス、○以下前文に同じ

明治二十七年八月十八日

富山縣越中國下新川郡前澤村 松井甚作

夙ニ志ヲ稼穡ニ勵マシ、居村布施山開ノ土性稻作ニ適スルヲ察シ、稻種子ヲ産スルノ最モ有利ナルヲ考ヘ、自ラ之ヲ試作シ、百方村民ヲ懲慫ス、里中之ニ倣フ者年ニ加ハリ、爲メニ資力ヲ増セルモノ渺カラス、及薄蒔苗代若クハ鹽水選種ノ法ヲ傳ヘテ、稻作ノ收穫ヲ増サシメ、堆肥ノ製法ヲ發明シテ、肥料ヲ購入ヲ減セシメ、其他農馬ノ蕃息ヲ圖リ、或ハ桑圃ヲ開地ニ拓キ、蠶業ヲ勸誘スル等、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範トス、○以下前文に同じ

明治二十九年六月二十六日

富山縣越中國中新川郡音杉村 細川庄左衛門

資性温厚、夙ニ地方木綿織業ノ衰ルヲ憂ヒ、舊工ヲ用ヒテ斯業ヲ興サンコトヲ

圖リ、所在ノ織場ヲ參觀シ、羽二重ノ貿易ニ利アルト、其織方簡易ナルトヲ察知シ、率先機匠ヲ聘シ、織具ヲ改メ、教習甚タ力メ、組合ヲ設ケテ段匹ヲ均齊シ、以テ海外輸出ニ適シ、又練張業ヲ創メテ、當業者ニ便益ス、郡村翕然視倣シ、織成年ニ多ク、販路日ニ廣マリ、越中羽二重ノ名聲世ニ揚ル、其他力ヲ植林修路、教學等ノ事ニ致ス、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範タル者トス、○以下前文に同じ

明治三十年五月十四日

富山縣越中國婦負郡八尾町 橋瓜治郎作

資性篤實、夙ニ祖業ヲ紹テ、力ヲ蠶糸ノ改良、桑園ノ開拓ニ致シ、傳習所ヲ建テ、生徒ヲ教養シ、新式蠶室ヲ築キ、温育法ヲ創メ、改良座繰機械ヲ同業ニ頒チ、資金原繭ヲ貸シ、以テ絲品ヲ均齊シ、始メテ八尾生絲ノ名ヲ世ニ博シ、更ニ進テ器械製糸場ヲ起シ、阻碍ニ遭フモ屈セス、資財ヲ投シテ惜マス、遂ニ居町地方ノ一大物産ト爲ルヲ致ス、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範タル者トス、○以下前文に同じ

明治三十一年五月二十六日

富山縣越中國東礪波郡井波町 大谷彦次郎

資性誠懇、夙ニ祖業ヲ繼承シ、力ヲ織造ニ致ス、土産生絹ノ粗製ニ流レ、聲價失墜

スルヲ愛ヒ、同業者ヲ獎勵シテ製絹組合ヲ設ケ、推サレテ組長ト爲リ、品質ヲ改メ販路ヲ擴メ、更ニ輸出羽二重織傳習所ヲ創メ、織匠ヲ聘シテ工女ニ教ヘ、盛ンニ之ヲ製出シ、井波羽二重ノ名漸ク世ニ揚リ遠近模倣スル者多シ、尋テ斜子、一樂、利久、博多、等各種ノ織法ヲ習得セシメ、以テ地方ノ生産ニ裨補シ、其他林木ヲ栽培シ、金穀ヲ貧民ニ施與スルコト尠シトセス、洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス、○以下前文に同じ

明治三十一年五月三十一日

富山縣越中國下新川郡石田村 中村吉之丞

資性温良、父母ニ孝道ヲ竭シ、質儉身ヲ守リ精勵業ヲ務メ、出入必ズ告グ晨昏必ズ省シ、清温和愉備サニ至ル、曾テ父ノ病ニ臥スヤ、自ラ喫煙飲酒ヲ禁シテ神ニ祈リ、醫藥扶持ニ誠ヲ效シ、一旦瘥ルモ幾モナクシテ遂ニ起クス、哀慟追慕祭祀供養敢テ怠ルコトナシ、其後母モ亦老衰シテ中風ヲ患ヘ、進退自由ヲ失フヤ、夫妻戮力坐臥眠食ニ意ヲ用ヒ、婉容笑談克ク其耳目ヲ娛マシメ、或ハ負テ寺院ニ賽シ、或ハ携ヘテ湯浴ニ從ヒ、一意承歡四十年、至性純孝闔家緝睦、洵ニ衆民ノ鑑ト爲スニ足ル、○以下前文に同じ

明治三十三年六月九日

富山縣富山市鍛冶町 高桑安次郎

資性盡直、夙ニ志ヲ機織ニ勵マシ、本縣ノ特産タル新川木綿ノ衰頽スルヲ嘆キ率先綺木綿ノ製織ヲ振作セント欲シ、遊手徒食ノ婦女子ニ、機具原絲ヲ貸與シテ之ヲ獎勵シ、私費ヲ投シテ染色工場ヲ設ケ、教師ヲ縣廳ニ請フテ當業者ニ傳習セシメ、遂ニ富山織物會社ヲ創設シ、殊ニカヲ輸出絹織物ノ製造ニ竭シ、會社ヲ起シ組合ヲ結ビ、銳意規畫富山羽二重ノ名ヲ遠邇ニ發揚シ、品質精良産額増進縣下重要物産ノ一ニ數ヘラル、ニ至ル、其他紅梅絹ノ織造ニ努メテ好評ヲ博シ、模範工場ヲ起シテ、益々斯業ノ刷新ヲ圖ル等、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範タル者トス、○以下前文に同じ

明治三十六年十二月二十六日

富山縣富山市鍛冶町 田中清次郎

資性温厚、夙ニ地方抄紙業ノ振ハザルヲ慨シ、有志ト謀リ富山製紙會社ヲ創立セルモ、得失償ハス衆議解散ニ決スルヲ憾ミ、奮然自ラ巨費ヲ投シテ工場ヲ購得シ、之ヲ模範製紙場ト爲シ、銳意抄法ノ改善販路ノ擴張ニ努メ、數々艱厄阻碍

ニ遭フモ屈機セス、拮据經營途ニ瓦紙ヲ製出シ、名聲ヲ遠邇ニ馳スルノミナラス、今ヤ市中幾多ノ製紙業者ヲ見ルニ至リタルハ、一ニ其誘掖養成ノ効ニ由ラズンハアラズ、其他銀行ヲ起シ藥業學校ヲ創メ、若クハ會社組合ニ盡力スル等洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範タル者トス、○以下前

明治三十六年十二月二十六日

〔参考〕

富山縣高岡市木舟町 鹽崎利平

資性温厚、夙ニ祖業ヲ紹キ、力ヲ高岡銅器ノ振作ニ盡シ、専ラ外人ノ嗜好ヲ調査シ、同業者ヲ獎勵シ、尋テ横濱神戸ニ來住シテ、海商ト直接取引ノ途ヲ開キ、以テ海外輸出ニ努メ、會々粗製濫造ノ弊起リ、需要頓ニ減退スルヤ、百方畫策技術者ヲ聘シ、以テ鑄法、形狀、着色、意匠ノ改良ヲ圖リ、工場ヲ設ケ以テ範ヲ同業者ニ示シ、或ハ技師ヲ派シ多方誘掖、遂ニ墜緒ヲ挽回シ縣下重要物産トナルニ至ラシメ、其他工業會、物産陳列場、及出品協會ヲ創メテ、工業獎勵ニカムル等、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範タル者トス、○以下前

明治四十一年一月二十一日

是月、射水郡下關村に中越汽船株式會社の創設あり、

〔富山縣統計書〕

明治三十九年

會社

會社名稱	營業種別	所在地名	設立年月日
中越汽船株式會社	海運業	射水郡下關村	二十一年十二月

是歲、腸窒扶斯病流行す、

〔富山縣衛生第三次年報〕

傳染病患者

年 號	患死別		腸窒扶斯
	患	死	
明治廿一年	一、一二六	二八一	

明治二十二年己丑

百紀元二千五百四十九年

一月 期 丑

富山に非政社中越大同俱樂部の組織あり、

今上天皇明治二十一年 二十二年

〔富山警察署調査〕

明治二十二年一月、後藤伯ハ大同團結ヲ唱導シ、全國大同團結ヲ組織セントテ來縣シ、各地ニ政談集會ヲ開キタリ、是ニ於テ舊自由派ハ、更ニ非政社中越大同俱樂部ヲ組織セシカ、同二十三年五月又之ヲ解散セリ、

〔參考〕

〔中越明覽〕

二十年十二月、後藤象二郎、大同團結を唱導して富山に来る、上野安太郎、堀二作、南磯一郎等之ヲ賛シ、二十二年、稻垣示等大赦出獄するや、大に力を合せて遊説を試み、地方を風靡す、當時縣下を通して、大同派七十二團體の稱あり、之に對して改進黨の島田孝之、大矢四郎、兵衛安念次、左衛門等亦黨勢を擴張す、是より大同團結、改進黨員の政争激烈を極む、

二月 戊申

十一日、戊申憲法の發布に依り、特に大赦を行ひ、稻垣示等赦免せられ、又八十歳以上の男女は、養老金の下賜を受く、

〔法令全書〕

朕憲法ヲ發布スルニ當リ、此盛典ヲ表シ、惠澤ヲ施サンカ爲ニ、特ニ命シテ、左ノ條項ニ依リ大赦ヲ行ハシム、

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣 伯爵 松方正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 文部大臣 伯爵 森有禮
- 遞信大臣 伯爵 板本武揚

勅令第十二號

第一條、本令發布以前ニ於テ、左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス、略 下

〔富山縣布達〕

訓令第四十號

今上天皇明治二十二年

郡役所 戸長役場

今般憲法發布式御舉行ニ就テハ、盛典ヲ表セラル、爲メ、養老ノ思召ヲ以テ、高年ノ者八十歳以上ニ各金五拾錢、九十歳以上ニ各壹圓、百歳以上ニ各壹圓五拾錢ヲ、御下賜相成候ニ付、二月十一日現數ニ依リ、現住者ノ住所姓名及年齢取調、來ル十五日限り、郡長ニ於テ取調メ具申スヘシ、

明治二十二年二月十一日

富山縣知事藤島正健

〔射水郡第一區域小學校長會報告〕

稻垣示等、明治二十二年二月、憲法發布ノ

大典ヲ舉行セラル、ヤ、一同赦免ノ恩命ヲ受クルロト、ナレリ、

〔越中史畧〕

勅して大赦を令し、國事犯罪人を赦免し、八十歳以上の男女に養

老金を給ひぬ、

〔參考〕

〔富山縣知事官房調査〕

甲發第八五號

今般憲法發布並皇室典範御治定ニ付、奉告ノ爲メ、勅使トシテ其神社へ參向被仰付候ニ付、本官代理トシテ、來ル十一月、警部長脇坂兵太、參向候條、此段及通報

候也、
略○中

明治二十二年二月八日

富山縣知事藤島正健

射水神社宮司加藤里衛殿

三月
朔丙子

二十八日、^{卯癸}上新川郡荒川村火あり、

〔新庄警察署調査〕

明治二十二年三月二十八日夜、新庄町字荒川村眞門庄五郎方ヨリ出火シ、百二十戸ヲ焼失ス、

四月
朔丁未

一日、^{未丁}市制、町村制を實施し、富山、高岡兩市及ひ三十一町二百二十八村を組織す、

〔富山縣布達〕

縣令第三十八號

明治二十一年法律第一號、市制第百二十六條ニ基キ、本年四月一日ヨリ富山及高岡ニ市制ヲ施行ス、

明治二十二年三月十九日

富山縣知事藤島正健

縣令第三十九號

明治二十一年法律第一號町村制第三百三十七條ニ基キ、本年四月一日ヨリ町村制ヲ施行ス、

明治二十二年三月十九日

富山縣知事藤島正健

〔富山縣法規類聚〕

縣令第四十六號

明治二十二年三月二十八日

來ル四月一日ヨリ市制町村制實施ニ付キ、市役所町村役場位置、左ノ通相定ム、

市名	市役所位置	市名	市役所位置
富山市	大字 富山總曲輪	高岡市	大字 高岡二番町
上新川郡			
新町村名	町村役場位置	新町村名	町村役場位置
堀川村	大字 大町村	福澤村	大字 東福澤村
蛭川村	同 赤田村	熊野村	同 宮保村

新保村	同 秋ヶ島村	大庄村	同 田島村
大久保村	同 下大久保村	月岡村	同 開發村
大澤野村	同 西大澤村	上瀧町	同 上瀧村
下夕村	同 牛ヶ増村	大山村	同 新町村
舟舩村	同 二松村	太田村	同 太田本郷村
山室村	同 中市村	釜ヶ淵村	同 末三ヶ野村
新庄村	同 新庄新町村	布倉村	同 宮路岩舩村
島村	同 向新庄村	上段村	同 日中上野村
針原村	同 針原中村	東谷村	同 上白岩町
濱黑崎村	同 濱黑崎村	柿澤村	同 柿澤村
西水橋町	同 水橋西大町	大岩村	同 茗荷谷村
大廣田村	同 森村	弓庄村	同 神田村
東岩瀬町	同 東岩瀬町	白萩村	同 湯神子村
豐田村	同 廣田上野新村	音杉村	同 法音寺村
廣田村	同 飯野村	上市町	上市町

奥田村	同	奥田村	和ノ木村	大字	中青出村
西三郷村	同	柴草村	宮川村	同	森尻村
東三郷村	同	新堀村	上條村	同	石割村
舟橋村	同	竹内村	下條村	同	伊勢領村
利田村	同	利田村	東水橋町		東水橋町
寺田村	同	浦田村	滑川町	大字	滑川大町
五百石町	同	松本開	南加積村	同	廣野村
高野村	同	野町村	山加積村	同	黒川村
下段村	同	板新村	中加積村	同	高柳村
大森村	同	西大森村	西加積村	同	下梅澤村
北加積村	同	枋山村	早 ^号 月加積村	同	四ッ屋村
東加積村	同	大崎野村	濱加積村	同	高塚村

婦負郡

新町村名	町村役場位置	新町村名	町村役場位置
櫻谷村	大字 田刈屋村	熊野村	大字 中名村

百塚村	同	百塚村	宮川村	同	廣田村
草島村	同	草島村 <small>(舊上新川郡内)</small>	杉原村	同	黒田村
四方町	同	四方町	保内村	同	下高善寺村
倉垣村	同	布目村	千里村	同	島田村
八幡村	同	八町村	富川村	同	上吉川村
長岡村	同	北代村	古里村	同	長澤村
寒江村	同	本郷村	池多村	同	西押川村
西吳羽村	同	追分茶屋村	古澤村	同	古澤村
東吳羽村	同	五福村	香川村	同	外輪野村
朝日村	同	安田村	山田村	同	湯村
鷓坂村	同	下轡田村	大長谷村	同	花房村
神明村	同	有澤村	仁步村	同	三ッ松村
速星村	同	坪野村	室收村	同	上野村
野積村	同	八十島村	卯花村	同	下笹原村
八尾町	同	八尾東町	細入村	同	庵谷村

黒瀬谷村 同 檜尾村

下新川郡

新町村名 町村役場位置

新町村名 町村役場位置

魚津町 大字 魚津大町
 下中島村 同 住吉村
 上中島村 同 吉野村
 松倉村 同 鹿熊村
 上野方村 同 大海寺野村
 下野方村 同 本江村
 片貝谷村 同 島尻村
 加積村 同 吉島村
 道下村 同 北鬼江村
 經田村 同 持光寺村
 天神村 同 天神野新村
 西布施村 同 小川寺村

石田村 大字 石田村
 田家村 同 田家新村
 生地町 同 山生地新村
 村椿村 同 飯澤村
 大布施村 同 植木村
 三日市町 同 三日市村
 前澤村 同 前澤村
 荻生村 同 荻生村
 若栗村 同 若栗村
 浦山村 同 浦山村
 下立村 同 下立村
 内山村 同 内山村

射水郡

新町村名 町村役場位置

新町村名 町村役場位置

東布施村 同 尾山村
 舟見町 同 舟見村
 野中村 同 島迷村
 新屋村 同 新屋村
 小摺戸村 同 若栗新村
 青木村 同 青木村
 飯野村 同 下飯野村
 上原村 同 上野村
 入善町 同 入膳村
 横山村 同 横山村

愛本村 同 愛本新村
 柗山村 同 柗山村
 大家庄村 同 金山村
 山崎村 同 山崎村
 南保村 同 南保村
 五箇庄村 同 月山村
 泊町 同 泊町
 宮崎村 同 字元屋敷
 境村 同 境村

老田村 大字 中老田村

海老江村 大字 海老江村

橋下條村 同 橋下條村

堀岡村 同 堀岡新村

黒河村 同 黒河村

片口村 同 片口村

大江村	同	大江村
下村	同	下村
七美村	同	穴場新村
打出本江村	同	打出本江村
榑田村	同	串田村
淺井村	同	島村
二口村	同	二口村
大島村	同	小林村
塚原村	同	寺塚原村
新湊町	同	新湊放生津町
牧野村	同	下牧野村
大門町	同	大門新町
佐野村	同	佐野村
伏木町	同	伏木本町
二上村	同	渡り村

作道村	同	作道村
小杉町	同	戸破村
水戸田村	同	水戸田村
金山村	同	青井谷村
加納村	同	加納村
上庄村	同	泉村
熊無村	同	谷屋村
迷川村	同	小久米村
久目村	同	池田村
阿尼村	同	阿尼村
藪田村	同	藪田村
余川村	同	余川村
稻積村	大字	稻積村
非石村	同	上余川村
八代村	同	磯邊村

礪波郡

守山村	同	守山村
太田村	同	太田村
宮田村	同	亂橋村
窪村	同	窪村
佛生寺村	同	總領村
布勢村	同	深原村
神代村	同	堀田村
十二町村	同	十二町村
氷見町	同	氷見中町

宇波村	同	宇波村
女良村	同	中田村
二塚村	同	二塚村
下關村	同	下關村
野村	同	蓮花寺村
横田村	同	横田村
西條村	同	波岡村
能町村	同	吉久村
掛開發村	同	掛開發村

新町村名 町村役場位置

石動町	大字	今石動町
宮島村	同	糍子島村
子撫村	同	櫻町村
南谷村	同	安樂寺村

新町村名 町村役場位置

東太美村	大字	土生新村
吉江村	同	田中村
東石倉村	同	布袋村
北山田村	同	宗守村

東般若村	般若村	柳檀野村	太美山村	廣瀬館村	廣瀬村	西太美村	福光町	西野尻村	石黒村	敷波村	東蟹谷村	南蟹谷村	北蟹谷村	埴生村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
東保村	德万村	二島新村	吉見村	祖谷村	竹内四ヶ村	才川七村	福光村	安居村	川合田村	淺地村	平櫻村	高窪村	末友村	埴生村

野尻村	廣塚村	南野尻村	柳檀山村	雄神村	東山見村	青島村	利賀村	上平村	平村	能美村	城端町	大鋸屋村	南山田村	山田村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
野尻村	廣安村	百町村	井栗谷村	庄金剛寺村	金屋岩黒村	青島村	下利賀村	細島村	下梨村	北野村	城端町	大鋸屋村	金戸村	大窪新村

般若野村	中田町	戸出町	南般若村	北般若村	柳瀬村	太田村	中野村	油田村	庄下村	井波町	南山見村	井口村	高瀬村	山野村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瀧村	中田村	戸出村	秋元村	吉住村	東開發村	太田村	上中野村	三郎丸村	矢木村	井波町	川原崎村	池尻村	三清村	飛驒屋村

津澤町	水島村	東野尻村	五鹿屋村	鷹栖村	出波村	高波村	林村	醍醐村	是戸村	小勢村	福田村	東五位村	立野村	福岡町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
津澤町	水島村	苗加村	五郎丸村	鷹栖村	杉木新村	北高木村	日詰村	横越村	岡御所村	小竹村	辻村	六家村	立野村	福岡村

種田村	同	高儀新村	山王村	同	江尻村
福野町	同	福野村	正得村	同	道明村
大瀧村	同	大瀧村	五位山村	同	淵ヶ谷村
松澤村	同	鷲ヶ島村	石堤村	同	石堤村
若林村	同	金屋本江村	赤丸村	同	赤丸村
荒川村	同	芹川村	國吉村	同	答野島村
西五位村	同	土屋村			

〔富山縣內務部地方課調査〕

明治二十二年、市町村制實施ノ際、上新川郡ノ内
 富山各町、及磯部村外七ヶ村ノ幾部ト、婦負郡ノ内舊富山各町、及愛宕村、外一ヶ
 村ノ幾部ヲ割キ、合シテ之ヲ富山市トナシ、射水郡ノ内高岡各町、及横田村、外七
 ヶ村ノ幾部ヲ割キ、合シテ之ヲ高岡市トナシ、是ト同時ニ上新川郡ノ内舊草島
 村、外十七ヶ村ト、全神通村ノ幾部トヲ婦負郡ニ、同大浦村ノ幾部ヲ下新川郡ニ
 編入シ、婦負郡ノ内舊針原新村、外一ヶ村ヲ射水郡ニ、下新川郡ノ内舊三ヶ村ノ
 幾部ヲ上新川郡ニ、射水郡ノ内舊圓池又新村ヲ礪波郡ニ編入シテ、二市五郡ト
 ナル、

〔参考〕

〔富山縣布達〕

縣令第百十四號

町村分合ニ關スル、意見ヲ諮問センカ爲メ、其手續左ノ通相定候條、戸長ハ本月
 二十三日限り、委員ヲ選舉セシメ、其人名ヲ郡長ヘ届出スベシ、

明治二十一年十月十六日

富山縣知事國重正文

町村分合諮問手續

第一條 町村分合ニ關スル諮問ニ答フル爲メ、毎町村ヨリ一名、若クハ三名ノ
 委員ヲ選舉スベシ、略○中

第四條 諮問案ハ郡長ニ下付ス、郡長ハ之ヲ戸長ニ送付シ、戸長ヨリ之ヲ各町
 村委員ニ交付スヘシ、略○中

第七條 戸長ハ、委員ノ答申書ヲ取纏メ、郡長ニ差出シ、郡長ヨリ之ヲ當廳ニ差
 出スベシ、

〔富山縣內務部地方課調査〕

二十一年四月、法律第一號ヲ以テ、市制町村制ヲ發布セララル、是レヨリ先本縣ニ

於テハ自治制實施ノ準備トシテ、二十年八月訓令第一一九號ヲ以テ、郡市町村區畫標準ヲ各郡長ニ内示シ、該標準ニ基ツキ、市町村ノ區畫ヲ内申セシムル處アリ、法律發布アルヤ、二十一年六月、自治制實施委員ヲ置き、書記官ニ委員長ヲ、屬官若干ニ委員ヲ命ジ、調査ニ着手セシメタリ、而シテ調査ノ結果以前ノ町村ハ、概シテ區域狹少若ハ戶數僅少ニシテ、其資力獨立自治ノ實ヲ舉クル能ハサルニ依リ、茲ニ町村合併ノ必要ヲ認メ、之レカ分合施行規程ヲ制定セリ、即チ左ノ如シ、

- 第一項 戶數三百戸以上ニシテ、獨立ノ資力アル町村ハ、總テ舊體ヲ保存ス、
- 第二項 戶數三百戸未滿ナリト雖モ、二百戸以上ニシテ、獨立ノ資力アルモノハ、舊體ヲ保存スルコトヲ得、
- 第三項 左ノ課税ニ依リテ得ヘキ町村稅收入總額金八百圓ニ達スルモノハ、獨立ノ資力アルモノトス、

地租 一圓ニ付 九錢五厘 (地租七分ノ二ノ三分ノ二)	地租 一圓ニ付 九錢五厘 (地租七分ノ二ノ三分ノ二)	營業 地方稅ノ半額	戶別 一戸平均 九十八錢三厘	雜收 共有財產ヨリ 生スル收入及 使用料手数料 ノ類
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------	----------------------	--

第四項 前各項ノ資格ヲ有セサル町村ハ、便宜合併スヘキモノトス、但シ合併町村ノ戶數ハ、三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準トス、
久シキ因襲慣行ヲ有スル町村區域ノ分合ヲ實行スル、素ヨリ容易ニアラス、一朝分合實行ノ議ヲ發表スルヤ、或ハ政黨政派ノ關係ニ依リ、或ハ自己ノ利害ヲ以テ、區域ノ決定上ニ種々ノ紛議ヲ狹ミタルモノ多カリシト雖モ、是等ノ紛議ニ躊躇逡巡スルトキハ、到底分合ヲ實行シテ、町村制ノ旨趣ニ適合シタル町村ヲ組織シ得ヘカラサルカ故ニ、纏綿セル種々ノ事情ヲ排シテ、決定發表セルモノ左ノ如シ、

郡	舊町村數	新町村數	摘要
上新川郡	八十一町 七百四十二村	五十八町市 富山市	後分郡ノ結果、上新川郡二十四町村、中新川郡三十四町村トナル
婦負郡	十町 三百六十四村	三十三町村	
下新川郡	三十町 三百十二村	四十三町村	
射水郡	六十六町 三百三十八村	五十四町市 高岡市	後分郡ノ結果、射水郡三十三町村、水見郡二十一町村トナル
礪波郡	三町 六百九十九村	八十一町村	後分郡ノ結果、東礪波郡三十八町村、西礪波郡四十三町村トナル

右區域ノ發表アルヤ、其希望ニ副ハサル輩ハ、尙ホ自己ノ目的ヲ透徹セムコトヲ期シ、或ハ陳情ニ或ハ書面ニ、種々ノ運動奔走ヲ試ミタルモノ少カラズ、然レモ一旦發表セラレタル區域ハ、運動ノ爲メ俄カニ變更スヘキニアラス、爾後今日ニ至ルマテハ、明治三十一年ヲ以テ、東礪波郡ニ於ケル能美村ヲ分離シ、北野、巖谷ノ二ヶ村ト爲シタルヲ以テ、現在ノ町村數二百七十ナリ、右制度實施ト共ニ、下級自治團體確實ニ組成シタリ、

〔富山市沿革志〕

二十二年五月三十日、富山市役所ヲ總曲輪ナル、商工會議所ニ假設ス、

二十二年七月十七日、二番町ニ市役所ヲ假設シテ開廳ス、

五日、癸自由主義北陸公論を、富山市に發行す、

〔警察部保安課調査〕

一北陸公論ハ、縣下ノ自由主義者ガ大同團結ノ機關トシテ、明治二十二年四月

五日ヲ以テ、富山市ニ發刊セシモノナリ、二十三年九月十四日廢刊ス、

一北陸政論ハ北陸公論ヲ繼承シ、其ノ後身トシテ二十三年九月十八日ヲ以テ發刊セシモノナリ、二十六年ニ至リ、社内ハ改革非改革ノ二派ニ分レ、改革派

ニ依リテ經營セントスルニ至ルヤ、其ノ發行人ノ非改革派ニ屬セシヲ以テ、二月二十六日之レヲ廢刊シタリ、

一北陸政論ハ更ニ右ノ改革派ガ組織シタル北陸新政論社ヨリ二十六年三月十五日ヲ以テ第一號ヲ發刊シタリ、三十七年九月八日、北陸新報是ヨリ先キ

二十六年十月二十五日發行越中自由新報アリ、二十八年九月二十五日、越中新報ト改題シ、三十五年四月ニ至リ、高岡市ニ於テ三十四年八月發行ノ北日

本ト共ニ、二十九年九月二十一日發行ノ富山實業新聞ニ合併セリ、而シテ此富山實業新聞ハ三十六年一月北陸新報ト改題ス、合併シ、北陸政報ト改題シ今日ニ至ル、

〔富山警察署調査〕

北陸公論ノ起リタル理由ヲ聞クニ、明治二十二年後藤伯

來縣シ、大ニ時勢ノ危急ヲ絶叫シ、大同團結ヲ唱道シ、各所ニ演說ヲナスヤ、金澤市某新聞ノ之ヲ批評シタルモノヲ、當地ニ於テ富山日報ニ轉載シタルモ、後藤派ニ屬スル機關紙ナク、之ヲ論駁スルヲ得ス、黨勢上大ナル不利ヲ感シタルガ爲メ、遂ニ曩ノ自由派及大同團結派ニ於テ、之ヲ發行スルニ至レルナリト云フ、

十七日、癸僧義天寂す、

〔西礪波郡廣瀨尋常小學校報告〕

講師贈少贊教義天師之碑

真宗大谷派學寮曰貫練堂有講師秉鐸擇學識德望充焉有義天師者居其職廿餘年師宮地師義天其名號孤竹稱香華院越中國礪波郡竹內四箇村人世住持真敬寺考諱法順妣高坂氏師幼好讀書稍長每夏入京師上貫練之堂沒齒不闕一夏其間受宗學於本法院義讓師天文於天龍寺環仲師俱舍法相於智積院龍謙義觀二師皆極其蘊奧於是擢擬講師任大講義尋進權少贊教累遷講師凡講師講書必先作講案師則直就本書講之引證精確人服其強記師之於學雖古人闕疑處一讀領會多所發明是以其名重一宗明治二十二年四月十七日以病寂于京師下寺町寓舍世壽六十三僧臘四十法主悼惜贈少贊教越三日火葬于鳥邊野阿彌陀峰遂歸瘞骨於本村先塋配高屋氏生五男一女長自成天次大成嗣次知法宣暢義芳女適人前寂數月歸寺舉手澤物以與子女人異之既而訃至俱嘆其知死期云師性儉素不修邊幅雙目炯炯射人人望而畏之然接物有恩意故無遠邇皆尊崇之屢奉法主命布教四方背尾張國宗徒有倡不正說者一境緇素響應法主愛之遣二三學師諭之不服乃使師諭之皆知前過翻然歸正法主大嘉之賜以和歌蓋異數也嗚呼師上

荷法主寵遇下得宗徒尊崇者雖學識超倫之所致亦可以證功德感人之深矣頃弟子雅壽等謀建碑於寺門畧記事蹟以告後人令余銘之固辭弗獲銘曰

遂兮厥學 一宗所推 邵兮厥德 群生所知
東海雲霧 手自排之 令名不墜 百代之師

明治廿三年十月

越中 石崎 謙 撰
加賀 北方蒙書並篆額

二十八日、^{戊甲}高岡市火あり、

〔高岡市沿革志〕 二十八日午前一時坂下町熊木孫二ノ家ヨリ出火シ、四時三十分鎮火ス、類焼潰家共ニ五十戸、土藏六棟、此ノ外同居家屋二十四戸、

五月^{丁丑}朔

十七日、^{癸巳}富山縣報を發行して、管内公布式とす、

〔富山縣布達〕

縣令第五十六號

一當應縣令告示告諭之儀ハ、本年五月十七日以後、毎週金曜日^{大祭祝日ナリ}富山縣報ヲ發行シ、該縣報ニ登載スルヲ以テ、管内公式トス、

今上天皇明治二十二年

五三五

但臨時急施ヲ要スルモノハ、別ニ號外ヲ以テ發行ス、

一縣令ハ、富山縣報發布ノ後、七日ヲ以テ施行ノ期限トス、

但特ニ急施ヲ要シ、即日ヨリ施行セシムルモノ、及ヒ特ニ施行ノ日ヲ掲ケ

タルモノハ、此例ニ非ラス、

一明治二十一年、七縣令第八十六號ハ、本文施行ノ日ヨリ廢止ス、

明治二十二年五月八月

富山縣知事藤島正健

〔參考〕

〔富山縣布達〕

縣令第五號

一當廳縣令告示ノ儀ハ、本年九月一日以後、中越新聞ニ登載スルヲ以テ管内公布式トス、

但中越新聞ノ發行ヲ止ムル事アルトキハ、郡役所及戶長役場ニ揭示ス、

一縣令ハ、發布ノ後七日ヲ以テ、施行ノ期限トス、

但縣令ノ發布ノ日ヨリ、施行スル事ヲ要シ、又ハ特ニ施行ノ日ヲ掲クルモノハ、此例ニ依ラス、

明治十九年八月二十五日

富山縣知事國重正文

縣令第八十六號

一當廳縣令告示ノ儀ハ、本年七月二十五日以後、富山日報ニ登載スルヲ以テ、管内公布式ト相改ム、

但富山日報ノ發行ヲ止ムル事アルトキハ、郡役所及戶長役場ニ揭示ス、

一縣令施行期限ノ儀ハ、明治十九年八月縣令第五號ノ通

明治二十一年七月二十四日

富山縣知事國重正文

〔富山縣報〕

縣令第六十八號

一縣令ハ、富山縣報ニ登載シ、管内一般ノ都市役所及ヒ町村役場ニ配付スルヲ以テ、公布式トス、但シ富山縣報ハ、每週金曜日、若シ祭日祝日其他休職ニ發行シ臨時急施ヲ要スルモノアルトキハ、其時々別ニ號外ヲ發行ス、

一本令ハ、明治二十六年十一月一日ヨリ施行ス、

一明治二十二年、五縣令第五十六號ハ、本令施行ノ日ヨリ廢止ス、

明治二十六年十一月十七日

富山縣知事德久恒範

縣令第六十九號

一 郡令ハ、郡令ヲ登載シタル印刷物ヲ、郡内一般ノ町村役場ニ配付スルヲ以テ
公布式トス、

一本令ハ、明治二十六年十二月一日ヨリ施行ス、

明治二十六年十一月十七日

富山縣知事徳久恒範

六月 戊申

廿六日、^{癸酉}參謀總長有栖川宮熾仁親王、來縣あらせらる、

〔富山縣知事官房調査〕

明治二十二年六月廿四日、參謀總長有栖川宮熾仁親

王殿下、新發田金澤兩衛戍御巡視ノ途次、新潟縣ヨリ御來縣、泊町ニ御泊、翌廿五
日ハ各川出水ノ爲メ御滞在、廿六日ハ魚津町、廿七日ハ富山市、廿八日ハ高岡市
ニ各御一泊遊ハサレ、廿九日石川縣ヘ向ケ御出發アラセラレタリ、

〔北陸公論〕

明治二十二年
六月二十八日

有栖川宮殿下は昨日を以て御道中恙なく富山市に安着せられたり、今其御道
筋の概況を記せば、昨日午前七時三十分、下新川郡魚津町より陪從官及び藤島
富山縣知事、矢田部同書記官、鈴木同警部長等と共に汽船にて海上より上新川

郡滑川町へ御着、暫時御小憩、同九時御出發、十一時二十分御旅館富山市大字東
四十物町中田清兵衛氏方へ御着、御喫飯あらせられ、午後一時四十分、御旅館
より馬車に召させられ、御陪乘は參謀本部參軍專屬副官陸軍歩兵少佐花岡正
貞氏、鈴木警部長、藤島知事の先導にて、先づ尋常中學校へ立寄られ、次で縣廳の
馬場に於て中學校生徒の兵式運動を御一覽、了りて各課を巡視し、其れより尋
常師範學校に到り、本校男子部女子部附屬小學校生徒の授業、并に手工製作品
及び本校附屬校啓迪校生徒の小隊運動、柔軟體操、器械體操等を御覽せられ、三
時四十分一と先づ御歸館あらせられたり、扨當日奉迎せし人々は、岩村石川縣
知事、島田富山縣書記官、各課長僚屬、小林富山始審裁判所長、平野檢事、外各判事
檢事、前田富山市長、上新川、婦負兩郡役所並に市役所吏員、赤十字社員、富山市會
議員有志、中學校、師範學校、各小學校生徒等、無慮二千餘人、其他路傍に參觀せし
老若男女は幾萬人なるを知らず、市中は毎戸一般に國旗を掲げ、塵埃を清めて
敬意を表したり、

七月

戊寅

八日、^酉高岡市に、高岡銀行の設立あり、

今上天皇明治二十二年

〔富山縣統計書〕

明治三十九年

會社

會社名稱	營業種別	所在地名	設立年月日
株式會社高岡銀行	銀行業	高岡市御馬出町	二十二年七月

〔高岡市沿革志〕

七月八日、御馬出町ニ高岡銀行ヲ開始ス、荒井莊藏等幹旋盡力ノ功、其ノ多キニ居レリ、

二十四日、^辛神通川出水、

〔富山市沿革志〕

七月二十四日午後ヨリ神通川水量増加シ、翌二十五日午前遂ニ一丈一尺五寸ニ及ヒ、神通橋ハ水勢ノ激スル所トナリ、將サニ墜落セントス、故ニ十餘艘ノ舟ヲ橋上ニ登ホセ、唧筒ヲ以テ泥水ヲ其ノ中ニ盈タシ、漸ク落橋ヲ防禦ス、午後僅ニ減水ノ徵候ヲ現出セシカ、市内ニ在テハ、七軒諏訪河原總曲輪、鐵砲、鹿島、長柄、中長柄、堀端、桃井、相生、古手傳ノ各町悉ク皆浸水シタリ、此ノ出水タル神通川一方ノ水源ナル、高原川ノ上流、飛騨國吉城郡上寶村中尾組地内字外ヶ谷ト稱スル、官林數十町歩、塞崩シテ、一時ハ方一里、浮濤シタルモ、深サ三間幅五間ノ噴水道ヲ生シテ、濁水ノ流出セシヨリ、幸ニ危險ヲ免ル、ヲ獲タ

リキ、然レトモ若シ夫レ不幸ニシテ、流脈ノ壅塞スルコト數日ノ久シキニ瀕ラシメハ、我カ富山市ハ、豈ニ管々泥水浸入ノミシテ止マンヤ、如何ナル慘害ヲ被フレルヤモ、亦未タ測リ知ルヘカラサリシナリ、

〔富山縣水害誌〕

二十二年七月廿四日午後ヨリ神通川大水、翌廿五日午前遂ニ一丈一尺五寸ニ及ヒ、神通橋落橋セントス、浸水家千四百餘戶、

三十日、^丁伏木港、特別輸出港となる、

〔法令全書〕

法律第二十號 明治二十二年 七月三十日

特別輸出港規則

第一條 帝國臣民、米、麥、麥粉、石炭、硫黃ノ五品ヲ海外ニ輸出スル爲メ、左ノ諸港

ヲ特別輸出港トス、

- 一 伊勢國四日市
- 一 長門國下ノ關
- 一 筑前國博多
- 一 豐前國門司
- 一 肥前國口ノ津
- 一 肥前國唐津
- 一 肥後國三角
- 一 越中國伏木

今上天皇明治二十二年

一後志國小樽

署〇下

勅令第百十四號 明治二十二年 十月三十日

本年七月法律第二十號特別輸出港規則第七條ニ據リ、左ノ諸港ニ於テハ、本年十月十五日ヨリ、該規則ヲ施行ス、

- 一伊勢國四日市 一豊前國門司
- 一肥前國唐津 一肥後國三角
- 一越中國伏木

〔越中史略〕 明治二十七年八月一日より、伏木港に於て、露領沿海州薩哈噠島及朝鮮國貿易に關する、帝國臣民所有の船舶の出入、及貨物の積卸を許さる、是より先同港は明治二十二年より、特別輸出港たりしが、地勢上露領沿海州、朝鮮等へ通航するには、最も適當の港津にして、且當地方の物産中、その貿易品たるべきもの尠なからざるを以て、更にこの利便を得るに至りしなり、

八月 己酉

二十六日、^甲地價の特別修正行はる、^戌

〔法令全書〕

朕地租改正以來ノ實歴ニ徴シ、此法律ニ指定スル府縣ノ田畑ニ限り、地價低減ノ必要ヲ認め、地價ノ特別修正ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム、

御名 御稱

明治二十二年八月二十六日 内閣總理大臣伯爵黒田清隆

大藏 大臣伯爵松方正義

法律第二十二號

第一條 田畑地價ノ特別修正ヲ爲スヘキ府縣國郡及其修正地價總額、左ノ如シ、

富山縣

越中國 田地價金三千三拾五萬五百六拾三圓九拾七錢八厘

修正地價金貳千九百拾三萬六千五百四拾壹圓四拾壹錢八厘

〇越中國
外省界

第二條 修正地價總額ニ依リ、低減スヘキ市町村田畑ノ地價額ハ、大藏大臣之ヲ定メ、府縣知事ヲシテ達セシム、

今上天皇明治二十二年

第三條 此法律ニ依リ、地價ヲ低減シタル田畑ノ地租ハ、明治二十三年分ヨリ其修正地價ニ依リ之ヲ徵收ス、

十月 庚戌

十三日、戊戌富山市日枝神社に於て、始めて戦死者の招魂祭を行ふ、

〔富山市沿革志〕

明治二十二年十月十三日、山王町日枝神社ニ於テ、東北ノ軍

ニ西南ノ役ニ従就シ、戦死シタル諸士ノ爲ニ、第一回招魂祭ヲ致セリ、是歳、伏木港新潟税關出張所を設置せらる、

〔伏木税關支署調査〕

明治二十二年、法律第二十號ヲ以テ、特別輸出港規則ヲ發布セラレ、越中國伏木港ハ特別輸出港ニ指定サレタルト同時ニ、伏木町ニ新潟税關ノ所管トシテ、税關出張所ヲ設置シ、伏木港新潟税關出張所ト稱シ、事務ヲ開始ス、明治二十六年、勅令第三百三十九號ヲ以テ、税關出張所及派出所ヲ置キ、其ノ名稱及位置ヲ定メラレ、同年十一月十日ヨリ、伏木町ニ伏木新潟税關出張所ヲ設置セラレ、新潟税關ノ所管タリ、

明治三十二年、勅令第六十九號ヲ以テ、税關支署ノ名稱及管轄區域ヲ定メラ

レ、伏木新潟税關出張所ヲ伏木税關支署ト改稱、管轄區域ハ越中國一圓トナリ、新潟税關ノ所管タリ、

明治三十五年、勅令第二百三十八號同第二百三十九號ニ依リ、新潟税關ヲ廢セラレタル結果、更ニ大阪税關ノ所管ニ移サル、

農事試験場を設置す、

〔富山縣農事試験場調査〕

明治二十二年、縣費ヲ以テ上新川郡奥田村ニ農事試験場ヲ設置シ、同二十八年三月ニ至リ之ヲ廢止シ、更ニ三十一年四月ヨリ、本縣簡易農學校〔福野町〕内ニ之ヲ再設シ、四十一年四月、上新川郡堀川村ニ移轉セリ、

〔富山縣報〕

告示第三十七號

今般本縣農事試験場支部ヲ左記ノ所ニ設置セリ、

明治二十六年五月十二日

富山縣知事 德久恒範

一 農事試験場 上新川支部 上新川郡音杉村大字三日市村

一 農事試験場 婦負支部 婦負郡東吳羽村大字五福村

今上天皇明治二十二年

五四五

- 一 農事試驗場下新川支部 下新川郡前澤村大字前澤村
- 一 農事試驗場射水第一支部 射水郡水見町大字池田新村
- 一 農事試驗場射水第二支部 射水郡小杉町大字戸破村
- 一 農事試驗場礪波第一支部 礪波郡出町大字太郎丸村
- 一 農事試驗場礪波第二支部 礪波郡藪波村大字淺地村

〔富山縣法規類聚〕

訓第七十八號

明治二十七年七月四日

農事試驗場本部

同 支部

農事試驗場章程、左ノ通相定ム、
右訓令ス、

農事試驗場章程

- 第一條 農事試驗場ハ、縣下農事ノ利弊ヲ攻究シ、其改良ヲ圖ル所トス、
- 第二條 農事試驗場ハ、本部ヲ上新川郡ニ置キ、支部ヲ各郡ニ置ク、○下

〔富山縣報〕

富山縣告示第三十六號

本縣農事試驗場本部及支部、左記ノ通廢止及改稱ス、

明治二十八年三月二十七日

富山縣知事徳久恒範

富山縣農事試驗場本部

富山縣農事試驗場礪波第一支部

富山縣農事試驗場礪波第二支部

右ハ本月三十一日限リ廢止ス、

名	稱	改	稱
富山縣農事試驗場上新川支部		富山縣上新川農事試驗場	
富山縣農事試驗場婦負支部		富山縣婦負農事試驗場	
富山縣農事試驗場下新川支部		富山縣下新川農事試驗場	
富山縣農事試驗場射水第一支部		富山縣射水第一農事試驗場	
富山縣農事試驗場射水第二支部		富山縣射水第二農事試驗場	

右ハ來ル四月一日ヨリ改稱ス、

今上天皇明治二十二年

富山縣告示第七十七號

今般縣下上新川農事試驗場外ニケ所ヲ左ノ通改稱ス、

明治二十九年四月十日

富山縣知事徳久恒範

改稱	舊稱
中新川農事試驗場	上新川農事試驗場
氷見農事試驗場	射水第一農事試驗場
射水農事試驗場	射水第二農事試驗場

富山縣訓令第八十四號

簡易農學校 農事試驗場

農事試驗場規程左ノ通相定ム、

但本文施行ノ日ヨリ、明治二十七年富山縣訓第七八號農事試驗場章程廢止ス、

明治三十年七月二十三日

富山縣知事石田貫之助

農事試驗場規程 抄

第三條 農事試驗場ニ本場及分場ヲ設ク、其位置並ニ管轄區域左ノ如シ、

名稱	位置	管轄區域
富山縣農事試驗場	東礪波郡福野町木縣簡易農學校	東礪波郡西礪波郡
同 場中新川分場	中新川郡音杉村大字	中新川郡
同 下新川分場	下新川郡前澤村大字	下新川郡
同 婦負分場	婦負郡東吳羽村大字	婦負郡、上新川郡
同 射水分場	射水郡作道村大字	射水郡
同 氷見分場	氷見郡氷見町大字	氷見郡

富山縣告示第六十號

本縣農事試驗場分場左記ノ通、明治三十一年三月三十一日限リ廢止ス、

明治三十一年三月二十五日

富山縣知事阿部 浩

富山縣農事試驗場中新川分場

同 下新川分場

今上天皇明治二十二年

同 婦負分場
 同 射水分場
 同 水見分場

〔参考〕

〔富山縣内務部勸業課調査〕 明治十七年、上新川郡奥田村ニ勸業育種場ナルモノヲ設置シ、當時ノ等外二等出仕太田仙次郎ヲ管理者ト爲シ、五ヶ年間ノ特別經濟ヲ以テ經營セシメ、同二十一年ヲ以テ之ヲ廢シタリ、

〔富山縣報〕

富山縣告示第九十一號

本縣農事試驗場ハ、本年四月一日ヲ以テ上新川郡堀川村大字太郎九村ニ移轉ス、

明治四十一年四月四日

富山縣知事字佐美勝夫

早月川に早月橋を架す、

〔富山縣内務部土木課調査〕

古老ノ傳フル所ニ依レハ、早月橋ハ往時越中國新川郡三ヶ村ニ、加賀藩ヨリ四名ノ川越人夫ヲ指定シ、毎年人夫一名ニ付銀百

目ツ、ヲ下付シ、川目毎ニ幅三尺餘ノ丸太橋ヲ架渡シ、通行ノ便ヲ圖リタルモノナリ、其後天保年間ニ於テ、銀三百目ニ増加シ、尙通行人ヨリ錢三文ツ、ヲ徴シタルモノトス、而シテ出水ノ場合、丸太橋流失セハ、危險ナル竿越シト稱スル方法、即チ長六七間ノ竹竿ニ、通行人十二三名ツ、ヲ把手セシメ、竹竿ノ前後兩端ニハ川越人夫附添ヒ、徒涉シ、尙洪水汎濫ノ場合ニハ、下流海岸ニ於テ渡舟ニ依リ、以テ通行シタルモノナルモ、暴風高波ニ際シテハ、通行杜絶トナリタルコト年中數回ナリキ、明治六年十月、銀ノ下付廢止ニ伴ヒ、川目毎ニ狹隘ナル板橋ヲ架設シ、通行人ヨリ橋錢ヲ徴シ、同二十二年之ヲ廢止シテ、木橋ヲ架設シ、早月橋ト名ケタルモノニシテ、現在橋梁ハ明治三十七年十二月十四日、架換タルモノナリ、

明治二十三年庚寅

紀元二千五百五十年

四月 壬子朔

三日、^{甲寅}縣會議長石坂專之介、副議長堀二作等、名古屋城に於て、御宴に陪侍す、

〔越中史略〕

二十三年四月三日、聖駕名古屋に行幸あらせられ、舊名古屋城に

今上天皇明治二十二年 二十三年

於て、御宴を開かせ給ひぬ、この日富山縣會議長石坂專之介、同副議長堀二作は縣民を代表して之に陪侍するの榮を得たり、

〔石坂專之介報告〕

明治二十三年四月、名古屋城ニ於テ催サレタル夜會ニ招待サレシモノ左ノ如シ、

縣會議長	石坂專之助	同副議長	堀二作
海防費獻金者	馬場道久	海防費獻金者	中田清兵衛
同	小澤與三	同	正村義太郎
同	伊東祐寛	同	森正太郎

〔堀二作報告〕

明治二十三年、陸軍大演習御施行ノ際、富山縣會副議長トシテ、名古屋城ニ於ケル四月二日ノ夜會ニ左ノ通り招待セラレ、陪宴ノ光榮ヲ得、翌三日觀兵式ニ參列ス、

皇帝陛下ノ旨ヲ奉シ、富山縣會副議長堀二作殿ヲ名古屋城ニ於テ催サル、夜會ニ招待ス、

宮内大臣

十四日、^乙富山市の啓廸高等小學校に、御眞影を下賜せらる、

〔富山市沿革志〕

明治二十三年四月十四日、啓廸高等小學校ニハ、天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ拜戴シタリ、

〔參考〕

〔八尾郷土史談〕

明治二十三年十一月十三日、本郡役所より當龍蟠高等小學校へ、宮内省より天皇皇后兩陛下の御眞影御下賜に相成るに付、同月十六日、本縣廳へ町長及校長出頭致すべく旨達せらる。略中十六日、微雨を冒して午前八時、一同生徒を引率し、隊伍を整へ喇叭を吹き、縣廳の玄關前へ到り、生徒を休憩せしむ、同日明理^{津魚}卓立^新育英^高龍蟠の四校へ下賜せられしにて、第一に明理、第二に卓立、第三に龍蟠、第四に育英と、順次下賜せらるゝこと、午前九時三十分、縣廳に於て各高等官郡長等陪席の上、知事より町長へ御眞影を賜はりたり、

〔富山縣報〕

訓令第百十號

郡市役所 町村役場

市町村立小學校

小學校、祝日、大祭日儀式ノ節、奉掲スヘキ御眞影ヲ複寫セントスル者ノ爲メ

ニ、此際限リ左ノ方法ニヨルコトヲ得セシム、

明治二十六年十一月四日

富山縣知事徳久恒範

一 複寫シタル 御眞影ヲ奉掲セントスル小學校ハ、將來奉置ノ方法ヲ具シ、本年十一月二十日限リ、當該市町村長町村長ハ郡役所ヲ經テヨリ縣知事ニ申出ヘシ、但郡

長ハ本文經由ノ際、奉置方法ノ適否ヲ審査シ、其意見ヲ副申スヘシ、

二 縣廳ハ、調査ノ上、奉置上不都合ナシト認ムルモノヲ纏メ、相當ノ寫眞師ニ命

シテ、複寫セシムヘシ、

三 複寫ノ費用ハ、市町村ノ負擔タルヘシ、

四 本令ニ依リ、複寫ヲナスモノハ、明治二十五年七月七訓令第七十二號第二ノ手續

ニ依ルヲ要セス、

二十日、辛未日本赤十字社富山縣委員部を富山市に置く、

〔日本赤十字社富山支部調査〕

明治二十三年四月二十日、日本赤十字社富山

縣委員部ヲ富山市ニ置キ、二十七年十二月八日、委員部ヲ支部ト爲シ、二十八年

二月十七日、支部ニ看護婦養成所ヲ設置シ、之ヲ市ノ富山病院内ニ置ク、二十八

年十二月、各郡市ニ委員部ヲ、各町村ニ町村分區ヲ設ケ、三十五年七月、支部監督

ノ下ニ、篤志看護婦人會富山支會ヲ設立ス、

五月壬午朔

三日、甲申婦負郡八尾町火あり、

〔八尾警察署調査〕

明治二十三年五月三日午前一時、八尾町大字諏訪町數納

フサ居宅ヨリ出火、折柄南風烈強ノ爲メニ延焼、戸數三百燒失ス、

是月、神通川及び井田川出水、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治二十三年五月、神通川、井田川洪水、婦負郡杉原村、鶴坂村等ニ氾濫シ、田畑ノ

流損スルモノ極メテ多シ、

六月癸丑朔

五日、丁巳嵯峨正作歿す、

〔大日本人名辭書〕上

嵯峨正作は、越中國上新川郡東岩瀬驛の産なり、梅帯と號す、人と爲り酒を好み、
軀幹豐滿、落放誕にして小事に區々たらず、明治の初め笈を負ふて東京に來
り、苦學數年、遂に紙幣寮銀行簿記講習所試験に及第して、其貸費生となる、明治

十年業を卒へ紙幣寮御雇となり、翻譯の任に當る、十二年大阪造幣局に出仕し、十五年職を辭して經濟雜誌社に入れり、爾來或は雜誌の編輯に、或は政事類典の翻譯に、或は人名辭書の編纂に力を盡して怠ることなし、殊に人名辭書の編纂に至りては、君の功最も多きに居る、之より先き一夜誤ちて庖厨の揚板より墜ちて、痛く其右脚を打つ、當時傷所の苦痛に堪ずして療養少しく怠る、爾後右脚拘攣して股關節炎病となり、居所自由ならず、偶々細君二兒を棄て、黃泉に就く、仍て愈々困迫を極む、十九年經濟雜誌社を辭し、獨り退きて讀書に耽けること凡そ二年、日本史綱遂に成り大に世の高評を得たり、後年専ら心を哲學宗教の二派に潜め、大に蘊蓄する所を、世に示さんとするの際、明治二十三年六月五日病で没す、年三十八、嘗て經濟雜誌の商標條例を論ずるに當りて、誤ちて法網に觸れ、伴直之助と共に、石川島の獄に在ること一ヶ月なりしが、獄中にて直之助と共に囚徒の救遇を受け、ヨダレ嵯峨の異名を受けたりといふ、

二十日、壬午米價騰貴の爲め、高岡市に騷擾起る、

〔高岡新報〕

五千號

明治二十三年の暴動と言へば、聞くだも悚然たる慘劇なるが、今其實況を述るに

方り、先づ同年米價の暴騰したる、原因に就て略記せんに、當地方の米價は、明治十九年の大豊作以來、概して三四圓を昇降したるが、二十二年の凶作を見るや、俄然昇騰し、二十三年に入りて、其の程度殊に著しく、同六月に至るや、遂に當時の二貫目、即ち約十圓に暴騰を告げたり、斯る現象は獨り當地のみに止まらざりしを以て、各地到る處に細民生活難の聲起り、従つて當地方の貧民も大に苦痛を感ずるに至り、斯る場合は米の輸出を禁ずべしなど誰となく言ひ觸らせる内、同十五六日頃より隊伍を組み、伏木港に押寄せ、正米の輸出を抑止せんとするもの、日を遂ふて増加し、警官等は全力を注ぎて制止せるも、他迄抵抗して止まず、甚だしきは巡查を海中に投ずる等、甚だ不穩の風説を傳へ、今にも大棒事を惹起せんかと、市中の人心恟々たるものありしが、二十日午後八時頃、果然暴徒蜂起して、各所に同勢を嘯集し、市内片原町の本陽寺下川原町の開正寺、其他多數寺院梵鐘は一時に亂打され、市内は上を下への大混亂となり、無数の暴徒は手に々々棍棒を提げて、先づ木舟町の菅野傳右衛門方を襲ひ、同家の門口より押寄せ、手當り次第に、砂糖其他の商品を破壊し、甚だしきは石油罐を取出して放火する等、あらゆる暴舉を働き、更に片原町の林善次郎、志摩長